

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2025.3.13

国際 アジア・リート・ファンド (通貨選択型)

為替ヘッジなしコース (毎月決算型)

円コース (毎月決算型)

インド・ルピーコース (毎月決算型)

インドネシア・ルピアコース (毎月決算型)

追加型投信／海外／不動産投信

ファンドは、特化型運用を行います。

この目論見書により行う「国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月12日に関東財務局長に提出しており、2024年9月13日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都港区東新橋一丁目9番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
（1）【ファンドの名称】	1
（2）【内国投資信託受益証券の形態等】	1
（3）【発行（売出）価額の総額】	1
（4）【発行（売出）価格】	1
（5）【申込手数料】	2
（6）【申込単位】	2
（7）【申込期間】	2
（8）【申込取扱場所】	2
（9）【払込期日】	2
（10）【払込取扱場所】	2
（11）【振替機関に関する事項】	2
（12）【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	88
第3【ファンドの経理状況】	95
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	131
第三部【委託会社等の情報】	132
第1【委託会社等の概況】	132
約款	178

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）

以上を総称して「国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）」または「ファンド」ということがあります。また、各々を「各ファンド」または「各通貨コース」ということがあります。

各ファンドについて、以下の略称を用いることがあります。

ファンドの名称		略称
国際 アジア・ リート・ファンド （通貨選択型）	為替ヘッジなしコース （毎月決算型）	為替ヘッジなしコース
	円コース （毎月決算型）	円コース
	インド・ルピーコース （毎月決算型）	インド・ルピーコース
	インドネシア・ルピアコース （毎月決算型）	インドネシア・ルピアコース

また、各ファンドの共通の内容はまとめて記載します。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

す。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2024年9月13日から2025年9月12日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

・販売会社によっては、各ファンド間でスイッチング*が可能です。スイッチングを行う場合の申込手数料は、販売会社にご確認ください。

＊ スイッチングとは、各ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別の各ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

・販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンド 1,800 億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

<各ファンド>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信 (リート)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

<円コース>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	
その他資産(投資信託証券 (不動産投信))	その他	アフリカ		なし
		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(不動産投信)とが異なります。

<為替ヘッジなしコース>、<インド・ルピーコース>、<インドネシア・ルピアコース>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ファンズ	
その他資産(投資信託証券 (不動産投信))	その他	アフリカ		なし
		中近東(中東)		

資産複合		エマージング		
------	--	--------	--	--

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

上記ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託証券（不動産投信））	投資信託証券を通じて、主として不動産投信に投資する。
年 12 回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則*」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

* 一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファンドの目的



ファンドの特色

国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型)は、為替戦略が異なる4つの通貨コースから構成されています。

●販売会社によっては、各通貨コース間でスイッチング*1が可能です。

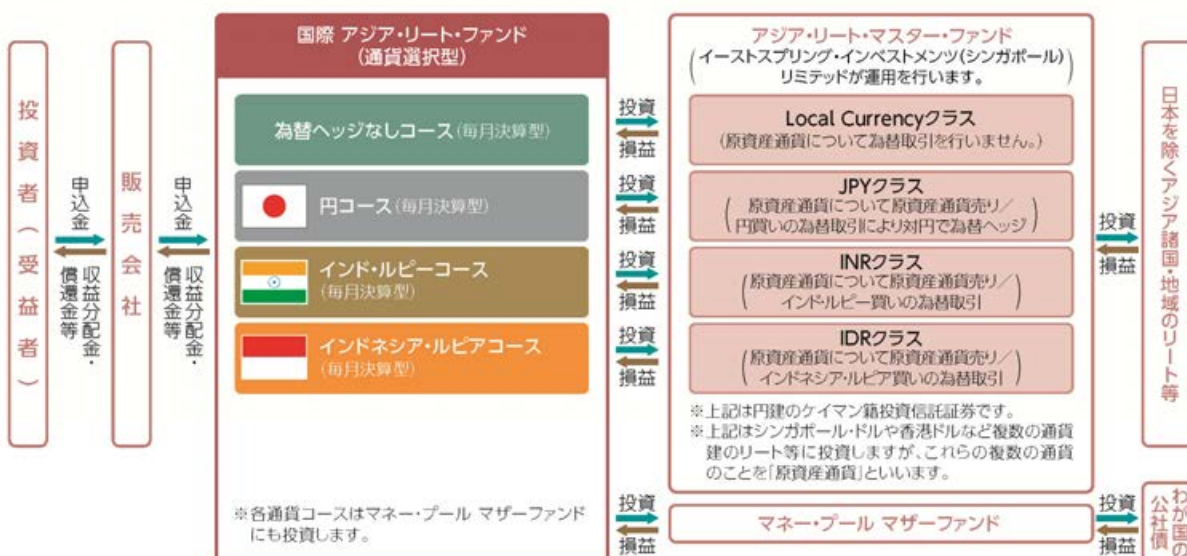
*1 スwitchingとは、各通貨コースを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に各通貨コースの購入の申込みを行うことをいいます。

■ ファンドのしくみ

◆ ファンド・オブ・ファンズ方式*2により運用を行います。

*2 ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。

ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則(「投資信託等の運用に関する規則」第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。



※当ファンドおよびマネー・プール マザーファンドは三菱UFJアセットマネジメントが運用を行います。

※販売会社によっては、一部の通貨コースのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

1 日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している不動産投資信託(リート)等に投資します。

- ◆ アジア・リート・マスター・ファンド^{*1}(以下「ARMF」といいます。)への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している不動産投資信託(リート)等に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

^{*1} ARMFは、ケイマン籍投資信託証券で、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドが運用を行います。

- ◆ 各通貨コースの投資先であるARMFにおいては、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の不動産投資信託(リート)等に投資を行います(以下、ARMFが投資を行う不動産投資信託(リート)等の通貨のことを「原資産通貨」といいます。)。各通貨コースの投資先であるARMFの各クラスにおける為替取引は以下の通りです。

● 為替ヘッジなしコース

ARMFのLocal Currencyクラスでは、原則として原資産通貨について為替取引は行いません。

● 円コース

ARMFのJPYクラスでは、原則として原資産通貨売り/円買いの為替取引により対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

● インド・ルピーコース、インドネシア・ルピアコース

ARMFの各クラスでは、為替取引の対象通貨をそれぞれインド・ルピー、インドネシア・ルピアとして、原則として原資産通貨売り/各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。

為替取引には、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)^{*2}等を活用します。

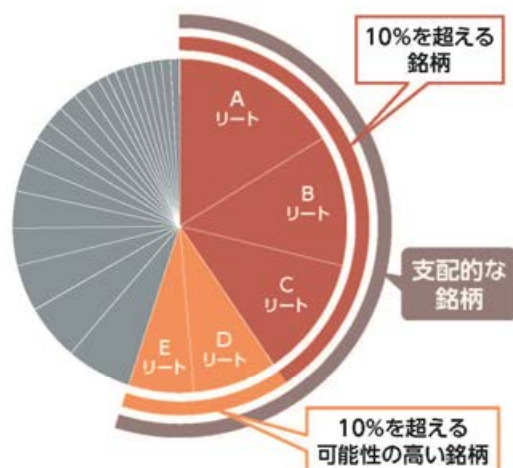
^{*2} 直物為替先渡取引(NDF)の詳細は、後記「直物為替先渡取引(NDF)について」をご参照ください。

- ◆ 各ファンドは特化型運用を行います。一般社団法人投資信託協会は信用リスク集中回避を目的とした投資制限(分散投資規制)を設けており、投資対象に支配的な銘柄(寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い銘柄)が存在し、又は存在することとなる可能性が高いものを、特化型としています。

- ◆ 各ファンドは、日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場している不動産投資信託(リート)等に実質的に投資します。各ファンドの投資対象には支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

^{*}寄与度とは、投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める比率または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成比率を指します。

投資対象における寄与度の例



^{*}上記の図は特化型運用を説明するためのイメージ図であり、実際とは異なります。

不動産投資信託(リート)等の安定したインカムゲインの確保と、
値上がり益、および為替差益の獲得を目指します。

◆各通貨コースの収益の源泉には、3つの要素があります。

要素1

日本を除くアジア諸国・地域の不動産投資信託(リート)等への投資

日本を除くアジア諸国・地域の不動産投資信託(リート)等を実質的な主要投資対象とすることで、安定したインカムゲインの確保と値上がり益の獲得を目指します。

リートとは

リートとは、複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。



好利回り

一般的に、収益の一定以上を配当するなど一定の適格要件を満たすことで法人税等が減免される仕組みとなっており、収益の大部分を投資者が受け取ること
で好利回りが期待されます。



専門家の不動産運営

不動産の専門家が不動産の取得・運営管理等を行います。



少額から投資可能

不動産への直接投資と比べ、少額の資金で投資を行うことができます。



流動性

金融商品取引所に上場しているリートは、株式等と同様に売買することができます。



不動産投資のリスク分散

複数の不動産に分散投資を行うことにより、個別不動産のリスクを分散・軽減する効果が期待されます。

要素2

原資産通貨と各通貨コース(為替ヘッジなしコースを除く)の対象通貨の短期金利の差から得られる「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」

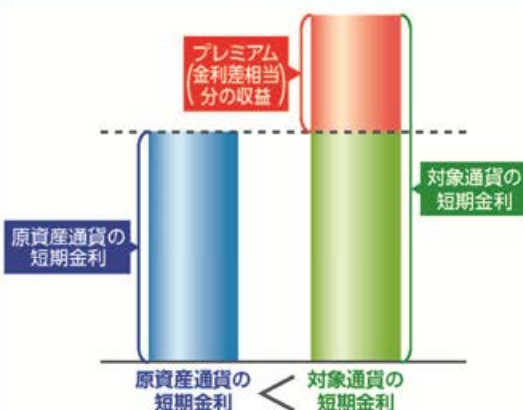
各通貨コース(為替ヘッジなしコースを除く)の対象通貨の短期金利が、原資産通貨の短期金利*と比較して高い場合には、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。

※対象通貨の短期金利が、原資産通貨の短期金利と比較して低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

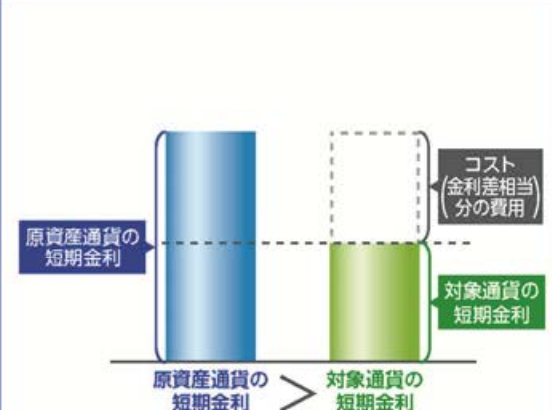
※ただし、為替市場の状況によっては、収益または費用が、金利差相当分から乖離する場合があります。

* 当ファンドにおいて、原資産通貨の短期金利とは、投資している原資産の複数の通貨の短期金利をその組入比率により加重平均したものです。

為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)を獲得する例



為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)が発生する例



※上記の図は為替取引によるプレミアム/コストの概念を説明するイメージ図であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

対象通貨の為替変動(円コースを除きます。)

〈為替ヘッジなしコース〉

原則として原資産通貨について為替取引を行いませんので、原資産通貨が対円で上昇(円安)した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落(円高)した場合には、為替差損が生じます。

〈インド・ルピーコース、インドネシア・ルピアコース〉

原則として原資産通貨売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行いますので、各通貨コースの対象通貨が対円で上昇(円安)した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落(円高)した場合には、為替差損が生じます。

◆各通貨コースの対象通貨の為替変動により以下のような影響を受けます。

各通貨コース	為替変動の影響	
	下落	基準価額
為替ヘッジなしコース	原資産通貨安	円に対して 原資産通貨高
 円コース	原則として原資産通貨売り／円買いの為替取引により対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。	
 インド・ルピーコース	インド・ルピー安	円に対して インド・ルピー高
 インドネシア・ルピアコース	インドネシア・ルピア安	円に対して インドネシア・ルピア高

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。
- 原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、継続的に分配することをめざします。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



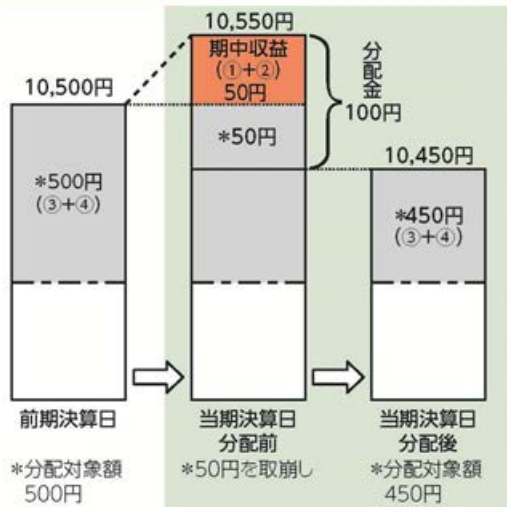
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

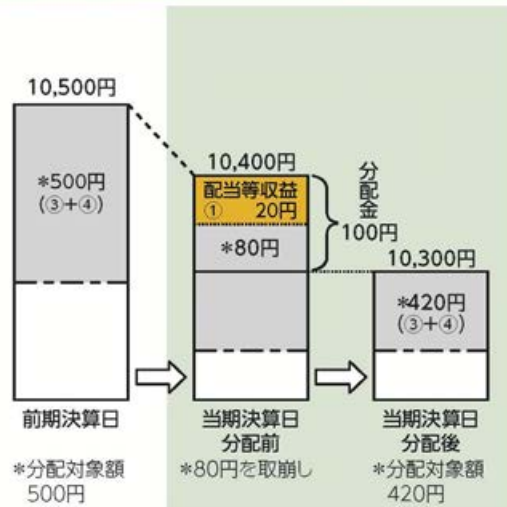
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



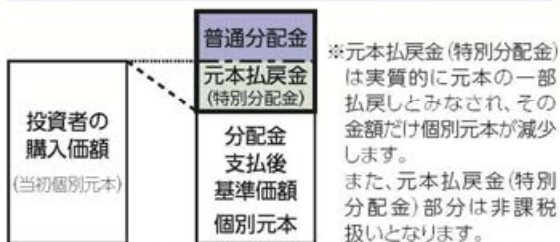
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

主な投資制限

投資信託証券への投資

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

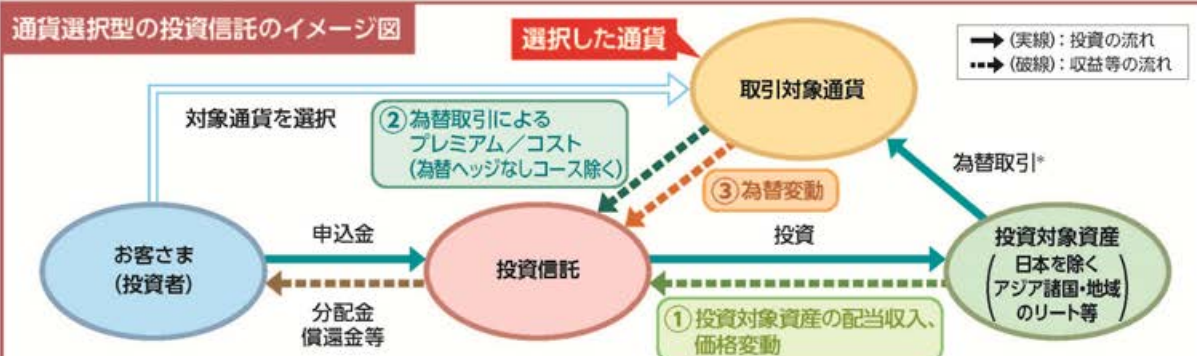
1発行体等あたりの投資制限

1発行体等あたりの各ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、25%以内とします。

通貨選択型ファンドの収益／損失に関する説明

◆通貨選択型の投資信託は、投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



*取引対象通貨が円以外の場合には、当該通貨の対円での為替リスクが発生することにご留意ください。

※上記イメージ図は、通貨選択型の投資信託の仕組みを分かり易く表したものであり、実際には、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前記「ファンドのしくみ（各通貨コース）」をご参照ください。

◆通貨選択型の投資信託の収益の源泉としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることにご留意ください。

1. 投資対象資産による収益（上図①部分）

- 投資対象資産が値上がりした場合等には、基準価額の上昇要因となります。
- 逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、基準価額の下落要因となります。

2. 為替取引によるプレミアム／コスト（上図②部分）

- 為替取引により、「選択した通貨」（コース）の短期金利が、原資産通貨の短期金利*よりも高い場合は、その金利差による「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」が期待できます。（為替ヘッジなしコースを除く）
- 逆に、「選択した通貨」（コース）の短期金利のほうが高い場合には、「為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）」が生じます。（為替ヘッジなしコースを除く）

*当ファンドにおいて、原資産通貨の短期金利とは、投資している原資産の複数の通貨の短期金利をその組入比率により加重平均したものです。

※「為替ヘッジなしコース」は為替取引を行わないため、為替取引によるプレミアム／コストは発生しません。

※新興国通貨の場合などは、金利差がそのまま反映されない場合があります。

3. 為替変動による収益（上図③部分）

- 投資対象資産が実質的に選択した通貨（円を除く。）建となるように為替取引を行った結果、上図③の部分については、「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- 「選択した通貨」の対円レートが上昇（円安）した場合は、為替差益を得ることができます。
- 逆に、「選択した通貨」の対円レートが下落（円高）した場合は、為替差損が生じます。
- 「為替ヘッジなしコース」は、原資産通貨が対円で上昇（円安）した場合は為替差益を得ることができ、逆に原資産通貨が対円で下落（円高）した場合は為替差損が生じます。

◆これまで説明しました内容についてまとめると、以下のようになります。

収益の源泉	= ① 投資対象資産の配当収入、価格変動 + ② 為替取引によるプレミアム／コスト（為替ヘッジなしコース除く） + ③ 為替差益／為替差損		
収益を得られるケース	● 投資対象資産の市況の好転 日本を除くアジア諸国・地域のリート等の価格の上昇	● 取引対象通貨の短期金利が原資産通貨の短期金利を上回る プレミアム（金利差相当分の収益）の発生	● 取引対象通貨が対円で上昇（円安） （為替ヘッジなしコースは原資産通貨が対円で上昇（円安）） 為替差益を得る
損失やコストが発生するケース	● 日本を除くアジア諸国・地域のリート等の価格の下落 ● 投資対象資産の市況の悪化	● コスト（金利差相当分の費用）の発生 ● 取引対象通貨の短期金利が原資産通貨の短期金利を下回る	● 為替差損が生じる ● 取引対象通貨が対円で下落（円高） （為替ヘッジなしコースは原資産通貨が対円で下落（円高））

（注）為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、為替取引に関する規制などで機動的に外国為替予約取引を行えないことがあり、直物為替先渡取引（NDF）を活用する場合があります。

為替取引を行う場合のプレミアム／コストは、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは異なる場合があります。

※上記は、主な収益源の要素の説明であり、全ての要素を網羅しているものではなく、将来における運用成果を予想あるいは保証するものではありません。市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

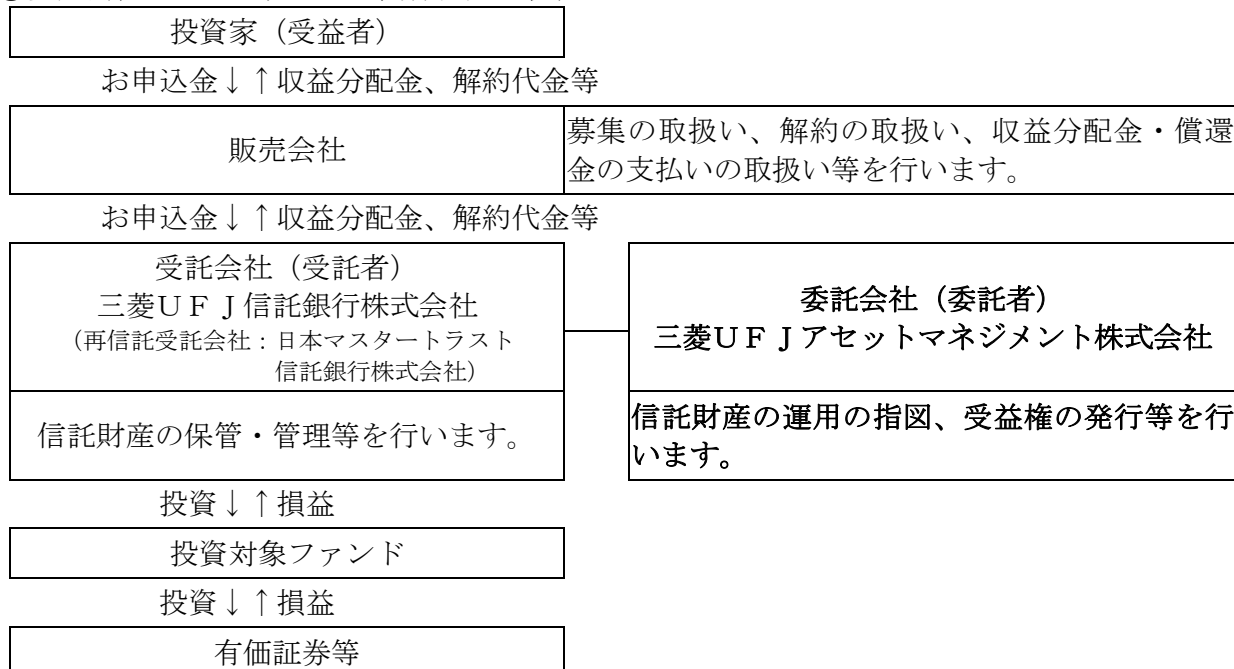
（2）【ファンドの沿革】

2013年9月20日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2015 年 7 月 1 日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱UFJ 国際投信株式会社に承継
2018 年 3 月 13 日 マレーシア・リングコース（毎月決算型）の繰上償還
2022 年 3 月 12 日 信託期間を 2023 年 6 月 13 日までから 2028 年 6 月 13 日までに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2024 年 12 月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 404 号
- 設立年月日
1985 年 8 月 1 日
- 資本金
2,000 百万円
- 沿革
1997 年 5 月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004 年 10 月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005 年 10 月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ 投信株式会社に変更
2015 年 7 月 三菱UFJ 投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三

2023 年 10 月 菱UFJ国際投信株式会社に変更
 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 投資態度

- a. 円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（後記「※1」をご参照ください。）の受益証券を主要投資対象とします。
 また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。
- b. 円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（後記「※1」をご参照ください。）への投資を通じて、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等を実質的な主要投資対象とします（以下、当該外国投資信託が投資を行う不動産投資信託（リート）等の通貨のことを「原資産通貨」といいます。）。
 なお、各通貨コース（為替ヘッジなしコースを除く）は、当該外国投資信託において、原則として為替取引（円コースについては「為替ヘッジ」と読み替えます。）を行います。
 （為替取引または為替ヘッジの内容については後記「※2」をご参照ください。）
- c. 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

※1 各通貨コースが投資する「アジア・リート・マスター・ファンド」は、以下の通りとなります。

各通貨コース	アジア・リート・マスター・ファンド
為替ヘッジなしコース	Local Currency クラス
円コース	J P Yクラス
インド・ルピーコース	I N Rクラス
インドネシア・ルピアコース	I D Rクラス

※2 為替取引または為替ヘッジの内容は以下の通りとなります。

各通貨コース	為替取引または為替ヘッジの内容
為替ヘッジなしコース	－
円コース	原資産通貨の売り、円の買い
インド・ルピーコース	原資産通貨の売り、インド・ルピーの買い

- ※3 各通貨コースの運用方針の達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先を重視し、主要投資対象として「アジア・リート・マスター・ファンド」を選定し、また、余裕資金の運用のため、投資対象の流動性を重視し「マネー・プール マザーファンド」を選定しました。

③ 運用の形態等

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（前記（1）投資方針「※1」をご参照ください。）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

① 投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（前記（1）投資方針「※1」をご参照ください。）の受益証券のほか、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a. およびb. の証券または証書の性質を有するもの
- d. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

a. の証券およびc. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形
- ④ 特別な場合の金融商品による運用
- 前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の a. から d. までの掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考)各通貨コースが投資対象とする投資先ファンドの概要

名称	アジア・リート・マスター・ファンド	(Local Currencyクラス)
		(JPYクラス)
		(INRクラス)
		(IDRクラス)
形態等	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／円建	
目的及び 基本的性格	- 日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している不動産投資信託(リート)等を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。 - シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の不動産投資信託(リート)等に投資を行います。また、各クラス(Local Currencyクラスを除く)では、原則として外国為替予約取引および直物為替先渡取引(NDF)等を活用した為替取引を行います。	
運用方針及び 投資制限	1. 日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している不動産投資信託(リート)等に投資を行います。 不動産投資信託(リート)等の組入比率は原則として高位を保ちます。	
	2. シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の不動産投資信託(リート)等に投資を行います(以下、投資先ファンドが投資を行う不動産投資信託(リート)等の通貨のことを「原資産通貨」ということがあります。)。各クラスにおける為替取引は以下の通りです。	
	Local Currency クラス	原則として、原資産通貨について為替取引は行いません。
	JPYクラス	原則として、原資産通貨について原資産通貨売り／円買いの為替取引により対円で為替ヘッジを行います。
	INRクラス	原則として、原資産通貨について原資産通貨売り／インド・ルピー買いの為替取引を行います。
	IDRクラス	原則として、原資産通貨について原資産通貨売り／インドネシア・ルピア買いの為替取引を行います。
3. 投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。		
4.1発行体等あたりの純資産総額に対する比率は、原則として、25%以内とします。		

投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド (Eastspring Investments (Singapore) Limited)
信託期限	無期限
設定日	2013年9月20日
会計年度末	毎年8月末
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
信託(管理)報酬	純資産総額に対して年率0.74%程度 (運用報酬:年率0.65%、管理費用:年率0.09%程度) ※上記の信託(管理)報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資先ファンドの信託財産から支弁されます。

「イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド」について

イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドは、1994年10月にシンガポールにおいて設立された運用会社です。アジア・アフリカ地域を中心に金融サービスを展開する英国ブルーデンシャル社のアジアにおける資産運用事業部門であるイーストスプリング・インベストメンツ・グループに所属しており、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。(2024年12月末現在)
英国ブルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるブルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

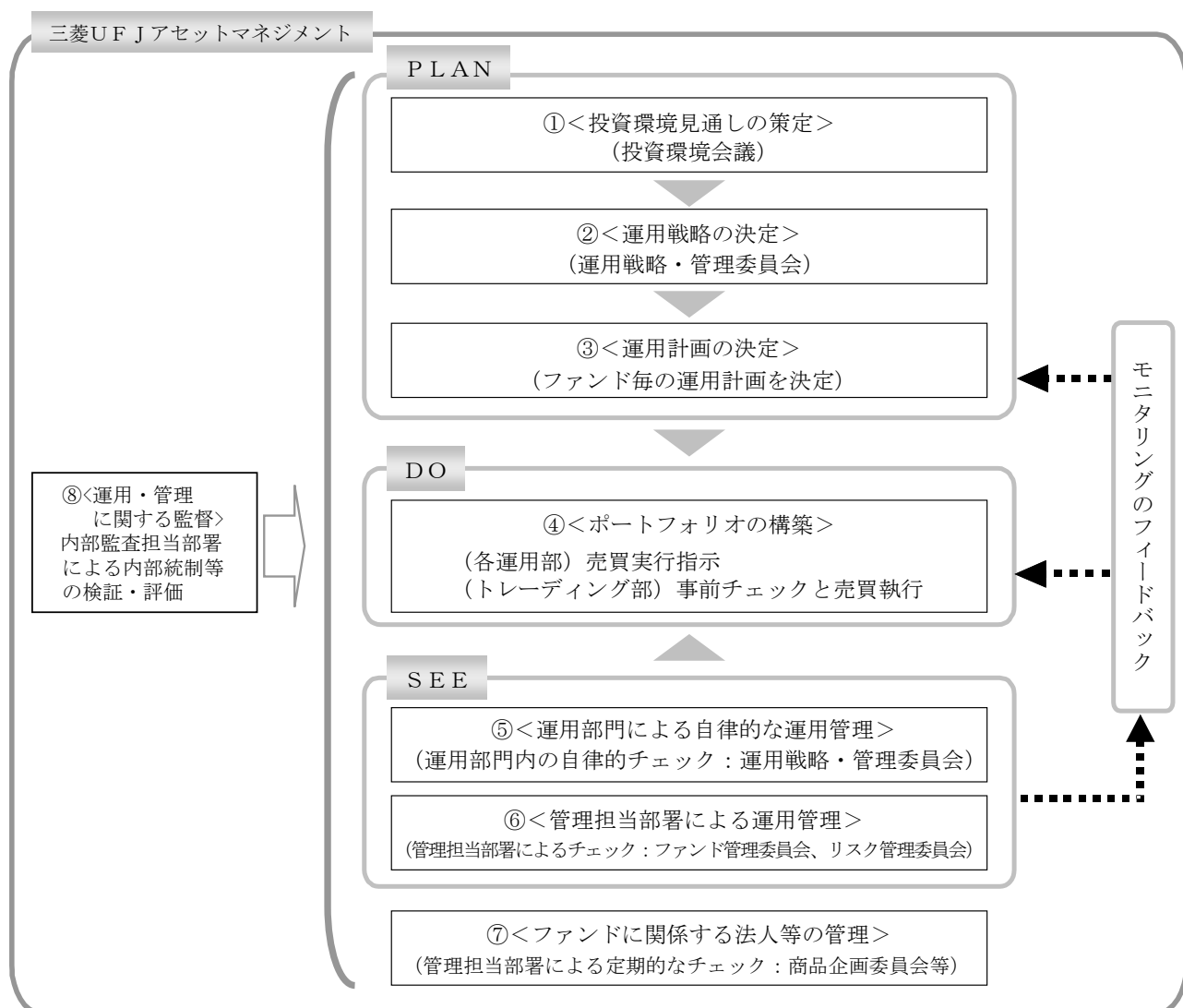
■ マネー・プール マザーファンド

わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するよう配慮するとともに、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

名称	マネー・プール マザーファンド
形態等	適格機関投資家私募
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	① わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するよう配慮します。 ② わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。 (ア) A-2格相当以上の短期信用格付 (イ) A格相当以上の長期信用格付 (ウ) 信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの ③ 投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとします。 ④ 投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度

	を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。 ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬	かかりません。
信託期限	無期限
設定日	2009年9月29日
決算日	1月14日および7月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）
主な関係法人	・委託会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社 ・受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎月 13 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2013 年 12 月 13 日とします。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（a）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

① 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資

株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑥ 信用リスク集中回避のための投資制限

a. 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、100分の25を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. の比率を超えることとなった場合には、委託会社は、原則として、超えることとなった日から1ヵ月以内に当該比率以内となるよう調整を行うものとします。なお、各ファン

ドの設定当初、解約および償還への対応ならびに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合を除きます。

⑦ 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

a. 為替変動リスク

＜為替ヘッジなしコース＞

主要投資対象とする外国投資信託の組入資産について、原則として為替取引を行いません。そのため、原資産通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

＜円コース＞

主要投資対象とする外国投資信託の組入資産について、原則として原資産通貨売り／円買いの為替取引により対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

また、円金利が原資産通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

＜各通貨コース（為替ヘッジなしコースおよび円コースを除く）＞

主要投資対象とする外国投資信託の組入資産について、原則として原資産通貨売り／各通貨コースの対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各通貨コースの対象通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

また、各通貨コースの対象通貨の金利が原資産通貨の金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

b. 価格変動リスク

実質的に投資しているリート等の価格は当該リート等が組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リート等の価格が上昇すればファンドの基準価額の上昇要因となり、リート等の価格が下落すればファンドの基準価額の下落要因となります。

c. 金利変動リスク

金利上昇時には実質的に投資しているリート等の配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リート等の価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リート等が資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リート等の価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

d. 信用リスク

実質的に投資しているリート等の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、リート等の価格が下落すれば、ファンドの基準価額の下落要因となります。

e. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、リート等は市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

f. カントリー・リスク

リート等の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、価格が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・ 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・ 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・ 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・ 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国のリート等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

g. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

h. その他の主な留意点

- （a）投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。その場合、より多くの銘柄に分散投資する投資信託と比べて、a. から g. までのリスクの影響が大きくなる可能性があります。
- （b）通貨コースによっては、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

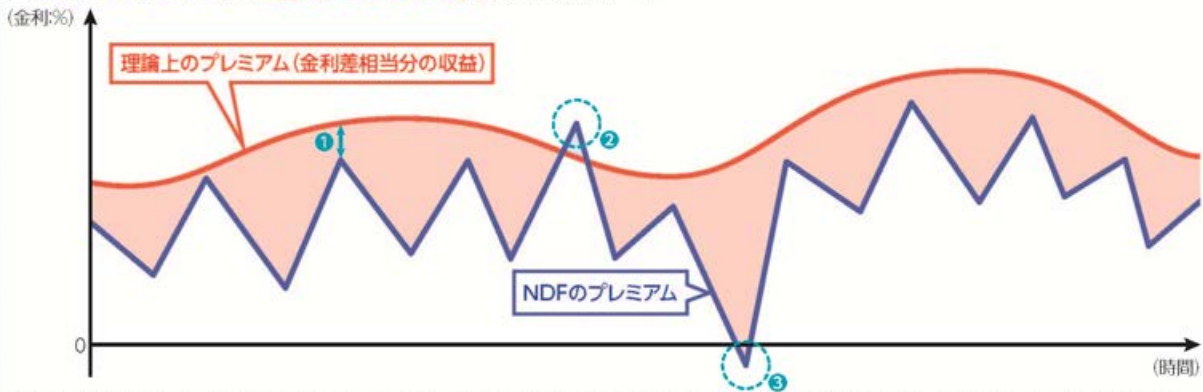
直物為替先渡取引(NDF)について

外国為替先渡取引の一種であり、対象通貨を用いた受渡しを行わずに、主に米ドルなど主要通貨による差金決済を相対で行う取引です。

- ・為替取引を行う際、一部の新興国の通貨では、外国為替取引に関する規制などで機動的に為替予約取引を行えないことがあり、NDFを活用する場合があります。
- ・NDFは、通常の為替予約取引とは異なり、当局による規制などにより裁定が働かない場合があります。そのため、需給や当該通貨に対する期待等により、NDFのプレミアム^{*1}が、取引時点における理論上のプレミアム(金利差相当分の収益)^{*2}から大きく乖離する場合があります。その場合、理論上のプレミアムから減少^①(増加^②)することや、NDFのプレミアムがマイナス^③となることがあります(費用の発生)。

^{*1} NDFのプレミアム=NDFを用いた為替取引によるプレミアム ^{*2} 理論上のプレミアム=為替取引による理論上のプレミアム

■「NDFのプレミアム」と「理論上のプレミアム」との乖離イメージ



※上記は、理論上のプレミアムがある場合のイメージであり、すべての事象が当てはまるとは限りません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。
 ※上記の要因以外でも、米ドルの短期金利が上昇した場合もしくは対象通貨の短期金利が低下した場合等にはNDFのプレミアムが減少したりマイナスとなることがあります。
 ※上記は、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場に関する説明の一部であり、直物為替先渡取引(NDF)や為替市場についてすべてを網羅したものではありません。

- (c) 資産によって価格変動リスクが異なることから、通貨選択型投資信託においても、投資対象資産により、基準価額の変動の大きさが異なります。
- (d) 各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当該通貨コースは繰上償還されます。また、各通貨コースについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合または各通貨コースの受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- (e) 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- (f) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- (g) リート等の構造上のリスク
 - ・ リート等が投資する不動産に関するリスク
 リート等が投資を行う不動産の特性(所在地、使用目的、権利関係など)や状況(稼働率、賃料水準など)に対する評価は、リート等の価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リート等の価格が下落することがあります。
 - ・ リート等の経営陣等に関するリスク
 リート等の経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リート等の収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリート等の価格形成等に影響を与えることがあります。
 - ・ リート等の資金調達に関するリスク
 リート等は制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリート等は、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
 - ・ リート等の規模に関するリスク
 一般的にリート等の時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での

認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。

- ・リート等の規制環境に関するリスク

リート等に関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リート等の価格形成等に影響を与えることがあります。

- (h) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (i) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

為替ヘッジなしコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

円コース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

インド・ルピーコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

インドネシア・ルピアコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPI (国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI (総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス (除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

① a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.2430%（税抜 1.1300%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.3500%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.7500%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0300%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

③ 前記のほかに各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率*は、年率 1.9830%程度（税込）（年率 1.8700%程度（税抜））です。

* 前記の実質的な信託報酬率は、投資対象とする「アジア・リート・マスター・ファンド」における信託（管理）報酬率（運用報酬：年率 0.65%、管理費用：年率 0.09%程度）を含めた実質的な報酬率を算出したものです。ただし、管理費用には下限の金額が設定されており、投資信託証券の純資産総額等によっては、上記の実質的な信託報酬率を超える場合があります。

前記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等もファンドの信託財産から支弁されます。

なお、マネー・プール マザーファンドには、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2024 年 12 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年6月14日～2024年12月13日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
為替ヘッジなしコース	2.14%	1.97%	0.17%
円コース	2.14%	1.97%	0.17%
インド・ルピーコース	2.14%	1.97%	0.17%
インドネシア・ルピアコース	2.14%	1.97%	0.17%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
※①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。
※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。
※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【国際 アジア・リート・ファンド(通貨選択型) 為替ヘッジなしコース(毎月決算型)】

(1) 【投資状況】

2024 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	5,393,400,246	99.24
親投資信託受益証券	日本	100,070	0.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	41,171,334	0.76
純資産総額		5,434,671,650	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024 年 12 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド(Local Currencyクラス)	7,040,073,419	0.74	5,209,654,330	0.7661	5,393,400,246	99.24
日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	1.0046	100,060	1.0047	100,070	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.24
親投資信託受益証券	0.00
合計	99.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および 2024 年 12 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

		純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 14 計算期間末日	(2015 年 1 月 13 日)	2, 107, 160, 757	2, 112, 268, 497	12, 376	12, 406
第 15 計算期間末日	(2015 年 2 月 13 日)	2, 106, 991, 526	2, 120, 456, 581	12, 518	12, 598
第 16 計算期間末日	(2015 年 3 月 13 日)	2, 430, 357, 858	2, 446, 049, 872	12, 390	12, 470
第 17 計算期間末日	(2015 年 4 月 13 日)	2, 565, 635, 358	2, 581, 755, 560	12, 733	12, 813
第 18 計算期間末日	(2015 年 5 月 13 日)	2, 732, 524, 761	2, 750, 031, 008	12, 487	12, 567
第 19 計算期間末日	(2015 年 6 月 15 日)	2, 989, 267, 806	3, 008, 362, 484	12, 524	12, 604
第 20 計算期間末日	(2015 年 7 月 13 日)	3, 376, 173, 002	3, 398, 415, 071	12, 143	12, 223
第 21 計算期間末日	(2015 年 8 月 13 日)	3, 598, 779, 265	3, 623, 916, 676	11, 453	11, 533
第 22 計算期間末日	(2015 年 9 月 14 日)	3, 495, 914, 736	3, 522, 680, 612	10, 449	10, 529
第 23 計算期間末日	(2015 年 10 月 13 日)	3, 644, 997, 827	3, 671, 901, 455	10, 839	10, 919
第 24 計算期間末日	(2015 年 11 月 13 日)	3, 804, 265, 617	3, 832, 365, 360	10, 831	10, 911
第 25 計算期間末日	(2015 年 12 月 14 日)	3, 386, 058, 218	3, 411, 959, 705	10, 458	10, 538
第 26 計算期間末日	(2016 年 1 月 13 日)	3, 117, 290, 032	3, 142, 818, 817	9, 769	9, 849
第 27 計算期間末日	(2016 年 2 月 15 日)	3, 067, 466, 583	3, 093, 134, 216	9, 561	9, 641
第 28 計算期間末日	(2016 年 3 月 14 日)	3, 182, 663, 199	3, 207, 806, 956	10, 126	10, 206
第 29 計算期間末日	(2016 年 4 月 13 日)	3, 116, 304, 323	3, 141, 350, 502	9, 954	10, 034
第 30 計算期間末日	(2016 年 5 月 13 日)	3, 102, 247, 498	3, 127, 389, 559	9, 871	9, 951
第 31 計算期間末日	(2016 年 6 月 13 日)	3, 119, 093, 710	3, 144, 475, 580	9, 831	9, 911
第 32 計算期間末日	(2016 年 7 月 13 日)	3, 375, 089, 638	3, 401, 476, 023	10, 233	10, 313

第 33 計算期間末日	(2016 年 8 月 15 日)	3, 393, 304, 663	3, 420, 803, 934	9, 872	9, 952
第 34 計算期間末日	(2016 年 9 月 13 日)	3, 588, 247, 473	3, 616, 675, 297	10, 098	10, 178
第 35 計算期間末日	(2016 年 10 月 13 日)	3, 571, 902, 635	3, 601, 485, 488	9, 659	9, 739
第 36 計算期間末日	(2016 年 11 月 14 日)	3, 588, 051, 573	3, 618, 230, 139	9, 512	9, 592
第 37 計算期間末日	(2016 年 12 月 13 日)	3, 858, 459, 562	3, 889, 311, 471	10, 005	10, 085
第 38 計算期間末日	(2017 年 1 月 13 日)	3, 752, 038, 658	3, 782, 524, 150	9, 846	9, 926
第 39 計算期間末日	(2017 年 2 月 13 日)	3, 797, 402, 748	3, 827, 773, 798	10, 003	10, 083
第 40 計算期間末日	(2017 年 3 月 13 日)	3, 844, 826, 913	3, 875, 966, 571	9, 878	9, 958
第 41 計算期間末日	(2017 年 4 月 13 日)	3, 932, 167, 383	3, 963, 982, 955	9, 887	9, 967
第 42 計算期間末日	(2017 年 5 月 15 日)	4, 005, 846, 235	4, 036, 926, 656	10, 311	10, 391
第 43 計算期間末日	(2017 年 6 月 13 日)	3, 817, 382, 412	3, 846, 773, 109	10, 391	10, 471
第 44 計算期間末日	(2017 年 7 月 13 日)	4, 335, 032, 776	4, 367, 585, 802	10, 653	10, 733
第 45 計算期間末日	(2017 年 8 月 14 日)	4, 659, 735, 087	4, 694, 832, 512	10, 621	10, 701
第 46 計算期間末日	(2017 年 9 月 13 日)	4, 607, 470, 773	4, 641, 667, 537	10, 779	10, 859
第 47 計算期間末日	(2017 年 10 月 13 日)	4, 442, 430, 278	4, 475, 188, 339	10, 849	10, 929
第 48 計算期間末日	(2017 年 11 月 13 日)	4, 444, 640, 217	4, 476, 369, 308	11, 206	11, 286
第 49 計算期間末日	(2017 年 12 月 13 日)	4, 387, 818, 665	4, 418, 317, 054	11, 510	11, 590
第 50 計算期間末日	(2018 年 1 月 15 日)	4, 334, 582, 850	4, 364, 460, 651	11, 606	11, 686
第 51 計算期間末日	(2018 年 2 月 13 日)	3, 826, 070, 506	3, 855, 242, 655	10, 492	10, 572
第 52 計算期間末日	(2018 年 3 月 13 日)	3, 682, 843, 400	3, 710, 779, 702	10, 546	10, 626
第 53 計算期間末日	(2018 年 4 月 13 日)	3, 609, 194, 871	3, 636, 674, 179	10, 507	10, 587
第 54 計算期間末日	(2018 年 5 月 14 日)	3, 584, 781, 309	3, 611, 966, 704	10, 549	10, 629
第 55 計算期間末日	(2018 年 6 月 13 日)	3, 461, 052, 303	3, 487, 342, 120	10, 532	10, 612
第 56 計算期間末日	(2018 年 7 月 13 日)	3, 260, 371, 809	3, 284, 990, 786	10, 595	10, 675
第 57 計算期間末日	(2018 年 8 月 13 日)	3, 137, 717, 156	3, 161, 772, 750	10, 435	10, 515
第 58 計算期間末日	(2018 年 9 月 13 日)	3, 060, 771, 450	3, 084, 530, 558	10, 306	10, 386
第 59 計算期間末日	(2018 年 10 月 15 日)	3, 186, 534, 078	3, 212, 347, 719	9, 876	9, 956
第 60 計算期間末日	(2018 年 11 月 13 日)	3, 578, 226, 672	3, 606, 854, 622	9, 999	10, 079
第 61 計算期間末日	(2018 年 12 月 13 日)	4, 579, 979, 297	4, 615, 519, 208	10, 309	10, 389
第 62 計算期間末日	(2019 年 1 月 15 日)	5, 227, 515, 488	5, 268, 909, 895	10, 103	10, 183
第 63 計算期間末日	(2019 年 2 月 13 日)	11, 572, 620, 892	11, 659, 708, 194	10, 631	10, 711
第 64 計算期間末日	(2019 年 3 月 13 日)	22, 258, 286, 877	22, 420, 984, 503	10, 945	11, 025
第 65 計算期間末日	(2019 年 4 月 15 日)	22, 088, 418, 136	22, 247, 675, 480	11, 096	11, 176
第 66 計算期間末日	(2019 年 5 月 13 日)	21, 360, 123, 402	21, 519, 206, 443	10, 742	10, 822
第 67 計算期間末日	(2019 年 6 月 13 日)	21, 455, 614, 454	21, 613, 504, 414	10, 871	10, 951
第 68 計算期間末日	(2019 年 7 月 16 日)	21, 487, 266, 411	21, 641, 338, 064	11, 157	11, 237
第 69 計算期間末日	(2019 年 8 月 13 日)	19, 499, 695, 740	19, 649, 662, 809	10, 402	10, 482
第 70 計算期間末日	(2019 年 9 月 13 日)	19, 822, 672, 477	19, 972, 031, 503	10, 617	10, 697
第 71 計算期間末日	(2019 年 10 月 15 日)	19, 312, 271, 850	19, 458, 322, 862	10, 578	10, 658
第 72 計算期間末日	(2019 年 11 月 13 日)	18, 111, 097, 791	18, 251, 457, 861	10, 323	10, 403
第 73 計算期間末日	(2019 年 12 月 13 日)	17, 757, 880, 505	17, 894, 777, 033	10, 377	10, 457

第 74 計算期間末日	(2020 年 1 月 14 日)	17,723,059,081	17,856,958,903	10,589	10,669
第 75 計算期間末日	(2020 年 2 月 13 日)	16,638,076,229	16,765,137,167	10,476	10,556
第 76 計算期間末日	(2020 年 3 月 13 日)	13,663,388,386	13,786,042,703	8,912	8,992
第 77 計算期間末日	(2020 年 4 月 13 日)	11,830,458,832	11,951,602,648	7,813	7,893
第 78 計算期間末日	(2020 年 5 月 13 日)	11,964,550,049	12,039,139,776	8,020	8,070
第 79 計算期間末日	(2020 年 6 月 15 日)	11,922,177,669	11,992,358,176	8,494	8,544
第 80 計算期間末日	(2020 年 7 月 13 日)	10,896,241,242	10,960,858,603	8,431	8,481
第 81 計算期間末日	(2020 年 8 月 13 日)	10,187,004,813	10,247,788,724	8,380	8,430
第 82 計算期間末日	(2020 年 9 月 14 日)	9,616,220,654	9,673,614,435	8,377	8,427
第 83 計算期間末日	(2020 年 10 月 13 日)	9,196,320,619	9,251,900,780	8,273	8,323
第 84 計算期間末日	(2020 年 11 月 13 日)	8,959,614,162	9,013,466,184	8,319	8,369
第 85 計算期間末日	(2020 年 12 月 14 日)	8,767,325,692	8,819,647,357	8,378	8,428
第 86 計算期間末日	(2021 年 1 月 13 日)	8,793,272,298	8,844,025,410	8,663	8,713
第 87 計算期間末日	(2021 年 2 月 15 日)	8,273,597,178	8,322,484,325	8,462	8,512
第 88 計算期間末日	(2021 年 3 月 15 日)	8,403,013,372	8,451,484,832	8,668	8,718
第 89 計算期間末日	(2021 年 4 月 13 日)	8,909,663,739	8,959,717,248	8,900	8,950
第 90 計算期間末日	(2021 年 5 月 13 日)	9,312,697,633	9,364,859,478	8,927	8,977
第 91 計算期間末日	(2021 年 6 月 14 日)	10,957,674,200	11,017,118,044	9,217	9,267
第 92 計算期間末日	(2021 年 7 月 13 日)	11,899,288,308	11,963,580,670	9,254	9,304
第 93 計算期間末日	(2021 年 8 月 13 日)	11,937,616,858	12,002,891,057	9,144	9,194
第 94 計算期間末日	(2021 年 9 月 13 日)	11,684,797,536	11,749,699,402	9,002	9,052
第 95 計算期間末日	(2021 年 10 月 13 日)	11,506,523,538	11,571,067,257	8,914	8,964
第 96 計算期間末日	(2021 年 11 月 15 日)	11,489,760,604	11,552,269,478	9,191	9,241
第 97 計算期間末日	(2021 年 12 月 13 日)	10,887,224,525	10,948,961,701	8,817	8,867
第 98 計算期間末日	(2022 年 1 月 13 日)	10,790,342,293	10,851,635,359	8,802	8,852
第 99 計算期間末日	(2022 年 2 月 14 日)	10,763,324,042	10,823,789,824	8,900	8,950
第 100 計算期間末日	(2022 年 3 月 14 日)	10,520,928,362	10,581,322,787	8,710	8,760
第 101 計算期間末日	(2022 年 4 月 13 日)	11,061,609,994	11,119,915,572	9,486	9,536
第 102 計算期間末日	(2022 年 5 月 13 日)	10,309,409,568	10,366,713,912	8,995	9,045
第 103 計算期間末日	(2022 年 6 月 13 日)	11,381,576,186	11,440,401,242	9,674	9,724
第 104 計算期間末日	(2022 年 7 月 13 日)	11,038,138,465	11,096,577,642	9,444	9,494
第 105 計算期間末日	(2022 年 8 月 15 日)	11,201,611,322	11,259,007,230	9,758	9,808
第 106 計算期間末日	(2022 年 9 月 13 日)	11,420,847,259	11,478,510,122	9,903	9,953
第 107 計算期間末日	(2022 年 10 月 13 日)	9,954,717,249	10,011,902,137	8,704	8,754
第 108 計算期間末日	(2022 年 11 月 14 日)	9,544,223,727	9,601,750,929	8,295	8,345
第 109 計算期間末日	(2022 年 12 月 13 日)	9,998,947,132	10,057,300,321	8,568	8,618
第 110 計算期間末日	(2023 年 1 月 13 日)	9,672,215,778	9,729,796,195	8,399	8,449
第 111 計算期間末日	(2023 年 2 月 13 日)	9,865,177,581	9,921,803,910	8,711	8,761
第 112 計算期間末日	(2023 年 3 月 13 日)	9,227,574,030	9,284,696,970	8,077	8,127
第 113 計算期間末日	(2023 年 4 月 13 日)	9,718,460,329	9,775,760,953	8,480	8,530
第 114 計算期間末日	(2023 年 5 月 15 日)	9,442,413,542	9,498,799,591	8,373	8,423

第 115 計算期間末日	(2023 年 6 月 13 日)	9,367,628,882	9,424,567,414	8,226	8,276
第 116 計算期間末日	(2023 年 7 月 13 日)	9,277,999,823	9,335,071,845	8,128	8,178
第 117 計算期間末日	(2023 年 8 月 14 日)	9,510,151,733	9,567,175,009	8,339	8,389
第 118 計算期間末日	(2023 年 9 月 13 日)	9,051,378,218	9,106,775,461	8,170	8,220
第 119 計算期間末日	(2023 年 10 月 13 日)	8,636,105,882	8,690,438,336	7,947	7,997
第 120 計算期間末日	(2023 年 11 月 13 日)	8,238,583,063	8,291,142,745	7,837	7,887
第 121 計算期間末日	(2023 年 12 月 13 日)	8,246,970,344	8,298,383,716	8,020	8,070
第 122 計算期間末日	(2024 年 1 月 15 日)	8,448,727,187	8,499,458,414	8,327	8,377
第 123 計算期間末日	(2024 年 2 月 13 日)	7,842,163,241	7,890,731,526	8,073	8,123
第 124 計算期間末日	(2024 年 3 月 13 日)	7,392,194,454	7,439,492,105	7,815	7,865
第 125 計算期間末日	(2024 年 4 月 15 日)	6,844,324,827	6,889,025,651	7,656	7,706
第 126 計算期間末日	(2024 年 5 月 13 日)	6,586,484,761	6,628,720,849	7,797	7,847
第 127 計算期間末日	(2024 年 6 月 13 日)	6,219,296,955	6,260,568,258	7,535	7,585
第 128 計算期間末日	(2024 年 7 月 16 日)	6,403,618,681	6,443,469,093	8,035	8,085
第 129 計算期間末日	(2024 年 8 月 13 日)	5,933,714,551	5,973,458,177	7,465	7,515
第 130 計算期間末日	(2024 年 9 月 13 日)	6,327,582,695	6,367,503,706	7,925	7,975
第 131 計算期間末日	(2024 年 10 月 15 日)	6,349,433,357	6,372,754,432	8,168	8,198
第 132 計算期間末日	(2024 年 11 月 13 日)	5,888,172,197	5,911,028,566	7,728	7,758
第 133 計算期間末日	(2024 年 12 月 13 日)	5,432,724,638	5,454,704,567	7,415	7,445
2023 年 12 月末日		8,512,372,765	—	8,364	—
2024 年 1 月末日		8,033,395,983	—	8,106	—
2 月末日		7,784,843,322	—	8,025	—
3 月末日		7,273,084,368	—	7,823	—
4 月末日		6,828,411,582	—	7,779	—
5 月末日		6,517,564,479	—	7,777	—
6 月末日		6,222,279,883	—	7,608	—
7 月末日		6,174,426,950	—	7,750	—
8 月末日		6,308,283,964	—	7,914	—
9 月末日		6,493,748,216	—	8,212	—
10 月末日		6,179,194,521	—	7,986	—
11 月末日		5,683,826,257	—	7,508	—
12 月末日		5,434,671,650	—	7,579	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 14 計算期間	30 円
第 15 計算期間	80 円
第 16 計算期間	80 円

第 17 計算期間	80 円
第 18 計算期間	80 円
第 19 計算期間	80 円
第 20 計算期間	80 円
第 21 計算期間	80 円
第 22 計算期間	80 円
第 23 計算期間	80 円
第 24 計算期間	80 円
第 25 計算期間	80 円
第 26 計算期間	80 円
第 27 計算期間	80 円
第 28 計算期間	80 円
第 29 計算期間	80 円
第 30 計算期間	80 円
第 31 計算期間	80 円
第 32 計算期間	80 円
第 33 計算期間	80 円
第 34 計算期間	80 円
第 35 計算期間	80 円
第 36 計算期間	80 円
第 37 計算期間	80 円
第 38 計算期間	80 円
第 39 計算期間	80 円
第 40 計算期間	80 円
第 41 計算期間	80 円
第 42 計算期間	80 円
第 43 計算期間	80 円
第 44 計算期間	80 円
第 45 計算期間	80 円
第 46 計算期間	80 円
第 47 計算期間	80 円
第 48 計算期間	80 円
第 49 計算期間	80 円
第 50 計算期間	80 円
第 51 計算期間	80 円
第 52 計算期間	80 円
第 53 計算期間	80 円
第 54 計算期間	80 円
第 55 計算期間	80 円
第 56 計算期間	80 円
第 57 計算期間	80 円

第 58 計算期間	80 円
第 59 計算期間	80 円
第 60 計算期間	80 円
第 61 計算期間	80 円
第 62 計算期間	80 円
第 63 計算期間	80 円
第 64 計算期間	80 円
第 65 計算期間	80 円
第 66 計算期間	80 円
第 67 計算期間	80 円
第 68 計算期間	80 円
第 69 計算期間	80 円
第 70 計算期間	80 円
第 71 計算期間	80 円
第 72 計算期間	80 円
第 73 計算期間	80 円
第 74 計算期間	80 円
第 75 計算期間	80 円
第 76 計算期間	80 円
第 77 計算期間	80 円
第 78 計算期間	50 円
第 79 計算期間	50 円
第 80 計算期間	50 円
第 81 計算期間	50 円
第 82 計算期間	50 円
第 83 計算期間	50 円
第 84 計算期間	50 円
第 85 計算期間	50 円
第 86 計算期間	50 円
第 87 計算期間	50 円
第 88 計算期間	50 円
第 89 計算期間	50 円
第 90 計算期間	50 円
第 91 計算期間	50 円
第 92 計算期間	50 円
第 93 計算期間	50 円
第 94 計算期間	50 円
第 95 計算期間	50 円
第 96 計算期間	50 円
第 97 計算期間	50 円
第 98 計算期間	50 円

第 99 計算期間	50 円
第 100 計算期間	50 円
第 101 計算期間	50 円
第 102 計算期間	50 円
第 103 計算期間	50 円
第 104 計算期間	50 円
第 105 計算期間	50 円
第 106 計算期間	50 円
第 107 計算期間	50 円
第 108 計算期間	50 円
第 109 計算期間	50 円
第 110 計算期間	50 円
第 111 計算期間	50 円
第 112 計算期間	50 円
第 113 計算期間	50 円
第 114 計算期間	50 円
第 115 計算期間	50 円
第 116 計算期間	50 円
第 117 計算期間	50 円
第 118 計算期間	50 円
第 119 計算期間	50 円
第 120 計算期間	50 円
第 121 計算期間	50 円
第 122 計算期間	50 円
第 123 計算期間	50 円
第 124 計算期間	50 円
第 125 計算期間	50 円
第 126 計算期間	50 円
第 127 計算期間	50 円
第 128 計算期間	50 円
第 129 計算期間	50 円
第 130 計算期間	50 円
第 131 計算期間	30 円
第 132 計算期間	30 円
第 133 計算期間	30 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 14 計算期間	0.15
第 15 計算期間	1.79

第 16 計算期間	△0. 38
第 17 計算期間	3. 41
第 18 計算期間	△1. 30
第 19 計算期間	0. 93
第 20 計算期間	△2. 40
第 21 計算期間	△5. 02
第 22 計算期間	△8. 06
第 23 計算期間	4. 49
第 24 計算期間	0. 66
第 25 計算期間	△2. 70
第 26 計算期間	△5. 82
第 27 計算期間	△1. 31
第 28 計算期間	6. 74
第 29 計算期間	△0. 90
第 30 計算期間	△0. 03
第 31 計算期間	0. 40
第 32 計算期間	4. 90
第 33 計算期間	△2. 74
第 34 計算期間	3. 09
第 35 計算期間	△3. 55
第 36 計算期間	△0. 69
第 37 計算期間	6. 02
第 38 計算期間	△0. 78
第 39 計算期間	2. 40
第 40 計算期間	△0. 44
第 41 計算期間	0. 90
第 42 計算期間	5. 09
第 43 計算期間	1. 55
第 44 計算期間	3. 29
第 45 計算期間	0. 45
第 46 計算期間	2. 24
第 47 計算期間	1. 39
第 48 計算期間	4. 02
第 49 計算期間	3. 42
第 50 計算期間	1. 52
第 51 計算期間	△8. 90
第 52 計算期間	1. 27
第 53 計算期間	0. 38
第 54 計算期間	1. 16
第 55 計算期間	0. 59
第 56 計算期間	1. 35

第 57 計算期間	△0. 75
第 58 計算期間	△0. 46
第 59 計算期間	△3. 39
第 60 計算期間	2. 05
第 61 計算期間	3. 90
第 62 計算期間	△1. 22
第 63 計算期間	6. 01
第 64 計算期間	3. 70
第 65 計算期間	2. 11
第 66 計算期間	△2. 46
第 67 計算期間	1. 94
第 68 計算期間	3. 36
第 69 計算期間	△6. 05
第 70 計算期間	2. 83
第 71 計算期間	0. 38
第 72 計算期間	△1. 65
第 73 計算期間	1. 29
第 74 計算期間	2. 81
第 75 計算期間	△0. 31
第 76 計算期間	△14. 16
第 77 計算期間	△11. 43
第 78 計算期間	3. 28
第 79 計算期間	6. 53
第 80 計算期間	△0. 15
第 81 計算期間	△0. 01
第 82 計算期間	0. 56
第 83 計算期間	△0. 64
第 84 計算期間	1. 16
第 85 計算期間	1. 31
第 86 計算期間	3. 99
第 87 計算期間	△1. 74
第 88 計算期間	3. 02
第 89 計算期間	3. 25
第 90 計算期間	0. 86
第 91 計算期間	3. 80
第 92 計算期間	0. 94
第 93 計算期間	△0. 64
第 94 計算期間	△1. 00
第 95 計算期間	△0. 42
第 96 計算期間	3. 66
第 97 計算期間	△3. 52

第 98 計算期間	0. 39
第 99 計算期間	1. 68
第 100 計算期間	△1. 57
第 101 計算期間	9. 48
第 102 計算期間	△4. 64
第 103 計算期間	8. 10
第 104 計算期間	△1. 86
第 105 計算期間	3. 85
第 106 計算期間	1. 99
第 107 計算期間	△11. 60
第 108 計算期間	△4. 12
第 109 計算期間	3. 89
第 110 計算期間	△1. 38
第 111 計算期間	4. 31
第 112 計算期間	△6. 70
第 113 計算期間	5. 60
第 114 計算期間	△0. 67
第 115 計算期間	△1. 15
第 116 計算期間	△0. 58
第 117 計算期間	3. 21
第 118 計算期間	△1. 42
第 119 計算期間	△2. 11
第 120 計算期間	△0. 75
第 121 計算期間	2. 97
第 122 計算期間	4. 45
第 123 計算期間	△2. 44
第 124 計算期間	△2. 57
第 125 計算期間	△1. 39
第 126 計算期間	2. 49
第 127 計算期間	△2. 71
第 128 計算期間	7. 29
第 129 計算期間	△6. 47
第 130 計算期間	6. 83
第 131 計算期間	3. 44
第 132 計算期間	△5. 01
第 133 計算期間	△3. 66

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
--	------	------	-------

第 14 計算期間	41, 771, 034	77, 225, 497	1, 702, 580, 129
第 15 計算期間	169, 080, 155	188, 528, 392	1, 683, 131, 892
第 16 計算期間	390, 520, 602	112, 150, 668	1, 961, 501, 826
第 17 計算期間	234, 668, 811	181, 145, 287	2, 015, 025, 350
第 18 計算期間	209, 518, 096	36, 262, 527	2, 188, 280, 919
第 19 計算期間	290, 653, 771	92, 099, 864	2, 386, 834, 826
第 20 計算期間	465, 726, 986	72, 303, 173	2, 780, 258, 639
第 21 計算期間	426, 117, 151	64, 199, 330	3, 142, 176, 460
第 22 計算期間	305, 230, 532	101, 672, 435	3, 345, 734, 557
第 23 計算期間	60, 700, 423	43, 481, 394	3, 362, 953, 586
第 24 計算期間	179, 357, 737	29, 843, 412	3, 512, 467, 911
第 25 計算期間	51, 067, 345	325, 849, 362	3, 237, 685, 894
第 26 計算期間	71, 749, 044	118, 336, 775	3, 191, 098, 163
第 27 計算期間	55, 557, 113	38, 201, 042	3, 208, 454, 234
第 28 計算期間	20, 232, 718	85, 717, 209	3, 142, 969, 743
第 29 計算期間	73, 887, 791	86, 085, 149	3, 130, 772, 385
第 30 計算期間	58, 090, 090	46, 104, 801	3, 142, 757, 674
第 31 計算期間	147, 149, 268	117, 173, 108	3, 172, 733, 834
第 32 計算期間	195, 097, 784	69, 533, 491	3, 298, 298, 127
第 33 計算期間	228, 621, 404	89, 510, 620	3, 437, 408, 911
第 34 計算期間	238, 691, 843	122, 622, 706	3, 553, 478, 048
第 35 計算期間	200, 406, 611	56, 027, 971	3, 697, 856, 688
第 36 計算期間	163, 609, 805	89, 145, 682	3, 772, 320, 811
第 37 計算期間	134, 371, 302	50, 203, 461	3, 856, 488, 652
第 38 計算期間	89, 599, 542	135, 401, 638	3, 810, 686, 556
第 39 計算期間	185, 848, 483	200, 153, 737	3, 796, 381, 302
第 40 計算期間	273, 932, 732	177, 856, 712	3, 892, 457, 322
第 41 計算期間	253, 811, 211	169, 321, 938	3, 976, 946, 595
第 42 計算期間	113, 614, 066	205, 508, 007	3, 885, 052, 654
第 43 計算期間	180, 498, 339	391, 713, 846	3, 673, 837, 147
第 44 計算期間	507, 164, 559	111, 873, 438	4, 069, 128, 268
第 45 計算期間	553, 007, 581	234, 957, 661	4, 387, 178, 188
第 46 計算期間	10, 754, 151	123, 336, 735	4, 274, 595, 604
第 47 計算期間	9, 943, 022	189, 780, 985	4, 094, 757, 641
第 48 計算期間	9, 910, 102	138, 531, 358	3, 966, 136, 385
第 49 計算期間	8, 826, 431	162, 664, 102	3, 812, 298, 714
第 50 計算期間	8, 091, 885	85, 665, 426	3, 734, 725, 173
第 51 計算期間	15, 252, 060	103, 458, 561	3, 646, 518, 672
第 52 計算期間	8, 627, 440	163, 108, 300	3, 492, 037, 812
第 53 計算期間	8, 127, 674	65, 251, 942	3, 434, 913, 544
第 54 計算期間	7, 937, 078	44, 676, 141	3, 398, 174, 481

第 55 計算期間	7, 828, 145	119, 775, 426	3, 286, 227, 200
第 56 計算期間	7, 415, 805	216, 270, 832	3, 077, 372, 173
第 57 計算期間	6, 909, 945	77, 332, 835	3, 006, 949, 283
第 58 計算期間	6, 998, 055	44, 058, 743	2, 969, 888, 595
第 59 計算期間	371, 001, 744	114, 185, 131	3, 226, 705, 208
第 60 計算期間	399, 090, 913	47, 302, 370	3, 578, 493, 751
第 61 計算期間	863, 995, 164	—	4, 442, 488, 915
第 62 計算期間	1, 239, 987, 634	508, 175, 628	5, 174, 300, 921
第 63 計算期間	5, 727, 524, 825	15, 912, 882	10, 885, 912, 864
第 64 計算期間	9, 725, 732, 662	274, 442, 162	20, 337, 203, 364
第 65 計算期間	51, 447, 141	481, 482, 488	19, 907, 168, 017
第 66 計算期間	50, 930, 059	72, 717, 834	19, 885, 380, 242
第 67 計算期間	44, 500, 229	193, 635, 455	19, 736, 245, 016
第 68 計算期間	49, 694, 923	526, 983, 243	19, 258, 956, 696
第 69 計算期間	36, 878, 852	549, 951, 869	18, 745, 883, 679
第 70 計算期間	144, 121, 608	220, 127, 001	18, 669, 878, 286
第 71 計算期間	42, 097, 346	455, 599, 095	18, 256, 376, 537
第 72 計算期間	40, 477, 891	751, 845, 568	17, 545, 008, 860
第 73 計算期間	42, 634, 085	475, 576, 880	17, 112, 066, 065
第 74 計算期間	60, 873, 745	435, 462, 034	16, 737, 477, 776
第 75 計算期間	33, 816, 378	888, 676, 831	15, 882, 617, 323
第 76 計算期間	32, 044, 568	582, 872, 166	15, 331, 789, 725
第 77 計算期間	44, 446, 353	233, 259, 013	15, 142, 977, 065
第 78 計算期間	60, 855, 010	285, 886, 526	14, 917, 945, 549
第 79 計算期間	31, 384, 369	913, 228, 505	14, 036, 101, 413
第 80 計算期間	368, 993, 068	1, 481, 622, 096	12, 923, 472, 385
第 81 計算期間	85, 013, 995	851, 704, 049	12, 156, 782, 331
第 82 計算期間	91, 585, 156	769, 611, 133	11, 478, 756, 354
第 83 計算期間	25, 299, 828	388, 023, 891	11, 116, 032, 291
第 84 計算期間	55, 628, 441	401, 256, 173	10, 770, 404, 559
第 85 計算期間	107, 866, 303	413, 937, 670	10, 464, 333, 192
第 86 計算期間	41, 979, 623	355, 690, 223	10, 150, 622, 592
第 87 計算期間	155, 649, 082	528, 842, 200	9, 777, 429, 474
第 88 計算期間	238, 581, 963	321, 719, 313	9, 694, 292, 124
第 89 計算期間	811, 633, 081	495, 223, 274	10, 010, 701, 931
第 90 計算期間	765, 328, 382	343, 661, 311	10, 432, 369, 002
第 91 計算期間	1, 615, 331, 126	158, 931, 321	11, 888, 768, 807
第 92 計算期間	1, 050, 566, 773	80, 863, 147	12, 858, 472, 433
第 93 計算期間	637, 456, 007	441, 088, 474	13, 054, 839, 966
第 94 計算期間	309, 357, 711	383, 824, 476	12, 980, 373, 201
第 95 計算期間	193, 610, 430	265, 239, 823	12, 908, 743, 808

第 96 計算期間	241, 648, 638	648, 617, 620	12, 501, 774, 826
第 97 計算期間	281, 700, 770	436, 040, 385	12, 347, 435, 211
第 98 計算期間	88, 624, 758	177, 446, 731	12, 258, 613, 238
第 99 計算期間	197, 632, 721	363, 089, 492	12, 093, 156, 467
第 100 計算期間	77, 648, 440	91, 919, 774	12, 078, 885, 133
第 101 計算期間	121, 457, 970	539, 227, 351	11, 661, 115, 752
第 102 計算期間	142, 056, 761	342, 303, 617	11, 460, 868, 896
第 103 計算期間	436, 722, 212	132, 579, 722	11, 765, 011, 386
第 104 計算期間	202, 470, 556	279, 646, 366	11, 687, 835, 576
第 105 計算期間	81, 660, 503	290, 314, 344	11, 479, 181, 735
第 106 計算期間	286, 078, 007	232, 687, 032	11, 532, 572, 710
第 107 計算期間	169, 336, 168	264, 931, 209	11, 436, 977, 669
第 108 計算期間	168, 019, 223	99, 556, 432	11, 505, 440, 460
第 109 計算期間	341, 933, 836	176, 736, 309	11, 670, 637, 987
第 110 計算期間	79, 090, 771	233, 645, 318	11, 516, 083, 440
第 111 計算期間	120, 991, 491	311, 809, 128	11, 325, 265, 803
第 112 計算期間	240, 341, 739	141, 019, 513	11, 424, 588, 029
第 113 計算期間	191, 679, 298	156, 142, 508	11, 460, 124, 819
第 114 計算期間	144, 793, 849	327, 708, 756	11, 277, 209, 912
第 115 計算期間	297, 433, 946	186, 937, 457	11, 387, 706, 401
第 116 計算期間	209, 928, 321	183, 230, 237	11, 414, 404, 485
第 117 計算期間	46, 401, 019	56, 150, 143	11, 404, 655, 361
第 118 計算期間	38, 632, 801	363, 839, 472	11, 079, 448, 690
第 119 計算期間	51, 082, 153	264, 040, 000	10, 866, 490, 843
第 120 計算期間	39, 214, 301	393, 768, 553	10, 511, 936, 591
第 121 計算期間	50, 805, 785	280, 067, 779	10, 282, 674, 597
第 122 計算期間	39, 970, 441	176, 399, 484	10, 146, 245, 554
第 123 計算期間	53, 771, 673	486, 360, 128	9, 713, 657, 099
第 124 計算期間	50, 754, 605	304, 881, 439	9, 459, 530, 265
第 125 計算期間	32, 662, 327	552, 027, 665	8, 940, 164, 927
第 126 計算期間	32, 037, 830	524, 985, 112	8, 447, 217, 645
第 127 計算期間	92, 668, 605	285, 625, 473	8, 254, 260, 777
第 128 計算期間	31, 815, 018	315, 993, 376	7, 970, 082, 419
第 129 計算期間	97, 513, 110	118, 870, 169	7, 948, 725, 360
第 130 計算期間	146, 516, 390	111, 039, 495	7, 984, 202, 255
第 131 計算期間	37, 644, 679	248, 154, 939	7, 773, 691, 995
第 132 計算期間	97, 353, 923	252, 256, 017	7, 618, 789, 901
第 133 計算期間	72, 260, 701	364, 407, 278	7, 326, 643, 324

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

(1)【投資状況】

2024年12月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,056,921,478	99.01
親投資信託受益証券	日本	100,070	0.01
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	10,504,729	0.98
純資産総額		1,067,526,277	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2024年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	アジア・リート・マスター・ファン ド(JPYクラス)	2,505,146,903	0.42	1,052,161,699	0.4219	1,056,921,478	99.01
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	1.0046	100,060	1.0047	100,070	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024年12月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.01
親投資信託受益証券	0.01
合計	99.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

		純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 14 計算期間末日	(2015 年 1 月 13 日)	170, 842, 912	171, 242, 922	10, 677	10, 702
第 15 計算期間末日	(2015 年 2 月 13 日)	101, 732, 014	102, 104, 794	10, 916	10, 956
第 16 計算期間末日	(2015 年 3 月 13 日)	84, 949, 108	85, 266, 413	10, 709	10, 749
第 17 計算期間末日	(2015 年 4 月 13 日)	185, 078, 761	185, 751, 754	11, 000	11, 040
第 18 計算期間末日	(2015 年 5 月 13 日)	180, 277, 195	180, 951, 627	10, 692	10, 732
第 19 計算期間末日	(2015 年 6 月 15 日)	250, 025, 454	250, 977, 525	10, 504	10, 544
第 20 計算期間末日	(2015 年 7 月 13 日)	245, 277, 636	246, 232, 193	10, 278	10, 318
第 21 計算期間末日	(2015 年 8 月 13 日)	235, 225, 348	236, 175, 226	9, 905	9, 945
第 22 計算期間末日	(2015 年 9 月 14 日)	201, 821, 372	202, 681, 803	9, 382	9, 422
第 23 計算期間末日	(2015 年 10 月 13 日)	218, 669, 029	219, 574, 284	9, 662	9, 702
第 24 計算期間末日	(2015 年 11 月 13 日)	218, 063, 316	218, 971, 792	9, 601	9, 641
第 25 計算期間末日	(2015 年 12 月 14 日)	219, 301, 303	220, 233, 519	9, 410	9, 450
第 26 計算期間末日	(2016 年 1 月 13 日)	223, 802, 693	224, 783, 074	9, 131	9, 171
第 27 計算期間末日	(2016 年 2 月 15 日)	225, 952, 075	226, 936, 433	9, 182	9, 222
第 28 計算期間末日	(2016 年 3 月 14 日)	235, 429, 131	236, 416, 244	9, 540	9, 580
第 29 計算期間末日	(2016 年 4 月 13 日)	292, 174, 507	293, 382, 334	9, 676	9, 716
第 30 計算期間末日	(2016 年 5 月 13 日)	403, 334, 946	404, 995, 396	9, 716	9, 756
第 31 計算期間末日	(2016 年 6 月 13 日)	676, 690, 786	679, 460, 349	9, 773	9, 813
第 32 計算期間末日	(2016 年 7 月 13 日)	814, 787, 321	817, 941, 405	10, 333	10, 373
第 33 計算期間末日	(2016 年 8 月 15 日)	999, 929, 853	1, 003, 806, 552	10, 317	10, 357
第 34 計算期間末日	(2016 年 9 月 13 日)	1, 171, 654, 774	1, 176, 127, 573	10, 478	10, 518
第 35 計算期間末日	(2016 年 10 月 13 日)	1, 388, 857, 577	1, 394, 372, 252	10, 074	10, 114
第 36 計算期間末日	(2016 年 11 月 14 日)	1, 487, 598, 736	1, 493, 632, 163	9, 862	9, 902
第 37 計算期間末日	(2016 年 12 月 13 日)	1, 472, 196, 727	1, 478, 287, 985	9, 668	9, 708
第 38 計算期間末日	(2017 年 1 月 13 日)	1, 539, 416, 175	1, 545, 810, 748	9, 630	9, 670
第 39 計算期間末日	(2017 年 2 月 13 日)	1, 729, 327, 129	1, 736, 365, 909	9, 827	9, 867
第 40 計算期間末日	(2017 年 3 月 13 日)	1, 615, 550, 378	1, 622, 293, 228	9, 584	9, 624
第 41 計算期間末日	(2017 年 4 月 13 日)	1, 724, 585, 509	1, 731, 483, 185	10, 001	10, 041
第 42 計算期間末日	(2017 年 5 月 15 日)	1, 873, 489, 111	1, 880, 871, 662	10, 151	10, 191
第 43 計算期間末日	(2017 年 6 月 13 日)	2, 035, 395, 572	2, 043, 181, 658	10, 457	10, 497
第 44 計算期間末日	(2017 年 7 月 13 日)	2, 076, 039, 676	2, 084, 015, 909	10, 411	10, 451
第 45 計算期間末日	(2017 年 8 月 14 日)	2, 195, 774, 726	2, 204, 003, 564	10, 674	10, 714
第 46 計算期間末日	(2017 年 9 月 13 日)	2, 173, 202, 361	2, 181, 319, 722	10, 709	10, 749
第 47 計算期間末日	(2017 年 10 月 13 日)	2, 103, 306, 673	2, 111, 231, 750	10, 616	10, 656
第 48 計算期間末日	(2017 年 11 月 13 日)	2, 093, 829, 816	2, 101, 498, 545	10, 921	10, 961
第 49 計算期間末日	(2017 年 12 月 13 日)	2, 099, 475, 993	2, 106, 992, 455	11, 173	11, 213
第 50 計算期間末日	(2018 年 1 月 15 日)	2, 048, 082, 770	2, 055, 303, 803	11, 345	11, 385
第 51 計算期間末日	(2018 年 2 月 13 日)	1, 746, 005, 657	1, 752, 629, 756	10, 543	10, 583

第 52 計算期間末日	(2018 年 3 月 13 日)	1, 745, 301, 346	1, 751, 798, 171	10, 746	10, 786
第 53 計算期間末日	(2018 年 4 月 13 日)	1, 631, 212, 612	1, 637, 339, 463	10, 650	10, 690
第 54 計算期間末日	(2018 年 5 月 14 日)	1, 598, 318, 589	1, 604, 333, 153	10, 630	10, 670
第 55 計算期間末日	(2018 年 6 月 13 日)	1, 553, 458, 748	1, 559, 352, 482	10, 543	10, 583
第 56 計算期間末日	(2018 年 7 月 13 日)	1, 423, 226, 403	1, 428, 607, 999	10, 578	10, 618
第 57 計算期間末日	(2018 年 8 月 13 日)	1, 415, 381, 375	1, 420, 701, 116	10, 642	10, 682
第 58 計算期間末日	(2018 年 9 月 13 日)	1, 317, 876, 663	1, 322, 894, 409	10, 506	10, 546
第 59 計算期間末日	(2018 年 10 月 15 日)	1, 252, 701, 486	1, 257, 703, 115	10, 018	10, 058
第 60 計算期間末日	(2018 年 11 月 13 日)	1, 247, 620, 016	1, 252, 597, 347	10, 026	10, 066
第 61 計算期間末日	(2018 年 12 月 13 日)	1, 319, 629, 723	1, 324, 717, 871	10, 374	10, 414
第 62 計算期間末日	(2019 年 1 月 15 日)	1, 331, 294, 252	1, 336, 364, 996	10, 502	10, 542
第 63 計算期間末日	(2019 年 2 月 13 日)	2, 484, 861, 334	2, 493, 991, 315	10, 887	10, 927
第 64 計算期間末日	(2019 年 3 月 13 日)	4, 642, 063, 238	4, 658, 741, 932	11, 133	11, 173
第 65 計算期間末日	(2019 年 4 月 15 日)	4, 732, 273, 952	4, 749, 134, 035	11, 227	11, 267
第 66 計算期間末日	(2019 年 5 月 13 日)	4, 689, 449, 551	4, 706, 227, 865	11, 180	11, 220
第 67 計算期間末日	(2019 年 6 月 13 日)	4, 751, 731, 857	4, 768, 330, 101	11, 451	11, 491
第 68 計算期間末日	(2019 年 7 月 16 日)	4, 849, 619, 796	4, 866, 087, 595	11, 780	11, 820
第 69 計算期間末日	(2019 年 8 月 13 日)	4, 700, 519, 299	4, 717, 097, 727	11, 341	11, 381
第 70 計算期間末日	(2019 年 9 月 13 日)	4, 416, 775, 344	4, 432, 309, 447	11, 373	11, 413
第 71 計算期間末日	(2019 年 10 月 15 日)	3, 986, 277, 186	4, 000, 425, 597	11, 270	11, 310
第 72 計算期間末日	(2019 年 11 月 13 日)	3, 776, 774, 767	3, 790, 648, 891	10, 889	10, 929
第 73 計算期間末日	(2019 年 12 月 13 日)	3, 523, 533, 375	3, 536, 444, 204	10, 917	10, 957
第 74 計算期間末日	(2020 年 1 月 14 日)	3, 487, 468, 707	3, 500, 068, 608	11, 071	11, 111
第 75 計算期間末日	(2020 年 2 月 13 日)	3, 367, 363, 527	3, 379, 456, 145	11, 139	11, 179
第 76 計算期間末日	(2020 年 3 月 13 日)	2, 918, 498, 267	2, 930, 140, 993	10, 027	10, 067
第 77 計算期間末日	(2020 年 4 月 13 日)	2, 454, 520, 460	2, 466, 010, 885	8, 545	8, 585
第 78 計算期間末日	(2020 年 5 月 13 日)	2, 516, 176, 751	2, 527, 528, 667	8, 866	8, 906
第 79 計算期間末日	(2020 年 6 月 15 日)	2, 532, 472, 192	2, 543, 379, 840	9, 287	9, 327
第 80 計算期間末日	(2020 年 7 月 13 日)	2, 459, 466, 972	2, 470, 127, 863	9, 228	9, 268
第 81 計算期間末日	(2020 年 8 月 13 日)	2, 312, 558, 561	2, 322, 711, 588	9, 111	9, 151
第 82 計算期間末日	(2020 年 9 月 14 日)	2, 282, 259, 854	2, 292, 228, 494	9, 158	9, 198
第 83 計算期間末日	(2020 年 10 月 13 日)	2, 172, 861, 447	2, 182, 490, 055	9, 027	9, 067
第 84 計算期間末日	(2020 年 11 月 13 日)	2, 061, 165, 534	2, 070, 223, 141	9, 102	9, 142
第 85 計算期間末日	(2020 年 12 月 14 日)	1, 947, 199, 185	1, 955, 645, 675	9, 221	9, 261
第 86 計算期間末日	(2021 年 1 月 13 日)	1, 980, 938, 067	1, 989, 302, 525	9, 473	9, 513
第 87 計算期間末日	(2021 年 2 月 15 日)	1, 802, 053, 735	1, 809, 884, 429	9, 205	9, 245
第 88 計算期間末日	(2021 年 3 月 15 日)	1, 877, 020, 112	1, 885, 223, 968	9, 152	9, 192
第 89 計算期間末日	(2021 年 4 月 13 日)	2, 232, 876, 023	2, 242, 437, 844	9, 341	9, 381
第 90 計算期間末日	(2021 年 5 月 13 日)	2, 533, 979, 892	2, 544, 844, 000	9, 330	9, 370
第 91 計算期間末日	(2021 年 6 月 14 日)	2, 794, 816, 197	2, 806, 485, 477	9, 580	9, 620
第 92 計算期間末日	(2021 年 7 月 13 日)	3, 244, 158, 017	3, 257, 535, 437	9, 700	9, 740

第 93 計算期間末日	(2021 年 8 月 13 日)	3, 382, 818, 358	3, 396, 878, 197	9, 624	9, 664
第 94 計算期間末日	(2021 年 9 月 13 日)	3, 294, 466, 741	3, 308, 436, 470	9, 433	9, 473
第 95 計算期間末日	(2021 年 10 月 13 日)	3, 099, 255, 600	3, 112, 844, 024	9, 123	9, 163
第 96 計算期間末日	(2021 年 11 月 15 日)	3, 219, 587, 888	3, 233, 334, 542	9, 368	9, 408
第 97 計算期間末日	(2021 年 12 月 13 日)	2, 995, 744, 423	3, 008, 922, 853	9, 093	9, 133
第 98 計算期間末日	(2022 年 1 月 13 日)	2, 910, 019, 413	2, 923, 113, 061	8, 890	8, 930
第 99 計算期間末日	(2022 年 2 月 14 日)	2, 825, 906, 866	2, 838, 645, 222	8, 874	8, 914
第 100 計算期間末日	(2022 年 3 月 14 日)	2, 777, 841, 784	2, 790, 593, 285	8, 714	8, 754
第 101 計算期間末日	(2022 年 4 月 13 日)	2, 923, 432, 003	2, 936, 584, 395	8, 891	8, 931
第 102 計算期間末日	(2022 年 5 月 13 日)	2, 765, 681, 794	2, 778, 882, 055	8, 381	8, 421
第 103 計算期間末日	(2022 年 6 月 13 日)	2, 849, 501, 158	2, 862, 797, 064	8, 573	8, 613
第 104 計算期間末日	(2022 年 7 月 13 日)	2, 626, 208, 858	2, 638, 866, 774	8, 299	8, 339
第 105 計算期間末日	(2022 年 8 月 15 日)	2, 653, 244, 771	2, 665, 614, 253	8, 580	8, 620
第 106 計算期間末日	(2022 年 9 月 13 日)	2, 500, 268, 181	2, 512, 385, 072	8, 254	8, 294
第 107 計算期間末日	(2022 年 10 月 13 日)	2, 176, 015, 524	2, 188, 147, 433	7, 175	7, 215
第 108 計算期間末日	(2022 年 11 月 14 日)	2, 078, 800, 851	2, 090, 896, 132	6, 875	6, 915
第 109 計算期間末日	(2022 年 12 月 13 日)	2, 092, 239, 285	2, 103, 956, 004	7, 143	7, 183
第 110 計算期間末日	(2023 年 1 月 13 日)	2, 169, 624, 891	2, 181, 572, 641	7, 264	7, 304
第 111 計算期間末日	(2023 年 2 月 13 日)	2, 146, 018, 382	2, 157, 541, 820	7, 449	7, 489
第 112 計算期間末日	(2023 年 3 月 13 日)	2, 076, 740, 428	2, 088, 950, 146	6, 804	6, 844
第 113 計算期間末日	(2023 年 4 月 13 日)	2, 234, 359, 265	2, 246, 959, 314	7, 093	7, 133
第 114 計算期間末日	(2023 年 5 月 15 日)	2, 073, 531, 040	2, 085, 529, 414	6, 913	6, 953
第 115 計算期間末日	(2023 年 6 月 13 日)	1, 950, 909, 900	1, 962, 781, 049	6, 574	6, 614
第 116 計算期間末日	(2023 年 7 月 13 日)	1, 943, 234, 505	1, 955, 238, 351	6, 475	6, 515
第 117 計算期間末日	(2023 年 8 月 14 日)	1, 950, 335, 972	1, 962, 517, 240	6, 404	6, 444
第 118 計算期間末日	(2023 年 9 月 13 日)	1, 845, 716, 542	1, 857, 639, 545	6, 192	6, 232
第 119 計算期間末日	(2023 年 10 月 13 日)	1, 740, 520, 874	1, 752, 306, 226	5, 907	5, 947
第 120 計算期間末日	(2023 年 11 月 13 日)	1, 650, 157, 576	1, 661, 717, 062	5, 710	5, 750
第 121 計算期間末日	(2023 年 12 月 13 日)	1, 643, 984, 976	1, 654, 963, 285	5, 990	6, 030
第 122 計算期間末日	(2024 年 1 月 15 日)	1, 720, 932, 790	1, 732, 074, 725	6, 178	6, 218
第 123 計算期間末日	(2024 年 2 月 13 日)	1, 563, 513, 613	1, 574, 227, 853	5, 837	5, 877
第 124 計算期間末日	(2024 年 3 月 13 日)	1, 444, 425, 293	1, 454, 661, 593	5, 644	5, 684
第 125 計算期間末日	(2024 年 4 月 15 日)	1, 263, 439, 488	1, 272, 787, 822	5, 406	5, 446
第 126 計算期間末日	(2024 年 5 月 13 日)	1, 277, 958, 808	1, 287, 499, 564	5, 358	5, 398
第 127 計算期間末日	(2024 年 6 月 13 日)	1, 212, 999, 577	1, 222, 460, 266	5, 129	5, 169
第 128 計算期間末日	(2024 年 7 月 16 日)	1, 230, 853, 306	1, 240, 041, 471	5, 358	5, 398
第 129 計算期間末日	(2024 年 8 月 13 日)	1, 186, 121, 725	1, 195, 177, 726	5, 239	5, 279
第 130 計算期間末日	(2024 年 9 月 13 日)	1, 337, 644, 459	1, 347, 114, 190	5, 650	5, 690
第 131 計算期間末日	(2024 年 10 月 15 日)	1, 314, 561, 636	1, 319, 299, 140	5, 550	5, 570
第 132 計算期間末日	(2024 年 11 月 13 日)	1, 197, 073, 834	1, 201, 708, 683	5, 166	5, 186
第 133 計算期間末日	(2024 年 12 月 13 日)	1, 123, 339, 507	1, 127, 805, 106	5, 031	5, 051

2023 年 12 月末日	1, 765, 976, 635	—	6, 340	—
2024 年 1 月末日	1, 597, 389, 255	—	5, 911	—
2 月末日	1, 474, 809, 688	—	5, 735	—
3 月末日	1, 383, 911, 990	—	5, 554	—
4 月末日	1, 240, 081, 231	—	5, 339	—
5 月末日	1, 271, 350, 687	—	5, 295	—
6 月末日	1, 168, 453, 437	—	5, 051	—
7 月末日	1, 206, 465, 122	—	5, 273	—
8 月末日	1, 245, 836, 160	—	5, 541	—
9 月末日	1, 368, 185, 383	—	5, 745	—
10 月末日	1, 262, 886, 884	—	5, 340	—
11 月末日	1, 147, 364, 303	—	5, 126	—
12 月末日	1, 067, 526, 277	—	4, 994	—

② 【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 14 計算期間	25 円
第 15 計算期間	40 円
第 16 計算期間	40 円
第 17 計算期間	40 円
第 18 計算期間	40 円
第 19 計算期間	40 円
第 20 計算期間	40 円
第 21 計算期間	40 円
第 22 計算期間	40 円
第 23 計算期間	40 円
第 24 計算期間	40 円
第 25 計算期間	40 円
第 26 計算期間	40 円
第 27 計算期間	40 円
第 28 計算期間	40 円
第 29 計算期間	40 円
第 30 計算期間	40 円
第 31 計算期間	40 円
第 32 計算期間	40 円
第 33 計算期間	40 円
第 34 計算期間	40 円
第 35 計算期間	40 円

第 36 計算期間	40 円
第 37 計算期間	40 円
第 38 計算期間	40 円
第 39 計算期間	40 円
第 40 計算期間	40 円
第 41 計算期間	40 円
第 42 計算期間	40 円
第 43 計算期間	40 円
第 44 計算期間	40 円
第 45 計算期間	40 円
第 46 計算期間	40 円
第 47 計算期間	40 円
第 48 計算期間	40 円
第 49 計算期間	40 円
第 50 計算期間	40 円
第 51 計算期間	40 円
第 52 計算期間	40 円
第 53 計算期間	40 円
第 54 計算期間	40 円
第 55 計算期間	40 円
第 56 計算期間	40 円
第 57 計算期間	40 円
第 58 計算期間	40 円
第 59 計算期間	40 円
第 60 計算期間	40 円
第 61 計算期間	40 円
第 62 計算期間	40 円
第 63 計算期間	40 円
第 64 計算期間	40 円
第 65 計算期間	40 円
第 66 計算期間	40 円
第 67 計算期間	40 円
第 68 計算期間	40 円
第 69 計算期間	40 円
第 70 計算期間	40 円
第 71 計算期間	40 円
第 72 計算期間	40 円
第 73 計算期間	40 円
第 74 計算期間	40 円
第 75 計算期間	40 円
第 76 計算期間	40 円

第 77 計算期間	40 円
第 78 計算期間	40 円
第 79 計算期間	40 円
第 80 計算期間	40 円
第 81 計算期間	40 円
第 82 計算期間	40 円
第 83 計算期間	40 円
第 84 計算期間	40 円
第 85 計算期間	40 円
第 86 計算期間	40 円
第 87 計算期間	40 円
第 88 計算期間	40 円
第 89 計算期間	40 円
第 90 計算期間	40 円
第 91 計算期間	40 円
第 92 計算期間	40 円
第 93 計算期間	40 円
第 94 計算期間	40 円
第 95 計算期間	40 円
第 96 計算期間	40 円
第 97 計算期間	40 円
第 98 計算期間	40 円
第 99 計算期間	40 円
第 100 計算期間	40 円
第 101 計算期間	40 円
第 102 計算期間	40 円
第 103 計算期間	40 円
第 104 計算期間	40 円
第 105 計算期間	40 円
第 106 計算期間	40 円
第 107 計算期間	40 円
第 108 計算期間	40 円
第 109 計算期間	40 円
第 110 計算期間	40 円
第 111 計算期間	40 円
第 112 計算期間	40 円
第 113 計算期間	40 円
第 114 計算期間	40 円
第 115 計算期間	40 円
第 116 計算期間	40 円
第 117 計算期間	40 円

第 118 計算期間	40 円
第 119 計算期間	40 円
第 120 計算期間	40 円
第 121 計算期間	40 円
第 122 計算期間	40 円
第 123 計算期間	40 円
第 124 計算期間	40 円
第 125 計算期間	40 円
第 126 計算期間	40 円
第 127 計算期間	40 円
第 128 計算期間	40 円
第 129 計算期間	40 円
第 130 計算期間	40 円
第 131 計算期間	20 円
第 132 計算期間	20 円
第 133 計算期間	20 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 14 計算期間	0.93
第 15 計算期間	2.61
第 16 計算期間	△1.52
第 17 計算期間	3.09
第 18 計算期間	△2.43
第 19 計算期間	△1.38
第 20 計算期間	△1.77
第 21 計算期間	△3.23
第 22 計算期間	△4.87
第 23 計算期間	3.41
第 24 計算期間	△0.21
第 25 計算期間	△1.57
第 26 計算期間	△2.53
第 27 計算期間	0.99
第 28 計算期間	4.33
第 29 計算期間	1.84
第 30 計算期間	0.82
第 31 計算期間	0.99
第 32 計算期間	6.13
第 33 計算期間	0.23
第 34 計算期間	1.94

第 35 計算期間	△3. 47
第 36 計算期間	△1. 70
第 37 計算期間	△1. 56
第 38 計算期間	0. 02
第 39 計算期間	2. 46
第 40 計算期間	△2. 06
第 41 計算期間	4. 76
第 42 計算期間	1. 89
第 43 計算期間	3. 40
第 44 計算期間	△0. 05
第 45 計算期間	2. 91
第 46 計算期間	0. 70
第 47 計算期間	△0. 49
第 48 計算期間	3. 24
第 49 計算期間	2. 67
第 50 計算期間	1. 89
第 51 計算期間	△6. 71
第 52 計算期間	2. 30
第 53 計算期間	△0. 52
第 54 計算期間	0. 18
第 55 計算期間	△0. 44
第 56 計算期間	0. 71
第 57 計算期間	0. 98
第 58 計算期間	△0. 90
第 59 計算期間	△4. 26
第 60 計算期間	0. 47
第 61 計算期間	3. 86
第 62 計算期間	1. 61
第 63 計算期間	4. 04
第 64 計算期間	2. 62
第 65 計算期間	1. 20
第 66 計算期間	△0. 06
第 67 計算期間	2. 78
第 68 計算期間	3. 22
第 69 計算期間	△3. 38
第 70 計算期間	0. 63
第 71 計算期間	△0. 55
第 72 計算期間	△3. 02
第 73 計算期間	0. 62
第 74 計算期間	1. 77
第 75 計算期間	0. 97

第 76 計算期間	△9. 62
第 77 計算期間	△14. 38
第 78 計算期間	4. 22
第 79 計算期間	5. 19
第 80 計算期間	△0. 20
第 81 計算期間	△0. 83
第 82 計算期間	0. 95
第 83 計算期間	△0. 99
第 84 計算期間	1. 27
第 85 計算期間	1. 74
第 86 計算期間	3. 16
第 87 計算期間	△2. 40
第 88 計算期間	△0. 14
第 89 計算期間	2. 50
第 90 計算期間	0. 31
第 91 計算期間	3. 10
第 92 計算期間	1. 67
第 93 計算期間	△0. 37
第 94 計算期間	△1. 56
第 95 計算期間	△2. 86
第 96 計算期間	3. 12
第 97 計算期間	△2. 50
第 98 計算期間	△1. 79
第 99 計算期間	0. 26
第 100 計算期間	△1. 35
第 101 計算期間	2. 49
第 102 計算期間	△5. 28
第 103 計算期間	2. 76
第 104 計算期間	△2. 72
第 105 計算期間	3. 86
第 106 計算期間	△3. 33
第 107 計算期間	△12. 58
第 108 計算期間	△3. 62
第 109 計算期間	4. 48
第 110 計算期間	2. 25
第 111 計算期間	3. 09
第 112 計算期間	△8. 12
第 113 計算期間	4. 83
第 114 計算期間	△1. 97
第 115 計算期間	△4. 32
第 116 計算期間	△0. 89

第 117 計算期間	△0. 47
第 118 計算期間	△2. 68
第 119 計算期間	△3. 95
第 120 計算期間	△2. 65
第 121 計算期間	5. 60
第 122 計算期間	3. 80
第 123 計算期間	△4. 87
第 124 計算期間	△2. 62
第 125 計算期間	△3. 50
第 126 計算期間	△0. 14
第 127 計算期間	△3. 52
第 128 計算期間	5. 24
第 129 計算期間	△1. 47
第 130 計算期間	8. 60
第 131 計算期間	△1. 41
第 132 計算期間	△6. 55
第 133 計算期間	△2. 22

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配の額）を控除した額を当該基準価額（分配の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 14 計算期間	132, 380	49, 883	160, 004, 119
第 15 計算期間	470, 293	67, 279, 308	93, 195, 104
第 16 計算期間	4, 664, 965	18, 533, 727	79, 326, 342
第 17 計算期間	88, 921, 941	—	168, 248, 283
第 18 計算期間	409, 856	50, 000	168, 608, 139
第 19 計算期間	79, 400, 527	9, 990, 881	238, 017, 785
第 20 計算期間	621, 557	—	238, 639, 342
第 21 計算期間	16, 520, 171	17, 689, 914	237, 469, 599
第 22 計算期間	1, 762, 129	24, 123, 848	215, 107, 880
第 23 計算期間	11, 257, 290	51, 269	226, 313, 901
第 24 計算期間	805, 266	—	227, 119, 167
第 25 計算期間	5, 955, 288	20, 388	233, 054, 067
第 26 計算期間	12, 041, 811	404	245, 095, 474
第 27 計算期間	1, 015, 083	21, 044	246, 089, 513
第 28 計算期間	782, 221	93, 236	246, 778, 498
第 29 計算期間	55, 178, 500	—	301, 956, 998
第 30 計算期間	113, 205, 626	50, 099	415, 112, 525
第 31 計算期間	281, 224, 197	3, 945, 747	692, 390, 975
第 32 計算期間	146, 806, 790	50, 676, 670	788, 521, 095

第 33 計算期間	191,068,534	10,414,737	969,174,892
第 34 計算期間	251,432,400	102,407,353	1,118,199,939
第 35 計算期間	261,908,512	1,439,616	1,378,668,835
第 36 計算期間	154,546,393	24,858,415	1,508,356,813
第 37 計算期間	69,506,848	55,049,008	1,522,814,653
第 38 計算期間	77,686,383	1,857,564	1,598,643,472
第 39 計算期間	211,829,179	50,777,557	1,759,695,094
第 40 計算期間	23,249,905	97,232,420	1,685,712,579
第 41 計算期間	67,870,419	29,163,961	1,724,419,037
第 42 計算期間	165,270,958	44,052,007	1,845,637,988
第 43 計算期間	250,967,012	150,083,279	1,946,521,721
第 44 計算期間	163,993,888	116,457,152	1,994,058,457
第 45 計算期間	103,939,326	40,788,196	2,057,209,587
第 46 計算期間	3,361,704	31,231,008	2,029,340,283
第 47 計算期間	3,350,802	51,421,761	1,981,269,324
第 48 計算期間	3,352,259	67,439,274	1,917,182,309
第 49 計算期間	3,221,105	41,287,702	1,879,115,712
第 50 計算期間	3,112,361	76,969,650	1,805,258,423
第 51 計算期間	2,907,552	152,141,013	1,656,024,962
第 52 計算期間	6,056,689	37,875,340	1,624,206,311
第 53 計算期間	2,801,461	95,294,833	1,531,712,939
第 54 計算期間	2,612,918	30,684,782	1,503,641,075
第 55 計算期間	2,590,772	32,798,279	1,473,433,568
第 56 計算期間	2,563,386	130,597,765	1,345,399,189
第 57 計算期間	2,158,992	17,622,931	1,329,935,250
第 58 計算期間	10,780,516	86,279,105	1,254,436,661
第 59 計算期間	22,384,051	26,413,242	1,250,407,470
第 60 計算期間	8,637,025	14,711,595	1,244,332,900
第 61 計算期間	51,499,196	23,795,001	1,272,037,095
第 62 計算期間	124,247,197	128,598,181	1,267,686,111
第 63 計算期間	1,014,868,877	59,570	2,282,495,418
第 64 計算期間	1,894,249,035	7,070,917	4,169,673,536
第 65 計算期間	55,209,516	9,862,200	4,215,020,852
第 66 計算期間	5,863,050	26,305,303	4,194,578,599
第 67 計算期間	35,787,185	80,804,645	4,149,561,139
第 68 計算期間	148,187,954	180,799,137	4,116,949,956
第 69 計算期間	74,275,865	46,618,689	4,144,607,132
第 70 計算期間	8,903,711	269,984,894	3,883,525,949
第 71 計算期間	7,316,367	353,739,520	3,537,102,796
第 72 計算期間	4,427,640	72,999,406	3,468,531,030
第 73 計算期間	4,851,631	245,675,337	3,227,707,324

第 74 計算期間	4, 264, 909	81, 996, 798	3, 149, 975, 435
第 75 計算期間	11, 202, 634	138, 023, 459	3, 023, 154, 610
第 76 計算期間	3, 778, 710	116, 251, 733	2, 910, 681, 587
第 77 計算期間	7, 561, 204	45, 636, 323	2, 872, 606, 468
第 78 計算期間	5, 713, 301	40, 340, 658	2, 837, 979, 111
第 79 計算期間	5, 422, 623	116, 489, 594	2, 726, 912, 140
第 80 計算期間	59, 942, 911	121, 632, 141	2, 665, 222, 910
第 81 計算期間	13, 316, 178	140, 282, 259	2, 538, 256, 829
第 82 計算期間	90, 583, 829	136, 680, 608	2, 492, 160, 050
第 83 計算期間	8, 513, 795	93, 521, 618	2, 407, 152, 227
第 84 計算期間	26, 608, 438	169, 358, 902	2, 264, 401, 763
第 85 計算期間	31, 642, 724	184, 421, 840	2, 111, 622, 647
第 86 計算期間	8, 173, 426	28, 681, 474	2, 091, 114, 599
第 87 計算期間	3, 870, 533	137, 311, 617	1, 957, 673, 515
第 88 計算期間	161, 529, 549	68, 238, 889	2, 050, 964, 175
第 89 計算期間	346, 519, 407	7, 028, 178	2, 390, 455, 404
第 90 計算期間	386, 612, 400	61, 040, 613	2, 716, 027, 191
第 91 計算期間	232, 865, 266	31, 572, 263	2, 917, 320, 194
第 92 計算期間	443, 674, 486	16, 639, 566	3, 344, 355, 114
第 93 計算期間	230, 944, 637	60, 339, 947	3, 514, 959, 804
第 94 計算期間	38, 634, 946	61, 162, 411	3, 492, 432, 339
第 95 計算期間	18, 824, 717	114, 150, 951	3, 397, 106, 105
第 96 計算期間	175, 563, 737	136, 006, 286	3, 436, 663, 556
第 97 計算期間	97, 640, 054	239, 695, 873	3, 294, 607, 737
第 98 計算期間	44, 312, 181	65, 507, 692	3, 273, 412, 226
第 99 計算期間	37, 264, 782	126, 087, 936	3, 184, 589, 072
第 100 計算期間	49, 894, 444	46, 608, 113	3, 187, 875, 403
第 101 計算期間	187, 914, 408	87, 691, 685	3, 288, 098, 126
第 102 計算期間	68, 147, 683	56, 180, 539	3, 300, 065, 270
第 103 計算期間	122, 367, 765	98, 456, 502	3, 323, 976, 533
第 104 計算期間	32, 757, 919	192, 255, 259	3, 164, 479, 193
第 105 計算期間	15, 532, 318	87, 641, 000	3, 092, 370, 511
第 106 計算期間	38, 531, 056	101, 678, 627	3, 029, 222, 940
第 107 計算期間	59, 681, 928	55, 927, 590	3, 032, 977, 278
第 108 計算期間	84, 220, 774	93, 377, 563	3, 023, 820, 489
第 109 計算期間	36, 304, 464	130, 945, 198	2, 929, 179, 755
第 110 計算期間	154, 643, 511	96, 885, 686	2, 986, 937, 580
第 111 計算期間	13, 310, 001	119, 388, 075	2, 880, 859, 506
第 112 計算期間	174, 200, 184	2, 630, 029	3, 052, 429, 661
第 113 計算期間	104, 229, 976	6, 647, 326	3, 150, 012, 311
第 114 計算期間	41, 218, 403	191, 637, 062	2, 999, 593, 652

第 115 計算期間	38,902,712	70,709,056	2,967,787,308
第 116 計算期間	86,508,746	53,334,308	3,000,961,746
第 117 計算期間	55,718,673	11,363,258	3,045,317,161
第 118 計算期間	12,614,263	77,180,505	2,980,750,919
第 119 計算期間	11,510,005	45,922,831	2,946,338,093
第 120 計算期間	12,433,459	68,899,948	2,889,871,604
第 121 計算期間	13,150,239	158,444,384	2,744,577,459
第 122 計算期間	73,824,592	32,918,136	2,785,483,915
第 123 計算期間	10,873,777	117,797,545	2,678,560,147
第 124 計算期間	10,947,762	130,432,870	2,559,075,039
第 125 計算期間	21,243,518	243,234,818	2,337,083,739
第 126 計算期間	82,635,872	34,530,493	2,385,189,118
第 127 計算期間	100,891,170	120,907,964	2,365,172,324
第 128 計算期間	11,254,986	79,385,977	2,297,041,333
第 129 計算期間	10,950,494	43,991,392	2,264,000,435
第 130 計算期間	135,542,385	32,109,904	2,367,432,916
第 131 計算期間	19,459,412	18,140,263	2,368,752,065
第 132 計算期間	9,621,041	60,948,432	2,317,424,674
第 133 計算期間	5,472,744	90,097,467	2,232,799,951

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

2024 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	15,975,721,908	99.01
親投資信託受益証券	日本	100,070	0.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	159,973,755	0.99
純資産総額		16,135,795,733	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

2024 年 12 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	アジア・リート・マスター・ファン ド（I N R クラス）	34,400,779,304	0.45	15,480,350,686	0.4644	15,975,721,908	99.01

日本	親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	1.0046	100,060	1.0047	100,070	0.00
----	-----------	-----------------	--------	--------	---------	--------	---------	------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.01
親投資信託受益証券	0.00
合計	99.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024 年 12 月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

		純資産総額		基準価額 (1 万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 14 計算期間末日	(2015 年 1 月 13 日)	3,132,295,603	3,157,046,610	12,655	12,755
第 15 計算期間末日	(2015 年 2 月 13 日)	3,270,775,405	3,313,794,647	12,925	13,095
第 16 計算期間末日	(2015 年 3 月 13 日)	3,954,507,771	4,007,065,204	12,791	12,961
第 17 計算期間末日	(2015 年 4 月 13 日)	5,358,575,985	5,428,632,961	13,003	13,173
第 18 計算期間末日	(2015 年 5 月 13 日)	5,611,991,644	5,690,615,313	12,134	12,304
第 19 計算期間末日	(2015 年 6 月 15 日)	6,411,690,858	6,500,949,854	12,212	12,382
第 20 計算期間末日	(2015 年 7 月 13 日)	6,430,837,830	6,522,354,868	11,946	12,116
第 21 計算期間末日	(2015 年 8 月 13 日)	7,709,973,935	7,825,851,890	11,311	11,481
第 22 計算期間末日	(2015 年 9 月 14 日)	7,092,365,167	7,211,894,715	10,087	10,257
第 23 計算期間末日	(2015 年 10 月 13 日)	7,374,134,427	7,492,965,328	10,549	10,719
第 24 計算期間末日	(2015 年 11 月 13 日)	7,314,171,234	7,434,015,455	10,375	10,545
第 25 計算期間末日	(2015 年 12 月 14 日)	7,174,772,514	7,298,499,377	9,858	10,028
第 26 計算期間末日	(2016 年 1 月 13 日)	6,851,368,682	6,977,180,716	9,258	9,428
第 27 計算期間末日	(2016 年 2 月 15 日)	6,376,750,769	6,502,302,218	8,634	8,804
第 28 計算期間末日	(2016 年 3 月 14 日)	6,787,413,805	6,914,491,457	9,080	9,250
第 29 計算期間末日	(2016 年 4 月 13 日)	6,901,096,416	7,033,888,653	8,835	9,005

第 30 計算期間末日	(2016 年 5 月 13 日)	7,540,009,792	7,685,994,413	8,780	8,950
第 31 計算期間末日	(2016 年 6 月 13 日)	7,875,369,273	8,031,234,780	8,590	8,760
第 32 計算期間末日	(2016 年 7 月 13 日)	8,437,361,541	8,600,655,680	8,784	8,954
第 33 計算期間末日	(2016 年 8 月 15 日)	8,900,565,365	9,080,058,483	8,430	8,600
第 34 計算期間末日	(2016 年 9 月 13 日)	10,548,516,255	10,756,192,591	8,635	8,805
第 35 計算期間末日	(2016 年 10 月 13 日)	12,674,267,459	12,932,999,872	8,328	8,498
第 36 計算期間末日	(2016 年 11 月 14 日)	15,284,345,348	15,599,726,572	8,239	8,409
第 37 計算期間末日	(2016 年 12 月 13 日)	18,386,080,851	18,751,722,965	8,548	8,718
第 38 計算期間末日	(2017 年 1 月 13 日)	21,536,678,652	21,980,033,944	8,258	8,428
第 39 計算期間末日	(2017 年 2 月 13 日)	27,461,039,639	28,014,472,166	8,435	8,605
第 40 計算期間末日	(2017 年 3 月 13 日)	32,402,059,190	33,070,424,373	8,242	8,412
第 41 計算期間末日	(2017 年 4 月 13 日)	43,782,727,846	44,675,342,528	8,338	8,508
第 42 計算期間末日	(2017 年 5 月 15 日)	65,696,344,983	66,600,889,193	8,716	8,836
第 43 計算期間末日	(2017 年 6 月 13 日)	84,960,931,441	86,140,337,331	8,644	8,764
第 44 計算期間末日	(2017 年 7 月 13 日)	111,336,449,952	112,856,182,452	8,791	8,911
第 45 計算期間末日	(2017 年 8 月 14 日)	129,876,529,790	131,660,507,722	8,736	8,856
第 46 計算期間末日	(2017 年 9 月 13 日)	128,442,414,705	130,202,945,117	8,755	8,875
第 47 計算期間末日	(2017 年 10 月 13 日)	125,922,342,127	127,663,991,772	8,676	8,796
第 48 計算期間末日	(2017 年 11 月 13 日)	127,516,582,145	129,226,058,700	8,951	9,071
第 49 計算期間末日	(2017 年 12 月 13 日)	129,042,248,724	130,718,581,028	9,237	9,357
第 50 計算期間末日	(2018 年 1 月 15 日)	126,808,184,028	128,450,528,510	9,265	9,385
第 51 計算期間末日	(2018 年 2 月 13 日)	110,111,334,322	111,713,482,626	8,247	8,367
第 52 計算期間末日	(2018 年 3 月 13 日)	104,986,449,947	106,539,896,716	8,110	8,230
第 53 計算期間末日	(2018 年 4 月 13 日)	100,521,917,060	102,032,452,795	7,986	8,106
第 54 計算期間末日	(2018 年 5 月 14 日)	96,286,656,409	97,750,403,455	7,894	8,014
第 55 計算期間末日	(2018 年 6 月 13 日)	92,860,784,319	94,284,066,246	7,829	7,949
第 56 計算期間末日	(2018 年 7 月 13 日)	89,141,730,162	90,505,844,512	7,842	7,962
第 57 計算期間末日	(2018 年 8 月 13 日)	84,235,794,441	85,550,777,931	7,687	7,807
第 58 計算期間末日	(2018 年 9 月 13 日)	75,713,695,599	76,971,318,996	7,224	7,344
第 59 計算期間末日	(2018 年 10 月 15 日)	70,347,495,795	71,596,043,727	6,761	6,881
第 60 計算期間末日	(2018 年 11 月 13 日)	72,185,153,157	73,436,787,880	6,921	7,041
第 61 計算期間末日	(2018 年 12 月 13 日)	75,542,228,504	76,816,550,761	7,114	7,234
第 62 計算期間末日	(2019 年 1 月 15 日)	77,493,657,039	78,821,645,863	7,002	7,122
第 63 計算期間末日	(2019 年 2 月 13 日)	98,809,234,500	100,427,741,172	7,326	7,446
第 64 計算期間末日	(2019 年 3 月 13 日)	133,725,750,398	135,835,005,881	7,608	7,728
第 65 計算期間末日	(2019 年 4 月 15 日)	134,316,891,555	136,402,674,683	7,728	7,848
第 66 計算期間末日	(2019 年 5 月 13 日)	127,778,296,319	129,845,778,518	7,416	7,536
第 67 計算期間末日	(2019 年 6 月 13 日)	128,385,732,000	130,431,343,118	7,531	7,651
第 68 計算期間末日	(2019 年 7 月 16 日)	130,179,665,134	132,195,520,765	7,749	7,869
第 69 計算期間末日	(2019 年 8 月 13 日)	117,499,774,825	119,495,311,431	7,066	7,186
第 70 計算期間末日	(2019 年 9 月 13 日)	116,886,343,946	118,862,684,562	7,097	7,217

第 71 計算期間末日	(2019 年 10 月 15 日)	114, 451, 755, 906	116, 401, 412, 723	7, 044	7, 164
第 72 計算期間末日	(2019 年 11 月 13 日)	108, 352, 191, 905	110, 280, 486, 638	6, 743	6, 863
第 73 計算期間末日	(2019 年 12 月 13 日)	105, 373, 111, 502	107, 243, 388, 645	6, 761	6, 881
第 74 計算期間末日	(2020 年 1 月 14 日)	103, 827, 598, 072	105, 661, 815, 627	6, 793	6, 913
第 75 計算期間末日	(2020 年 2 月 13 日)	99, 960, 187, 497	101, 735, 879, 002	6, 755	6, 875
第 76 計算期間末日	(2020 年 3 月 13 日)	79, 603, 326, 430	81, 328, 032, 776	5, 539	5, 659
第 77 計算期間末日	(2020 年 4 月 13 日)	66, 762, 938, 996	68, 460, 733, 403	4, 719	4, 839
第 78 計算期間末日	(2020 年 5 月 13 日)	68, 334, 589, 992	69, 314, 541, 202	4, 881	4, 951
第 79 計算期間末日	(2020 年 6 月 15 日)	66, 860, 654, 796	67, 784, 243, 205	5, 067	5, 137
第 80 計算期間末日	(2020 年 7 月 13 日)	63, 572, 730, 174	64, 452, 501, 591	5, 058	5, 128
第 81 計算期間末日	(2020 年 8 月 13 日)	59, 405, 397, 217	60, 244, 079, 940	4, 958	5, 028
第 82 計算期間末日	(2020 年 9 月 14 日)	57, 734, 362, 983	58, 541, 632, 189	5, 006	5, 076
第 83 計算期間末日	(2020 年 10 月 13 日)	55, 020, 024, 139	55, 804, 708, 745	4, 908	4, 978
第 84 計算期間末日	(2020 年 11 月 13 日)	51, 247, 428, 801	51, 996, 044, 423	4, 792	4, 862
第 85 計算期間末日	(2020 年 12 月 14 日)	49, 661, 322, 174	50, 380, 881, 732	4, 831	4, 901
第 86 計算期間末日	(2021 年 1 月 13 日)	49, 805, 437, 211	50, 507, 402, 234	4, 967	5, 037
第 87 計算期間末日	(2021 年 2 月 15 日)	47, 439, 429, 775	48, 124, 858, 883	4, 845	4, 915
第 88 計算期間末日	(2021 年 3 月 15 日)	49, 052, 028, 552	49, 739, 722, 058	4, 993	5, 063
第 89 計算期間末日	(2021 年 4 月 13 日)	48, 787, 093, 012	49, 475, 441, 663	4, 961	5, 031
第 90 計算期間末日	(2021 年 5 月 13 日)	49, 124, 961, 385	49, 807, 259, 582	5, 040	5, 110
第 91 計算期間末日	(2021 年 6 月 14 日)	50, 789, 364, 918	51, 472, 928, 778	5, 201	5, 271
第 92 計算期間末日	(2021 年 7 月 13 日)	50, 135, 542, 628	50, 816, 661, 286	5, 153	5, 223
第 93 計算期間末日	(2021 年 8 月 13 日)	49, 266, 155, 351	49, 940, 990, 437	5, 110	5, 180
第 94 計算期間末日	(2021 年 9 月 13 日)	47, 649, 988, 215	48, 316, 620, 767	5, 004	5, 074
第 95 計算期間末日	(2021 年 10 月 13 日)	45, 376, 867, 513	46, 033, 688, 890	4, 836	4, 906
第 96 計算期間末日	(2021 年 11 月 15 日)	46, 384, 703, 404	47, 031, 210, 690	5, 022	5, 092
第 97 計算期間末日	(2021 年 12 月 13 日)	42, 765, 693, 637	43, 398, 649, 552	4, 730	4, 800
第 98 計算期間末日	(2022 年 1 月 13 日)	42, 521, 705, 420	43, 145, 863, 057	4, 769	4, 839
第 99 計算期間末日	(2022 年 2 月 14 日)	41, 580, 885, 752	42, 198, 881, 808	4, 710	4, 780
第 100 計算期間末日	(2022 年 3 月 14 日)	39, 884, 002, 584	40, 500, 951, 464	4, 525	4, 595
第 101 計算期間末日	(2022 年 4 月 13 日)	43, 227, 019, 020	43, 839, 266, 719	4, 942	5, 012
第 102 計算期間末日	(2022 年 5 月 13 日)	40, 675, 806, 954	41, 286, 399, 453	4, 663	4, 733
第 103 計算期間末日	(2022 年 6 月 13 日)	43, 246, 217, 435	43, 859, 519, 459	4, 936	5, 006
第 104 計算期間末日	(2022 年 7 月 13 日)	41, 321, 865, 018	41, 933, 435, 144	4, 730	4, 800
第 105 計算期間末日	(2022 年 8 月 15 日)	41, 932, 742, 347	42, 326, 538, 762	4, 792	4, 837
第 106 計算期間末日	(2022 年 9 月 13 日)	42, 549, 787, 631	42, 938, 839, 075	4, 922	4, 967
第 107 計算期間末日	(2022 年 10 月 13 日)	36, 529, 635, 789	36, 915, 852, 851	4, 256	4, 301
第 108 計算期間末日	(2022 年 11 月 14 日)	33, 526, 108, 926	33, 906, 027, 803	3, 971	4, 016
第 109 計算期間末日	(2022 年 12 月 13 日)	33, 186, 660, 262	33, 562, 257, 783	3, 976	4, 021
第 110 計算期間末日	(2023 年 1 月 13 日)	32, 046, 865, 235	32, 419, 596, 737	3, 869	3, 914
第 111 計算期間末日	(2023 年 2 月 13 日)	32, 876, 350, 226	33, 249, 433, 791	3, 965	4, 010

第 112 計算期間末日	(2023 年 3 月 13 日)	30,426,729,511	30,795,061,692	3,717	3,762
第 113 計算期間末日	(2023 年 4 月 13 日)	31,331,410,593	31,697,800,251	3,848	3,893
第 114 計算期間末日	(2023 年 5 月 15 日)	30,803,928,864	31,168,494,042	3,802	3,847
第 115 計算期間末日	(2023 年 6 月 13 日)	30,113,747,507	30,477,983,458	3,720	3,765
第 116 計算期間末日	(2023 年 7 月 13 日)	28,966,991,580	29,325,432,909	3,637	3,682
第 117 計算期間末日	(2023 年 8 月 14 日)	29,356,237,012	29,710,458,830	3,729	3,774
第 118 計算期間末日	(2023 年 9 月 13 日)	28,327,478,145	28,675,387,163	3,664	3,709
第 119 計算期間末日	(2023 年 10 月 13 日)	27,056,806,850	27,400,319,340	3,544	3,589
第 120 計算期間末日	(2023 年 11 月 13 日)	25,734,762,377	26,069,484,918	3,460	3,505
第 121 計算期間末日	(2023 年 12 月 13 日)	25,268,951,499	25,595,400,942	3,483	3,528
第 122 計算期間末日	(2024 年 1 月 15 日)	25,599,840,636	25,920,124,872	3,597	3,642
第 123 計算期間末日	(2024 年 2 月 13 日)	24,283,549,909	24,596,091,280	3,496	3,541
第 124 計算期間末日	(2024 年 3 月 13 日)	22,853,724,664	23,160,544,297	3,352	3,397
第 125 計算期間末日	(2024 年 4 月 15 日)	21,874,303,133	22,172,702,174	3,299	3,344
第 126 計算期間末日	(2024 年 5 月 13 日)	21,588,868,418	21,881,077,983	3,325	3,370
第 127 計算期間末日	(2024 年 6 月 13 日)	20,048,992,611	20,333,283,401	3,174	3,219
第 128 計算期間末日	(2024 年 7 月 16 日)	20,793,377,182	21,071,948,982	3,359	3,404
第 129 計算期間末日	(2024 年 8 月 13 日)	18,603,006,493	18,876,701,472	3,059	3,104
第 130 計算期間末日	(2024 年 9 月 13 日)	19,327,715,376	19,600,470,368	3,189	3,234
第 131 計算期間末日	(2024 年 10 月 15 日)	19,562,381,952	19,711,631,695	3,277	3,302
第 132 計算期間末日	(2024 年 11 月 13 日)	18,103,671,521	18,247,432,828	3,148	3,173
第 133 計算期間末日	(2024 年 12 月 13 日)	16,382,385,877	16,518,506,677	3,009	3,034
	2023 年 12 月末日	25,694,669,685	—	3,591	—
	2024 年 1 月末日	24,575,758,308	—	3,515	—
	2 月末日	24,070,541,777	—	3,485	—
	3 月末日	22,748,481,274	—	3,367	—
	4 月末日	21,942,526,239	—	3,358	—
	5 月末日	21,118,195,280	—	3,317	—
	6 月末日	20,216,316,642	—	3,236	—
	7 月末日	19,791,842,457	—	3,242	—
	8 月末日	19,411,799,794	—	3,208	—
	9 月末日	19,622,553,139	—	3,266	—
	10 月末日	18,866,316,328	—	3,241	—
	11 月末日	17,013,731,344	—	3,062	—
	12 月末日	16,135,795,733	—	3,072	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
--	-------------

第 14 計算期間	100 円
第 15 計算期間	170 円
第 16 計算期間	170 円
第 17 計算期間	170 円
第 18 計算期間	170 円
第 19 計算期間	170 円
第 20 計算期間	170 円
第 21 計算期間	170 円
第 22 計算期間	170 円
第 23 計算期間	170 円
第 24 計算期間	170 円
第 25 計算期間	170 円
第 26 計算期間	170 円
第 27 計算期間	170 円
第 28 計算期間	170 円
第 29 計算期間	170 円
第 30 計算期間	170 円
第 31 計算期間	170 円
第 32 計算期間	170 円
第 33 計算期間	170 円
第 34 計算期間	170 円
第 35 計算期間	170 円
第 36 計算期間	170 円
第 37 計算期間	170 円
第 38 計算期間	170 円
第 39 計算期間	170 円
第 40 計算期間	170 円
第 41 計算期間	170 円
第 42 計算期間	120 円
第 43 計算期間	120 円
第 44 計算期間	120 円
第 45 計算期間	120 円
第 46 計算期間	120 円
第 47 計算期間	120 円
第 48 計算期間	120 円
第 49 計算期間	120 円
第 50 計算期間	120 円
第 51 計算期間	120 円
第 52 計算期間	120 円
第 53 計算期間	120 円
第 54 計算期間	120 円

第 55 計算期間	120 円
第 56 計算期間	120 円
第 57 計算期間	120 円
第 58 計算期間	120 円
第 59 計算期間	120 円
第 60 計算期間	120 円
第 61 計算期間	120 円
第 62 計算期間	120 円
第 63 計算期間	120 円
第 64 計算期間	120 円
第 65 計算期間	120 円
第 66 計算期間	120 円
第 67 計算期間	120 円
第 68 計算期間	120 円
第 69 計算期間	120 円
第 70 計算期間	120 円
第 71 計算期間	120 円
第 72 計算期間	120 円
第 73 計算期間	120 円
第 74 計算期間	120 円
第 75 計算期間	120 円
第 76 計算期間	120 円
第 77 計算期間	120 円
第 78 計算期間	70 円
第 79 計算期間	70 円
第 80 計算期間	70 円
第 81 計算期間	70 円
第 82 計算期間	70 円
第 83 計算期間	70 円
第 84 計算期間	70 円
第 85 計算期間	70 円
第 86 計算期間	70 円
第 87 計算期間	70 円
第 88 計算期間	70 円
第 89 計算期間	70 円
第 90 計算期間	70 円
第 91 計算期間	70 円
第 92 計算期間	70 円
第 93 計算期間	70 円
第 94 計算期間	70 円
第 95 計算期間	70 円

第 96 計算期間	70 円
第 97 計算期間	70 円
第 98 計算期間	70 円
第 99 計算期間	70 円
第 100 計算期間	70 円
第 101 計算期間	70 円
第 102 計算期間	70 円
第 103 計算期間	70 円
第 104 計算期間	70 円
第 105 計算期間	45 円
第 106 計算期間	45 円
第 107 計算期間	45 円
第 108 計算期間	45 円
第 109 計算期間	45 円
第 110 計算期間	45 円
第 111 計算期間	45 円
第 112 計算期間	45 円
第 113 計算期間	45 円
第 114 計算期間	45 円
第 115 計算期間	45 円
第 116 計算期間	45 円
第 117 計算期間	45 円
第 118 計算期間	45 円
第 119 計算期間	45 円
第 120 計算期間	45 円
第 121 計算期間	45 円
第 122 計算期間	45 円
第 123 計算期間	45 円
第 124 計算期間	45 円
第 125 計算期間	45 円
第 126 計算期間	45 円
第 127 計算期間	45 円
第 128 計算期間	45 円
第 129 計算期間	45 円
第 130 計算期間	45 円
第 131 計算期間	25 円
第 132 計算期間	25 円
第 133 計算期間	25 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 14 計算期間	1. 58
第 15 計算期間	3. 47
第 16 計算期間	0. 27
第 17 計算期間	2. 98
第 18 計算期間	△5. 37
第 19 計算期間	2. 04
第 20 計算期間	△0. 78
第 21 計算期間	△3. 89
第 22 計算期間	△9. 31
第 23 計算期間	6. 26
第 24 計算期間	△0. 03
第 25 計算期間	△3. 34
第 26 計算期間	△4. 36
第 27 計算期間	△4. 90
第 28 計算期間	7. 13
第 29 計算期間	△0. 82
第 30 計算期間	1. 30
第 31 計算期間	△0. 22
第 32 計算期間	4. 23
第 33 計算期間	△2. 09
第 34 計算期間	4. 44
第 35 計算期間	△1. 58
第 36 計算期間	0. 97
第 37 計算期間	5. 81
第 38 計算期間	△1. 40
第 39 計算期間	4. 20
第 40 計算期間	△0. 27
第 41 計算期間	3. 22
第 42 計算期間	5. 97
第 43 計算期間	0. 55
第 44 計算期間	3. 08
第 45 計算期間	0. 73
第 46 計算期間	1. 59
第 47 計算期間	0. 46
第 48 計算期間	4. 55
第 49 計算期間	4. 53
第 50 計算期間	1. 60
第 51 計算期間	△9. 69
第 52 計算期間	△0. 20

第 53 計算期間	△0. 04
第 54 計算期間	0. 35
第 55 計算期間	0. 69
第 56 計算期間	1. 69
第 57 計算期間	△0. 44
第 58 計算期間	△4. 46
第 59 計算期間	△4. 74
第 60 計算期間	4. 14
第 61 計算期間	4. 52
第 62 計算期間	0. 11
第 63 計算期間	6. 34
第 64 計算期間	5. 48
第 65 計算期間	3. 15
第 66 計算期間	△2. 48
第 67 計算期間	3. 16
第 68 計算期間	4. 48
第 69 計算期間	△7. 26
第 70 計算期間	2. 13
第 71 計算期間	0. 94
第 72 計算期間	△2. 56
第 73 計算期間	2. 04
第 74 計算期間	2. 24
第 75 計算期間	1. 20
第 76 計算期間	△16. 22
第 77 計算期間	△12. 63
第 78 計算期間	4. 91
第 79 計算期間	5. 24
第 80 計算期間	1. 20
第 81 計算期間	△0. 59
第 82 計算期間	2. 37
第 83 計算期間	△0. 55
第 84 計算期間	△0. 93
第 85 計算期間	2. 27
第 86 計算期間	4. 26
第 87 計算期間	△1. 04
第 88 計算期間	4. 49
第 89 計算期間	0. 76
第 90 計算期間	3. 00
第 91 計算期間	4. 58
第 92 計算期間	0. 42
第 93 計算期間	0. 52

第 94 計算期間	△0. 70
第 95 計算期間	△1. 95
第 96 計算期間	5. 29
第 97 計算期間	△4. 42
第 98 計算期間	2. 30
第 99 計算期間	0. 23
第 100 計算期間	△2. 44
第 101 計算期間	10. 76
第 102 計算期間	△4. 22
第 103 計算期間	7. 35
第 104 計算期間	△2. 75
第 105 計算期間	2. 26
第 106 計算期間	3. 65
第 107 計算期間	△12. 61
第 108 計算期間	△5. 63
第 109 計算期間	1. 25
第 110 計算期間	△1. 55
第 111 計算期間	3. 64
第 112 計算期間	△5. 11
第 113 計算期間	4. 73
第 114 計算期間	△0. 02
第 115 計算期間	△0. 97
第 116 計算期間	△1. 02
第 117 計算期間	3. 76
第 118 計算期間	△0. 53
第 119 計算期間	△2. 04
第 120 計算期間	△1. 10
第 121 計算期間	1. 96
第 122 計算期間	4. 56
第 123 計算期間	△1. 55
第 124 計算期間	△2. 83
第 125 計算期間	△0. 23
第 126 計算期間	2. 15
第 127 計算期間	△3. 18
第 128 計算期間	7. 24
第 129 計算期間	△7. 59
第 130 計算期間	5. 72
第 131 計算期間	3. 54
第 132 計算期間	△3. 17
第 133 計算期間	△3. 62

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の

額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第14 計算期間	146,175,108	53,154,045	2,475,100,728
第15 計算期間	472,907,509	417,464,583	2,530,543,654
第16 計算期間	788,373,442	227,303,371	3,091,613,725
第17 計算期間	1,129,754,870	100,369,966	4,120,998,629
第18 計算期間	577,641,502	73,718,374	4,624,921,757
第19 計算期間	714,711,827	89,104,387	5,250,529,197
第20 計算期間	260,122,164	127,296,142	5,383,355,219
第21 計算期間	1,590,282,473	157,287,376	6,816,350,316
第22 計算期間	466,341,121	251,541,500	7,031,149,937
第23 計算期間	181,931,612	223,028,531	6,990,053,018
第24 計算期間	304,219,386	244,612,320	7,049,660,084
第25 計算期間	627,514,100	399,123,393	7,278,050,791
第26 計算期間	387,958,995	265,301,895	7,400,707,891
第27 計算期間	199,569,606	214,898,097	7,385,379,400
第28 計算期間	254,174,733	164,398,115	7,475,156,018
第29 計算期間	520,486,290	184,334,236	7,811,308,072
第30 計算期間	845,024,240	69,001,609	8,587,330,703
第31 計算期間	775,835,572	194,607,013	9,168,559,262
第32 計算期間	710,359,744	273,381,407	9,605,537,599
第33 計算期間	1,465,066,241	512,185,111	10,558,418,729
第34 計算期間	1,921,048,673	263,212,288	12,216,255,114
第35 計算期間	3,116,827,103	113,528,511	15,219,553,706
第36 計算期間	3,679,968,236	347,685,203	18,551,836,739
第37 計算期間	3,245,823,180	289,300,223	21,508,359,696
第38 計算期間	4,844,647,266	273,283,883	26,079,723,079
第39 計算期間	6,759,012,280	283,880,784	32,554,854,575
第40 計算期間	7,160,374,955	399,630,489	39,315,599,041
第41 計算期間	13,802,080,545	610,933,547	52,506,746,039
第42 計算期間	23,256,729,264	384,791,124	75,378,684,179
第43 計算期間	24,333,958,438	1,428,818,430	98,283,824,187
第44 計算期間	29,702,313,855	1,341,763,025	126,644,375,017
第45 計算期間	23,293,920,031	1,273,467,364	148,664,827,684
第46 計算期間	266,146,684	2,220,106,683	146,710,867,685
第47 計算期間	251,453,537	1,824,850,737	145,137,470,485
第48 計算期間	256,516,983	2,937,607,820	142,456,379,648
第49 計算期間	227,296,282	2,989,317,222	139,694,358,708

第 50 計算期間	208, 499, 595	3, 040, 818, 089	136, 862, 040, 214
第 51 計算期間	213, 465, 103	3, 563, 146, 593	133, 512, 358, 724
第 52 計算期間	274, 299, 708	4, 332, 760, 967	129, 453, 897, 465
第 53 計算期間	260, 820, 834	3, 836, 740, 380	125, 877, 977, 919
第 54 計算期間	254, 780, 359	4, 153, 837, 750	121, 978, 920, 528
第 55 計算期間	251, 803, 866	3, 623, 897, 116	118, 606, 827, 278
第 56 計算期間	247, 055, 251	5, 177, 686, 650	113, 676, 195, 879
第 57 計算期間	226, 611, 916	4, 320, 850, 242	109, 581, 957, 553
第 58 計算期間	239, 775, 240	5, 019, 783, 011	104, 801, 949, 782
第 59 計算期間	2, 794, 012, 348	3, 550, 301, 123	104, 045, 661, 007
第 60 計算期間	2, 474, 789, 474	2, 217, 556, 828	104, 302, 893, 653
第 61 計算期間	4, 755, 492, 332	2, 864, 864, 501	106, 193, 521, 484
第 62 計算期間	6, 038, 996, 447	1, 566, 782, 583	110, 665, 735, 348
第 63 計算期間	25, 613, 363, 068	1, 403, 542, 343	134, 875, 556, 073
第 64 計算期間	42, 218, 885, 847	1, 323, 151, 589	175, 771, 290, 331
第 65 計算期間	335, 534, 079	2, 291, 563, 699	173, 815, 260, 711
第 66 計算期間	317, 565, 884	1, 842, 643, 293	172, 290, 183, 302
第 67 計算期間	402, 494, 097	2, 225, 084, 200	170, 467, 593, 199
第 68 計算期間	326, 012, 609	2, 805, 636, 475	167, 987, 969, 333
第 69 計算期間	304, 102, 292	1, 997, 354, 452	166, 294, 717, 173
第 70 計算期間	388, 281, 349	1, 987, 947, 161	164, 695, 051, 361
第 71 計算期間	392, 161, 423	2, 615, 811, 335	162, 471, 401, 449
第 72 計算期間	361, 886, 642	2, 142, 060, 284	160, 691, 227, 807
第 73 計算期間	438, 968, 386	5, 273, 767, 572	155, 856, 428, 621
第 74 計算期間	415, 798, 673	3, 420, 764, 340	152, 851, 462, 954
第 75 計算期間	345, 264, 581	5, 222, 435, 443	147, 974, 292, 092
第 76 計算期間	350, 665, 818	4, 599, 429, 036	143, 725, 528, 874
第 77 計算期間	476, 979, 929	2, 719, 641, 492	141, 482, 867, 311
第 78 計算期間	577, 686, 341	2, 067, 523, 593	139, 993, 030, 059
第 79 計算期間	333, 103, 778	8, 384, 932, 461	131, 941, 201, 376
第 80 計算期間	1, 367, 035, 384	7, 626, 605, 658	125, 681, 631, 102
第 81 計算期間	1, 294, 642, 093	7, 164, 455, 506	119, 811, 817, 689
第 82 計算期間	649, 352, 593	5, 136, 997, 864	115, 324, 172, 418
第 83 計算期間	778, 728, 943	4, 005, 100, 409	112, 097, 800, 952
第 84 計算期間	459, 055, 800	5, 611, 767, 774	106, 945, 088, 978
第 85 計算期間	640, 621, 938	4, 791, 488, 265	102, 794, 222, 651
第 86 計算期間	639, 711, 048	3, 153, 215, 987	100, 280, 717, 712
第 87 計算期間	591, 427, 136	2, 953, 700, 710	97, 918, 444, 138
第 88 計算期間	1, 969, 538, 138	1, 646, 052, 728	98, 241, 929, 548
第 89 計算期間	1, 895, 144, 635	1, 801, 552, 541	98, 335, 521, 642
第 90 計算期間	1, 405, 050, 622	2, 269, 401, 129	97, 471, 171, 135

第 91 計算期間	2, 638, 461, 734	2, 457, 652, 861	97, 651, 980, 008
第 92 計算期間	1, 437, 721, 552	1, 787, 035, 995	97, 302, 665, 565
第 93 計算期間	1, 529, 381, 122	2, 427, 034, 276	96, 405, 012, 411
第 94 計算期間	730, 001, 239	1, 901, 791, 802	95, 233, 221, 848
第 95 計算期間	750, 717, 567	2, 152, 314, 014	93, 831, 625, 401
第 96 計算期間	740, 810, 651	2, 214, 252, 328	92, 358, 183, 724
第 97 計算期間	922, 624, 478	2, 858, 534, 559	90, 422, 273, 643
第 98 計算期間	629, 985, 136	1, 886, 881, 996	89, 165, 376, 783
第 99 計算期間	761, 320, 162	1, 641, 545, 967	88, 285, 150, 978
第 100 計算期間	570, 432, 489	720, 029, 096	88, 135, 554, 371
第 101 計算期間	1, 212, 906, 419	1, 884, 503, 720	87, 463, 957, 070
第 102 計算期間	898, 226, 761	1, 134, 683, 873	87, 227, 499, 958
第 103 計算期間	1, 187, 959, 716	800, 884, 773	87, 614, 574, 901
第 104 計算期間	660, 206, 443	907, 620, 431	87, 367, 160, 913
第 105 計算期間	842, 618, 059	699, 464, 457	87, 510, 314, 515
第 106 計算期間	618, 982, 736	1, 673, 420, 609	86, 455, 876, 642
第 107 計算期間	538, 007, 941	1, 167, 870, 676	85, 826, 013, 907
第 108 計算期間	408, 589, 512	1, 808, 186, 118	84, 426, 417, 301
第 109 計算期間	394, 956, 541	1, 355, 258, 036	83, 466, 115, 806
第 110 計算期間	523, 774, 514	1, 160, 667, 570	82, 829, 222, 750
第 111 計算期間	1, 162, 873, 351	1, 084, 637, 183	82, 907, 458, 918
第 112 計算期間	449, 668, 453	1, 505, 531, 492	81, 851, 595, 879
第 113 計算期間	668, 895, 454	1, 100, 567, 240	81, 419, 924, 093
第 114 計算期間	546, 367, 724	951, 807, 680	81, 014, 484, 137
第 115 計算期間	1, 155, 156, 095	1, 228, 317, 607	80, 941, 322, 625
第 116 計算期間	771, 351, 440	2, 059, 045, 204	79, 653, 628, 861
第 117 計算期間	491, 785, 670	1, 429, 454, 849	78, 715, 959, 682
第 118 計算期間	617, 105, 012	2, 019, 949, 509	77, 313, 115, 185
第 119 計算期間	981, 891, 756	1, 958, 897, 961	76, 336, 108, 980
第 120 計算期間	408, 056, 960	2, 361, 378, 872	74, 382, 787, 068
第 121 計算期間	449, 379, 650	2, 287, 846, 027	72, 544, 320, 691
第 122 計算期間	396, 040, 165	1, 766, 086, 134	71, 174, 274, 722
第 123 計算期間	430, 286, 632	2, 150, 923, 194	69, 453, 638, 160
第 124 計算期間	643, 467, 264	1, 914, 964, 603	68, 182, 140, 821
第 125 計算期間	367, 170, 235	2, 238, 412, 988	66, 310, 898, 068
第 126 計算期間	304, 433, 446	1, 679, 872, 497	64, 935, 459, 017
第 127 計算期間	754, 464, 393	2, 514, 192, 093	63, 175, 731, 317
第 128 計算期間	578, 900, 392	1, 849, 787, 236	61, 904, 844, 473
第 129 計算期間	370, 230, 705	1, 453, 968, 711	60, 821, 106, 467
第 130 計算期間	634, 727, 364	843, 613, 303	60, 612, 220, 528
第 131 計算期間	289, 291, 337	1, 201, 614, 303	59, 699, 897, 562

第 132 計算期間	139,331,677	2,334,706,153	57,504,523,086
第 133 計算期間	151,554,613	3,207,757,668	54,448,320,031

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

2024 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	582,730,983	99.09
親投資信託受益証券	日本	100,070	0.02
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	5,253,587	0.89
純資産総額		588,084,640	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

2024 年 12 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	アジア・リート・マスター・ファン ド（IDRクラス）	1,181,530,785	0.48	567,134,776	0.4932	582,730,983	99.09
日本	親投資信託受 益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	1.0046	100,060	1.0047	100,070	0.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2024 年 12 月 30 日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.09
親投資信託受益証券	0.02
合計	99.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および2024年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14計算期間末日	(2015年1月13日)	110,285,655	110,560,876	12,021	12,051
第15計算期間末日	(2015年2月13日)	130,107,075	131,714,691	12,140	12,290
第16計算期間末日	(2015年3月13日)	181,605,852	183,917,417	11,785	11,935
第17計算期間末日	(2015年4月13日)	180,589,225	182,809,037	12,203	12,353
第18計算期間末日	(2015年5月13日)	208,548,403	211,269,657	11,496	11,646
第19計算期間末日	(2015年6月15日)	219,988,496	222,867,636	11,461	11,611
第20計算期間末日	(2015年7月13日)	264,102,296	267,651,958	11,160	11,310
第21計算期間末日	(2015年8月13日)	293,805,709	298,010,163	10,482	10,632
第22計算期間末日	(2015年9月14日)	238,837,294	242,684,842	9,311	9,461
第23計算期間末日	(2015年10月13日)	257,033,442	260,826,816	10,164	10,314
第24計算期間末日	(2015年11月13日)	263,976,166	267,853,643	10,212	10,362
第25計算期間末日	(2015年12月14日)	224,496,956	228,015,332	9,571	9,721
第26計算期間末日	(2016年1月13日)	223,627,704	227,333,152	9,053	9,203
第27計算期間末日	(2016年2月15日)	222,393,415	226,140,465	8,903	9,053
第28計算期間末日	(2016年3月14日)	241,166,646	244,960,741	9,535	9,685
第29計算期間末日	(2016年4月13日)	234,395,478	238,238,627	9,149	9,299
第30計算期間末日	(2016年5月13日)	239,072,941	243,061,287	8,991	9,141
第31計算期間末日	(2016年6月13日)	291,231,602	296,180,799	8,827	8,977
第32計算期間末日	(2016年7月13日)	461,988,766	466,985,985	9,245	9,345
第33計算期間末日	(2016年8月15日)	563,720,195	570,052,489	8,902	9,002
第34計算期間末日	(2016年9月13日)	630,974,994	637,842,238	9,188	9,288
第35計算期間末日	(2016年10月13日)	845,210,140	854,674,312	8,931	9,031
第36計算期間末日	(2016年11月14日)	1,080,294,242	1,092,511,852	8,842	8,942
第37計算期間末日	(2016年12月13日)	1,195,479,956	1,208,339,088	9,297	9,397
第38計算期間末日	(2017年1月13日)	1,248,933,067	1,262,535,350	9,182	9,282
第39計算期間末日	(2017年2月13日)	1,380,227,809	1,395,089,237	9,287	9,387
第40計算期間末日	(2017年3月13日)	1,554,676,012	1,571,794,363	9,082	9,182
第41計算期間末日	(2017年4月13日)	1,740,605,956	1,759,779,079	9,078	9,178
第42計算期間末日	(2017年5月15日)	1,955,949,159	1,976,670,268	9,439	9,539
第43計算期間末日	(2017年6月13日)	2,218,867,020	2,242,394,236	9,431	9,531
第44計算期間末日	(2017年7月13日)	2,547,364,476	2,573,936,941	9,586	9,686
第45計算期間末日	(2017年8月14日)	2,587,299,952	2,614,496,065	9,513	9,613
第46計算期間末日	(2017年9月13日)	2,591,651,435	2,618,476,118	9,661	9,761

第 47 計算期間末日	(2017 年 10 月 13 日)	2, 534, 780, 241	2, 561, 375, 778	9, 531	9, 631
第 48 計算期間末日	(2017 年 11 月 13 日)	2, 517, 567, 189	2, 543, 143, 903	9, 843	9, 943
第 49 計算期間末日	(2017 年 12 月 13 日)	2, 388, 810, 403	2, 412, 608, 709	10, 038	10, 138
第 50 計算期間末日	(2018 年 1 月 15 日)	2, 338, 938, 269	2, 362, 038, 037	10, 125	10, 225
第 51 計算期間末日	(2018 年 2 月 13 日)	1, 998, 921, 289	2, 021, 243, 651	8, 955	9, 055
第 52 計算期間末日	(2018 年 3 月 13 日)	1, 908, 908, 776	1, 930, 608, 953	8, 797	8, 897
第 53 計算期間末日	(2018 年 4 月 13 日)	1, 795, 560, 370	1, 816, 142, 113	8, 724	8, 824
第 54 計算期間末日	(2018 年 5 月 14 日)	1, 806, 580, 149	1, 827, 163, 107	8, 777	8, 877
第 55 計算期間末日	(2018 年 6 月 13 日)	1, 743, 611, 289	1, 763, 455, 915	8, 786	8, 886
第 56 計算期間末日	(2018 年 7 月 13 日)	1, 660, 715, 599	1, 679, 781, 414	8, 710	8, 810
第 57 計算期間末日	(2018 年 8 月 13 日)	1, 564, 532, 622	1, 582, 793, 635	8, 568	8, 668
第 58 計算期間末日	(2018 年 9 月 13 日)	1, 418, 976, 563	1, 436, 113, 412	8, 280	8, 380
第 59 計算期間末日	(2018 年 10 月 15 日)	1, 279, 725, 075	1, 296, 263, 192	7, 738	7, 838
第 60 計算期間末日	(2018 年 11 月 13 日)	1, 347, 353, 518	1, 363, 947, 672	8, 119	8, 219
第 61 計算期間末日	(2018 年 12 月 13 日)	1, 401, 903, 527	1, 418, 644, 220	8, 374	8, 474
第 62 計算期間末日	(2019 年 1 月 15 日)	1, 565, 077, 891	1, 583, 662, 871	8, 421	8, 521
第 63 計算期間末日	(2019 年 2 月 13 日)	2, 350, 660, 128	2, 377, 149, 530	8, 874	8, 974
第 64 計算期間末日	(2019 年 3 月 13 日)	3, 554, 923, 732	3, 594, 431, 700	8, 998	9, 098
第 65 計算期間末日	(2019 年 4 月 15 日)	3, 608, 684, 850	3, 647, 829, 948	9, 219	9, 319
第 66 計算期間末日	(2019 年 5 月 13 日)	3, 324, 216, 651	3, 361, 856, 003	8, 832	8, 932
第 67 計算期間末日	(2019 年 6 月 13 日)	3, 384, 591, 814	3, 422, 080, 367	9, 028	9, 128
第 68 計算期間末日	(2019 年 7 月 16 日)	3, 505, 400, 268	3, 542, 747, 993	9, 386	9, 486
第 69 計算期間末日	(2019 年 8 月 13 日)	3, 195, 660, 347	3, 232, 234, 518	8, 737	8, 837
第 70 計算期間末日	(2019 年 9 月 13 日)	3, 300, 020, 998	3, 336, 592, 717	9, 023	9, 123
第 71 計算期間末日	(2019 年 10 月 15 日)	3, 247, 382, 871	3, 283, 884, 356	8, 897	8, 997
第 72 計算期間末日	(2019 年 11 月 13 日)	3, 093, 373, 931	3, 129, 089, 707	8, 661	8, 761
第 73 計算期間末日	(2019 年 12 月 13 日)	3, 050, 815, 579	3, 085, 956, 233	8, 682	8, 782
第 74 計算期間末日	(2020 年 1 月 14 日)	3, 184, 221, 609	3, 219, 786, 244	8, 953	9, 053
第 75 計算期間末日	(2020 年 2 月 13 日)	3, 150, 187, 807	3, 184, 926, 468	9, 068	9, 168
第 76 計算期間末日	(2020 年 3 月 13 日)	2, 470, 451, 368	2, 504, 204, 235	7, 319	7, 419
第 77 計算期間末日	(2020 年 4 月 13 日)	1, 931, 625, 125	1, 965, 074, 120	5, 775	5, 875
第 78 計算期間末日	(2020 年 5 月 13 日)	2, 101, 331, 191	2, 121, 350, 487	6, 298	6, 358
第 79 計算期間末日	(2020 年 6 月 15 日)	2, 157, 803, 777	2, 176, 469, 567	6, 936	6, 996
第 80 計算期間末日	(2020 年 7 月 13 日)	1, 895, 828, 331	1, 912, 618, 081	6, 775	6, 835
第 81 計算期間末日	(2020 年 8 月 13 日)	1, 750, 599, 323	1, 766, 753, 265	6, 502	6, 562
第 82 計算期間末日	(2020 年 9 月 14 日)	1, 642, 259, 055	1, 657, 574, 476	6, 434	6, 494
第 83 計算期間末日	(2020 年 10 月 13 日)	1, 575, 673, 063	1, 590, 484, 792	6, 383	6, 443
第 84 計算期間末日	(2020 年 11 月 13 日)	1, 510, 970, 013	1, 524, 672, 453	6, 616	6, 676
第 85 計算期間末日	(2020 年 12 月 14 日)	1, 393, 888, 835	1, 406, 460, 363	6, 653	6, 713
第 86 計算期間末日	(2021 年 1 月 13 日)	1, 404, 424, 736	1, 416, 785, 617	6, 817	6, 877
第 87 計算期間末日	(2021 年 2 月 15 日)	1, 339, 033, 059	1, 350, 990, 788	6, 719	6, 779

第 88 計算期間末日	(2021 年 3 月 15 日)	1, 328, 993, 512	1, 340, 784, 705	6, 763	6, 823
第 89 計算期間末日	(2021 年 4 月 13 日)	1, 270, 889, 746	1, 282, 055, 617	6, 829	6, 889
第 90 計算期間末日	(2021 年 5 月 13 日)	1, 268, 864, 343	1, 279, 730, 777	7, 006	7, 066
第 91 計算期間末日	(2021 年 6 月 14 日)	1, 290, 862, 989	1, 301, 596, 598	7, 216	7, 276
第 92 計算期間末日	(2021 年 7 月 13 日)	1, 283, 019, 144	1, 293, 731, 844	7, 186	7, 246
第 93 計算期間末日	(2021 年 8 月 13 日)	1, 260, 134, 965	1, 270, 654, 544	7, 187	7, 247
第 94 計算期間末日	(2021 年 9 月 13 日)	1, 210, 937, 749	1, 221, 182, 098	7, 092	7, 152
第 95 計算期間末日	(2021 年 10 月 13 日)	1, 194, 013, 410	1, 204, 134, 616	7, 078	7, 138
第 96 計算期間末日	(2021 年 11 月 15 日)	1, 196, 483, 020	1, 206, 352, 487	7, 274	7, 334
第 97 計算期間末日	(2021 年 12 月 13 日)	1, 103, 068, 816	1, 112, 596, 141	6, 947	7, 007
第 98 計算期間末日	(2022 年 1 月 13 日)	1, 092, 908, 462	1, 102, 420, 220	6, 894	6, 954
第 99 計算期間末日	(2022 年 2 月 14 日)	1, 095, 063, 438	1, 104, 555, 274	6, 922	6, 982
第 100 計算期間末日	(2022 年 3 月 14 日)	1, 087, 223, 983	1, 096, 741, 569	6, 854	6, 914
第 101 計算期間末日	(2022 年 4 月 13 日)	1, 160, 369, 226	1, 169, 761, 412	7, 413	7, 473
第 102 計算期間末日	(2022 年 5 月 13 日)	1, 102, 492, 825	1, 111, 913, 455	7, 022	7, 082
第 103 計算期間末日	(2022 年 6 月 13 日)	1, 167, 545, 099	1, 176, 854, 067	7, 525	7, 585
第 104 計算期間末日	(2022 年 7 月 13 日)	1, 118, 825, 129	1, 128, 160, 269	7, 191	7, 251
第 105 計算期間末日	(2022 年 8 月 15 日)	1, 154, 715, 063	1, 164, 009, 174	7, 454	7, 514
第 106 計算期間末日	(2022 年 9 月 13 日)	1, 196, 319, 046	1, 205, 828, 939	7, 548	7, 608
第 107 計算期間末日	(2022 年 10 月 13 日)	1, 043, 246, 497	1, 052, 830, 512	6, 531	6, 591
第 108 計算期間末日	(2022 年 11 月 14 日)	932, 565, 149	942, 019, 147	5, 919	5, 979
第 109 計算期間末日	(2022 年 12 月 13 日)	933, 306, 084	942, 642, 825	5, 998	6, 058
第 110 計算期間末日	(2023 年 1 月 13 日)	913, 173, 191	922, 509, 485	5, 869	5, 929
第 111 計算期間末日	(2023 年 2 月 13 日)	965, 200, 346	974, 613, 982	6, 152	6, 212
第 112 計算期間末日	(2023 年 3 月 13 日)	916, 834, 723	926, 625, 038	5, 619	5, 679
第 113 計算期間末日	(2023 年 4 月 13 日)	1, 031, 794, 409	1, 042, 063, 747	6, 028	6, 088
第 114 計算期間末日	(2023 年 5 月 15 日)	1, 022, 997, 598	1, 033, 188, 750	6, 023	6, 083
第 115 計算期間末日	(2023 年 6 月 13 日)	972, 854, 412	982, 794, 665	5, 872	5, 932
第 116 計算期間末日	(2023 年 7 月 13 日)	922, 163, 951	931, 956, 158	5, 650	5, 710
第 117 計算期間末日	(2023 年 8 月 14 日)	954, 095, 584	963, 982, 231	5, 790	5, 850
第 118 計算期間末日	(2023 年 9 月 13 日)	921, 016, 667	930, 797, 140	5, 650	5, 710
第 119 計算期間末日	(2023 年 10 月 13 日)	861, 247, 205	870, 875, 480	5, 367	5, 427
第 120 計算期間末日	(2023 年 11 月 13 日)	835, 200, 789	844, 766, 784	5, 239	5, 299
第 121 計算期間末日	(2023 年 12 月 13 日)	833, 619, 336	843, 046, 603	5, 306	5, 366
第 122 計算期間末日	(2024 年 1 月 15 日)	845, 194, 119	854, 457, 861	5, 474	5, 534
第 123 計算期間末日	(2024 年 2 月 13 日)	811, 322, 194	820, 498, 377	5, 305	5, 365
第 124 計算期間末日	(2024 年 3 月 13 日)	726, 844, 564	735, 419, 435	5, 086	5, 146
第 125 計算期間末日	(2024 年 4 月 15 日)	710, 281, 422	718, 859, 168	4, 968	5, 028
第 126 計算期間末日	(2024 年 5 月 13 日)	682, 300, 862	690, 578, 111	4, 946	5, 006
第 127 計算期間末日	(2024 年 6 月 13 日)	625, 581, 067	633, 646, 208	4, 654	4, 714
第 128 計算期間末日	(2024 年 7 月 16 日)	668, 191, 995	676, 248, 849	4, 976	5, 036

第 129 計算期間末日	(2024 年 8 月 13 日)	627, 613, 163	635, 743, 460	4, 632	4, 692
第 130 計算期間末日	(2024 年 9 月 13 日)	681, 005, 258	689, 199, 115	4, 987	5, 047
第 131 計算期間末日	(2024 年 10 月 15 日)	687, 424, 445	691, 475, 186	5, 091	5, 121
第 132 計算期間末日	(2024 年 11 月 13 日)	652, 445, 106	656, 477, 697	4, 854	4, 884
第 133 計算期間末日	(2024 年 12 月 13 日)	599, 179, 885	603, 060, 335	4, 632	4, 662
	2023 年 12 月末日	857, 013, 901	—	5, 520	—
	2024 年 1 月末日	813, 893, 779	—	5, 283	—
	2 月末日	799, 750, 979	—	5, 260	—
	3 月末日	725, 438, 183	—	5, 059	—
	4 月末日	684, 934, 282	—	4, 931	—
	5 月末日	650, 888, 899	—	4, 857	—
	6 月末日	636, 253, 136	—	4, 711	—
	7 月末日	642, 440, 989	—	4, 765	—
	8 月末日	683, 195, 672	—	5, 003	—
	9 月末日	698, 395, 166	—	5, 195	—
	10 月末日	673, 610, 849	—	5, 002	—
	11 月末日	619, 357, 655	—	4, 682	—
	12 月末日	588, 084, 640	—	4, 680	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 14 計算期間	30 円
第 15 計算期間	150 円
第 16 計算期間	150 円
第 17 計算期間	150 円
第 18 計算期間	150 円
第 19 計算期間	150 円
第 20 計算期間	150 円
第 21 計算期間	150 円
第 22 計算期間	150 円
第 23 計算期間	150 円
第 24 計算期間	150 円
第 25 計算期間	150 円
第 26 計算期間	150 円
第 27 計算期間	150 円
第 28 計算期間	150 円
第 29 計算期間	150 円
第 30 計算期間	150 円

第 31 計算期間	150 円
第 32 計算期間	100 円
第 33 計算期間	100 円
第 34 計算期間	100 円
第 35 計算期間	100 円
第 36 計算期間	100 円
第 37 計算期間	100 円
第 38 計算期間	100 円
第 39 計算期間	100 円
第 40 計算期間	100 円
第 41 計算期間	100 円
第 42 計算期間	100 円
第 43 計算期間	100 円
第 44 計算期間	100 円
第 45 計算期間	100 円
第 46 計算期間	100 円
第 47 計算期間	100 円
第 48 計算期間	100 円
第 49 計算期間	100 円
第 50 計算期間	100 円
第 51 計算期間	100 円
第 52 計算期間	100 円
第 53 計算期間	100 円
第 54 計算期間	100 円
第 55 計算期間	100 円
第 56 計算期間	100 円
第 57 計算期間	100 円
第 58 計算期間	100 円
第 59 計算期間	100 円
第 60 計算期間	100 円
第 61 計算期間	100 円
第 62 計算期間	100 円
第 63 計算期間	100 円
第 64 計算期間	100 円
第 65 計算期間	100 円
第 66 計算期間	100 円
第 67 計算期間	100 円
第 68 計算期間	100 円
第 69 計算期間	100 円
第 70 計算期間	100 円
第 71 計算期間	100 円

第 72 計算期間	100 円
第 73 計算期間	100 円
第 74 計算期間	100 円
第 75 計算期間	100 円
第 76 計算期間	100 円
第 77 計算期間	100 円
第 78 計算期間	60 円
第 79 計算期間	60 円
第 80 計算期間	60 円
第 81 計算期間	60 円
第 82 計算期間	60 円
第 83 計算期間	60 円
第 84 計算期間	60 円
第 85 計算期間	60 円
第 86 計算期間	60 円
第 87 計算期間	60 円
第 88 計算期間	60 円
第 89 計算期間	60 円
第 90 計算期間	60 円
第 91 計算期間	60 円
第 92 計算期間	60 円
第 93 計算期間	60 円
第 94 計算期間	60 円
第 95 計算期間	60 円
第 96 計算期間	60 円
第 97 計算期間	60 円
第 98 計算期間	60 円
第 99 計算期間	60 円
第 100 計算期間	60 円
第 101 計算期間	60 円
第 102 計算期間	60 円
第 103 計算期間	60 円
第 104 計算期間	60 円
第 105 計算期間	60 円
第 106 計算期間	60 円
第 107 計算期間	60 円
第 108 計算期間	60 円
第 109 計算期間	60 円
第 110 計算期間	60 円
第 111 計算期間	60 円
第 112 計算期間	60 円

第 113 計算期間	60 円
第 114 計算期間	60 円
第 115 計算期間	60 円
第 116 計算期間	60 円
第 117 計算期間	60 円
第 118 計算期間	60 円
第 119 計算期間	60 円
第 120 計算期間	60 円
第 121 計算期間	60 円
第 122 計算期間	60 円
第 123 計算期間	60 円
第 124 計算期間	60 円
第 125 計算期間	60 円
第 126 計算期間	60 円
第 127 計算期間	60 円
第 128 計算期間	60 円
第 129 計算期間	60 円
第 130 計算期間	60 円
第 131 計算期間	30 円
第 132 計算期間	30 円
第 133 計算期間	30 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 14 計算期間	0. 42
第 15 計算期間	2. 23
第 16 計算期間	△1. 68
第 17 計算期間	4. 81
第 18 計算期間	△4. 56
第 19 計算期間	1. 00
第 20 計算期間	△1. 31
第 21 計算期間	△4. 73
第 22 計算期間	△9. 74
第 23 計算期間	10. 77
第 24 計算期間	1. 94
第 25 計算期間	△4. 80
第 26 計算期間	△3. 84
第 27 計算期間	0. 00
第 28 計算期間	8. 78
第 29 計算期間	△2. 47

第 30 計算期間	△0. 08
第 31 計算期間	△0. 15
第 32 計算期間	5. 86
第 33 計算期間	△2. 62
第 34 計算期間	4. 33
第 35 計算期間	△1. 70
第 36 計算期間	0. 12
第 37 計算期間	6. 27
第 38 計算期間	△0. 16
第 39 計算期間	2. 23
第 40 計算期間	△1. 13
第 41 計算期間	1. 05
第 42 計算期間	5. 07
第 43 計算期間	0. 97
第 44 計算期間	2. 70
第 45 計算期間	0. 28
第 46 計算期間	2. 60
第 47 計算期間	△0. 31
第 48 計算期間	4. 32
第 49 計算期間	2. 99
第 50 計算期間	1. 86
第 51 計算期間	△10. 56
第 52 計算期間	△0. 64
第 53 計算期間	0. 30
第 54 計算期間	1. 75
第 55 計算期間	1. 24
第 56 計算期間	0. 27
第 57 計算期間	△0. 48
第 58 計算期間	△2. 19
第 59 計算期間	△5. 33
第 60 計算期間	6. 21
第 61 計算期間	4. 37
第 62 計算期間	1. 75
第 63 計算期間	6. 56
第 64 計算期間	2. 52
第 65 計算期間	3. 56
第 66 計算期間	△3. 11
第 67 計算期間	3. 35
第 68 計算期間	5. 07
第 69 計算期間	△5. 84
第 70 計算期間	4. 41

第 71 計算期間	△0. 28
第 72 計算期間	△1. 52
第 73 計算期間	1. 39
第 74 計算期間	4. 27
第 75 計算期間	2. 40
第 76 計算期間	△18. 18
第 77 計算期間	△19. 72
第 78 計算期間	10. 09
第 79 計算期間	11. 08
第 80 計算期間	△1. 45
第 81 計算期間	△3. 14
第 82 計算期間	△0. 12
第 83 計算期間	0. 13
第 84 計算期間	4. 59
第 85 計算期間	1. 46
第 86 計算期間	3. 36
第 87 計算期間	△0. 55
第 88 計算期間	1. 54
第 89 計算期間	1. 86
第 90 計算期間	3. 47
第 91 計算期間	3. 85
第 92 計算期間	0. 41
第 93 計算期間	0. 84
第 94 計算期間	△0. 48
第 95 計算期間	0. 64
第 96 計算期間	3. 61
第 97 計算期間	△3. 67
第 98 計算期間	0. 10
第 99 計算期間	1. 27
第 100 計算期間	△0. 11
第 101 計算期間	9. 03
第 102 計算期間	△4. 46
第 103 計算期間	8. 01
第 104 計算期間	△3. 64
第 105 計算期間	4. 49
第 106 計算期間	2. 06
第 107 計算期間	△12. 67
第 108 計算期間	△8. 45
第 109 計算期間	2. 34
第 110 計算期間	△1. 15
第 111 計算期間	5. 84

第 112 計算期間	△7. 68
第 113 計算期間	8. 34
第 114 計算期間	0. 91
第 115 計算期間	△1. 51
第 116 計算期間	△2. 75
第 117 計算期間	3. 53
第 118 計算期間	△1. 38
第 119 計算期間	△3. 94
第 120 計算期間	△1. 26
第 121 計算期間	2. 42
第 122 計算期間	4. 29
第 123 計算期間	△1. 99
第 124 計算期間	△2. 99
第 125 計算期間	△1. 14
第 126 計算期間	0. 76
第 127 計算期間	△4. 69
第 128 計算期間	8. 20
第 129 計算期間	△5. 70
第 130 計算期間	8. 95
第 131 計算期間	2. 68
第 132 計算期間	△4. 06
第 133 計算期間	△3. 95

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 14 計算期間	1, 172, 874	27, 104, 514	91, 740, 387
第 15 計算期間	42, 729, 252	27, 295, 191	107, 174, 448
第 16 計算期間	50, 991, 732	4, 061, 785	154, 104, 395
第 17 計算期間	2, 243, 689	8, 360, 560	147, 987, 524
第 18 計算期間	34, 423, 497	994, 036	181, 416, 985
第 19 計算期間	14, 145, 750	3, 620, 046	191, 942, 689
第 20 計算期間	44, 768, 446	66, 957	236, 644, 178
第 21 計算期間	43, 933, 441	280, 682	280, 296, 937
第 22 計算期間	8, 551, 885	32, 345, 562	256, 503, 260
第 23 計算期間	1, 835, 911	5, 447, 570	252, 891, 601
第 24 計算期間	9, 525, 078	3, 918, 179	258, 498, 500
第 25 計算期間	1, 716, 120	25, 656, 160	234, 558, 460
第 26 計算期間	12, 471, 834	383	247, 029, 911
第 27 計算期間	2, 822, 887	49, 455	249, 803, 343

第 28 計算期間	3, 138, 376	2, 023	252, 939, 696
第 29 計算期間	3, 298, 208	27, 970	256, 209, 934
第 30 計算期間	19, 710, 328	10, 030, 511	265, 889, 751
第 31 計算期間	64, 056, 850	113	329, 946, 488
第 32 計算期間	171, 695, 840	1, 920, 341	499, 721, 987
第 33 計算期間	134, 901, 222	1, 393, 809	633, 229, 400
第 34 計算期間	73, 505, 294	20, 010, 240	686, 724, 454
第 35 計算期間	262, 678, 720	2, 985, 906	946, 417, 268
第 36 計算期間	333, 572, 199	58, 228, 401	1, 221, 761, 066
第 37 計算期間	65, 429, 214	1, 277, 073	1, 285, 913, 207
第 38 計算期間	102, 753, 630	28, 438, 525	1, 360, 228, 312
第 39 計算期間	133, 445, 789	7, 531, 238	1, 486, 142, 863
第 40 計算期間	250, 736, 566	25, 044, 241	1, 711, 835, 188
第 41 計算期間	257, 799, 788	52, 322, 619	1, 917, 312, 357
第 42 計算期間	263, 198, 677	108, 400, 066	2, 072, 110, 968
第 43 計算期間	331, 065, 920	50, 455, 282	2, 352, 721, 606
第 44 計算期間	360, 408, 341	55, 883, 424	2, 657, 246, 523
第 45 計算期間	149, 198, 436	86, 833, 616	2, 719, 611, 343
第 46 計算期間	6, 649, 125	43, 792, 087	2, 682, 468, 381
第 47 計算期間	6, 208, 792	29, 123, 391	2, 659, 553, 782
第 48 計算期間	6, 844, 250	108, 726, 536	2, 557, 671, 496
第 49 計算期間	5, 915, 096	183, 755, 964	2, 379, 830, 628
第 50 計算期間	4, 793, 092	74, 646, 887	2, 309, 976, 833
第 51 計算期間	4, 934, 314	82, 674, 854	2, 232, 236, 293
第 52 計算期間	6, 174, 491	68, 392, 993	2, 170, 017, 791
第 53 計算期間	6, 605, 794	118, 449, 226	2, 058, 174, 359
第 54 計算期間	6, 415, 793	6, 294, 287	2, 058, 295, 865
第 55 計算期間	5, 173, 621	79, 006, 869	1, 984, 462, 617
第 56 計算期間	5, 066, 215	82, 947, 244	1, 906, 581, 588
第 57 計算期間	5, 410, 845	85, 891, 067	1, 826, 101, 366
第 58 計算期間	5, 645, 201	118, 061, 599	1, 713, 684, 968
第 59 計算期間	19, 107, 730	78, 980, 920	1, 653, 811, 778
第 60 計算期間	13, 718, 252	8, 114, 596	1, 659, 415, 434
第 61 計算期間	41, 019, 436	26, 365, 480	1, 674, 069, 390
第 62 計算期間	197, 580, 489	13, 151, 801	1, 858, 498, 078
第 63 計算期間	822, 832, 501	32, 390, 366	2, 648, 940, 213
第 64 計算期間	1, 322, 162, 585	20, 305, 977	3, 950, 796, 821
第 65 計算期間	10, 608, 388	46, 895, 382	3, 914, 509, 827
第 66 計算期間	9, 794, 437	160, 368, 973	3, 763, 935, 291
第 67 計算期間	11, 140, 944	26, 220, 887	3, 748, 855, 348
第 68 計算期間	9, 964, 447	24, 047, 287	3, 734, 772, 508

第 69 計算期間	9, 728, 851	87, 084, 258	3, 657, 417, 101
第 70 計算期間	11, 246, 727	11, 491, 902	3, 657, 171, 926
第 71 計算期間	10, 015, 738	17, 039, 154	3, 650, 148, 510
第 72 計算期間	10, 157, 814	88, 728, 706	3, 571, 577, 618
第 73 計算期間	10, 747, 434	68, 259, 609	3, 514, 065, 443
第 74 計算期間	89, 629, 519	47, 231, 441	3, 556, 463, 521
第 75 計算期間	9, 165, 803	91, 763, 147	3, 473, 866, 177
第 76 計算期間	54, 627, 296	153, 206, 732	3, 375, 286, 741
第 77 計算期間	12, 471, 061	42, 858, 276	3, 344, 899, 526
第 78 計算期間	16, 409, 137	24, 759, 281	3, 336, 549, 382
第 79 計算期間	9, 486, 602	235, 070, 944	3, 110, 965, 040
第 80 計算期間	23, 231, 181	335, 904, 453	2, 798, 291, 768
第 81 計算期間	42, 046, 143	148, 014, 093	2, 692, 323, 818
第 82 計算期間	10, 664, 857	150, 418, 487	2, 552, 570, 188
第 83 計算期間	16, 641, 754	100, 590, 293	2, 468, 621, 649
第 84 計算期間	11, 110, 982	195, 992, 602	2, 283, 740, 029
第 85 計算期間	25, 595, 037	214, 080, 335	2, 095, 254, 731
第 86 計算期間	6, 115, 046	41, 222, 813	2, 060, 146, 964
第 87 計算期間	13, 056, 920	80, 248, 962	1, 992, 954, 922
第 88 計算期間	5, 657, 162	33, 413, 169	1, 965, 198, 915
第 89 計算期間	5, 488, 004	109, 708, 411	1, 860, 978, 508
第 90 計算期間	12, 508, 025	62, 414, 103	1, 811, 072, 430
第 91 計算期間	31, 572, 234	53, 709, 728	1, 788, 934, 936
第 92 計算期間	17, 626, 069	21, 110, 972	1, 785, 450, 033
第 93 計算期間	24, 482, 146	56, 668, 942	1, 753, 263, 237
第 94 計算期間	4, 782, 364	50, 654, 080	1, 707, 391, 521
第 95 計算期間	18, 287, 442	38, 811, 148	1, 686, 867, 815
第 96 計算期間	4, 450, 434	46, 406, 953	1, 644, 911, 296
第 97 計算期間	19, 542, 782	76, 566, 420	1, 587, 887, 658
第 98 計算期間	5, 135, 168	7, 729, 721	1, 585, 293, 105
第 99 計算期間	15, 528, 893	18, 849, 309	1, 581, 972, 689
第 100 計算期間	4, 406, 068	114, 395	1, 586, 264, 362
第 101 計算期間	158, 307, 846	179, 207, 831	1, 565, 364, 377
第 102 計算期間	35, 273, 916	30, 533, 228	1, 570, 105, 065
第 103 計算期間	11, 804, 085	30, 414, 319	1, 551, 494, 831
第 104 計算期間	4, 378, 713	16, 817	1, 555, 856, 727
第 105 計算期間	5, 816, 716	12, 654, 881	1, 549, 018, 562
第 106 計算期間	73, 485, 956	37, 522, 315	1, 584, 982, 203
第 107 計算期間	20, 052, 189	7, 698, 425	1, 597, 335, 967
第 108 計算期間	14, 212, 818	35, 882, 390	1, 575, 666, 395
第 109 計算期間	16, 261, 627	35, 804, 474	1, 556, 123, 548

第 110 計算期間	9, 181, 072	9, 255, 481	1, 556, 049, 139
第 111 計算期間	24, 594, 668	11, 704, 391	1, 568, 939, 416
第 112 計算期間	83, 208, 071	20, 428, 288	1, 631, 719, 199
第 113 計算期間	146, 083, 688	66, 246, 533	1, 711, 556, 354
第 114 計算期間	15, 960, 820	28, 991, 787	1, 698, 525, 387
第 115 計算期間	8, 097, 676	49, 914, 094	1, 656, 708, 969
第 116 計算期間	11, 608, 955	36, 283, 379	1, 632, 034, 545
第 117 計算期間	44, 420, 661	28, 680, 572	1, 647, 774, 634
第 118 計算期間	18, 120, 396	35, 816, 135	1, 630, 078, 895
第 119 計算期間	9, 242, 982	34, 609, 319	1, 604, 712, 558
第 120 計算期間	28, 483, 045	38, 863, 099	1, 594, 332, 504
第 121 計算期間	36, 334, 757	59, 455, 981	1, 571, 211, 280
第 122 計算期間	11, 186, 078	38, 440, 234	1, 543, 957, 124
第 123 計算期間	13, 822, 149	28, 415, 365	1, 529, 363, 908
第 124 計算期間	14, 026, 666	114, 245, 319	1, 429, 145, 255
第 125 計算期間	9, 407, 164	8, 928, 008	1, 429, 624, 411
第 126 計算期間	10, 223, 292	60, 306, 106	1, 379, 541, 597
第 127 計算期間	22, 113, 250	57, 464, 624	1, 344, 190, 223
第 128 計算期間	17, 715, 584	19, 096, 746	1, 342, 809, 061
第 129 計算期間	16, 245, 899	4, 005, 341	1, 355, 049, 619
第 130 計算期間	36, 195, 064	25, 601, 704	1, 365, 642, 979
第 131 計算期間	21, 503, 395	36, 899, 077	1, 350, 247, 297
第 132 計算期間	19, 080, 366	25, 130, 470	1, 344, 197, 193
第 133 計算期間	5, 742, 287	56, 456, 080	1, 293, 483, 400

(参考)

マネー・プール マザーファンド

投資状況

2024 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	24, 659, 672	100. 00
純資産総額		24, 659, 672	100. 00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 3 0 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

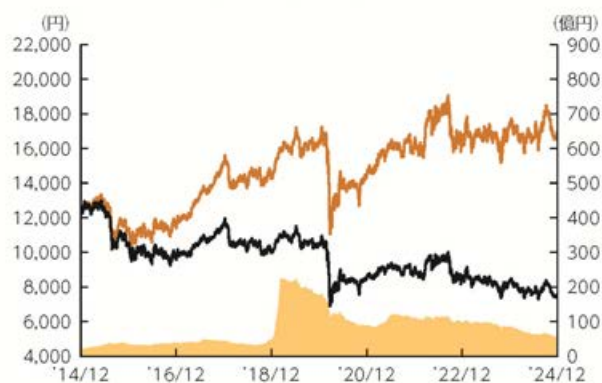


運用実績

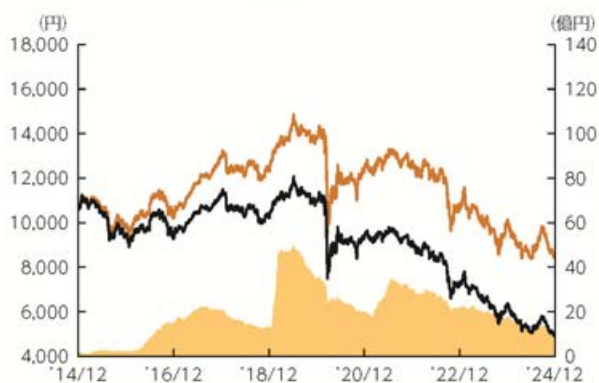
2024年12月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2014年12月30日～2024年12月30日

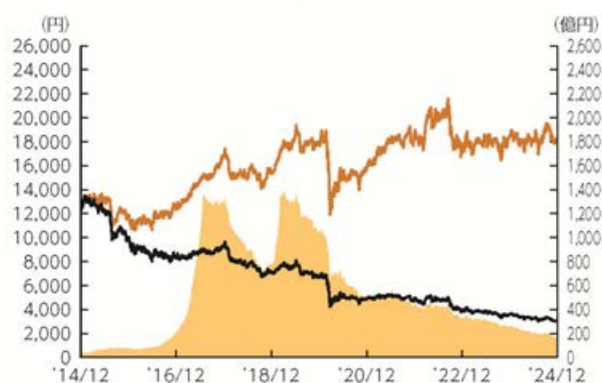
為替ヘッジなしコース



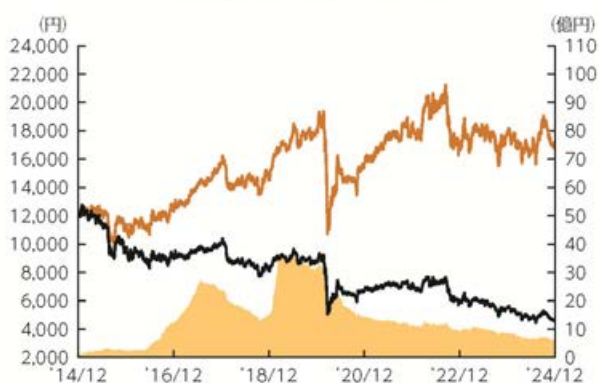
円コース



インド・ルピーコース



インドネシア・ルピアコース



純資産総額【右目盛】 基準価額(分配金再投資)【左目盛】 基準価額【左目盛】

- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 基準価額・純資産

	為替ヘッジなし コース	円コース	インド・ルピー コース	インドネシア・ ルピアコース
基準価額	7,579円	4,994円	3,072円	4,680円
純資産総額	54.3億円	10.6億円	161.3億円	5.8億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

	為替ヘッジなし コース	円コース	インド・ルピー コース	インドネシア・ ルピアコース
2024年12月	30円	20円	25円	30円
2024年11月	30円	20円	25円	30円
2024年10月	30円	20円	25円	30円
2024年 9 月	50円	40円	45円	60円
2024年 8 月	50円	40円	45円	60円
2024年 7 月	50円	40円	45円	60円
直近1年間累計	540円	420円	480円	630円
設定来累計	8,200円	5,050円	13,445円	10,840円

・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

資産構成	為替ヘッジなし コース	円コース	インド・ルピー コース	インドネシア・ ルピアコース
外国投資信託	99.2%	99.0%	99.0%	99.1%
マネー・プール マザーファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	0.8%	1.0%	1.0%	0.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

銘柄	国・地域	用途	比率
1 LINK REIT /HKD/	香港	小売り	16.5%
2 CAPITALAND INTEGRATED CO /SGD/	シンガポール	複合	15.8%
3 CAPITALAND ASCENDAS REIT /SGD/	シンガポール	複合	14.9%
4 MAPLETREE LOGISTICS TRUS /SGD/	シンガポール	産業用施設	8.1%
5 KEPPEL DC REIT /SGD/	シンガポール	産業用施設	6.5%
6 MAPLETREE INDUSTRIAL TRU /SGD/	シンガポール	産業用施設	6.1%
7 FRASERS CENTREPOINT TRUS /SGD/	シンガポール	小売り	4.7%
8 MAPLETREE PAN ASIA COM T /SGD/	シンガポール	複合	4.6%
9 FRASERS LOGISTICS & COMM /SGD/	シンガポール	複合	4.6%
10 CAPITALAND ASCOTT TRUST	シンガポール	ホテル	4.2%

・比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

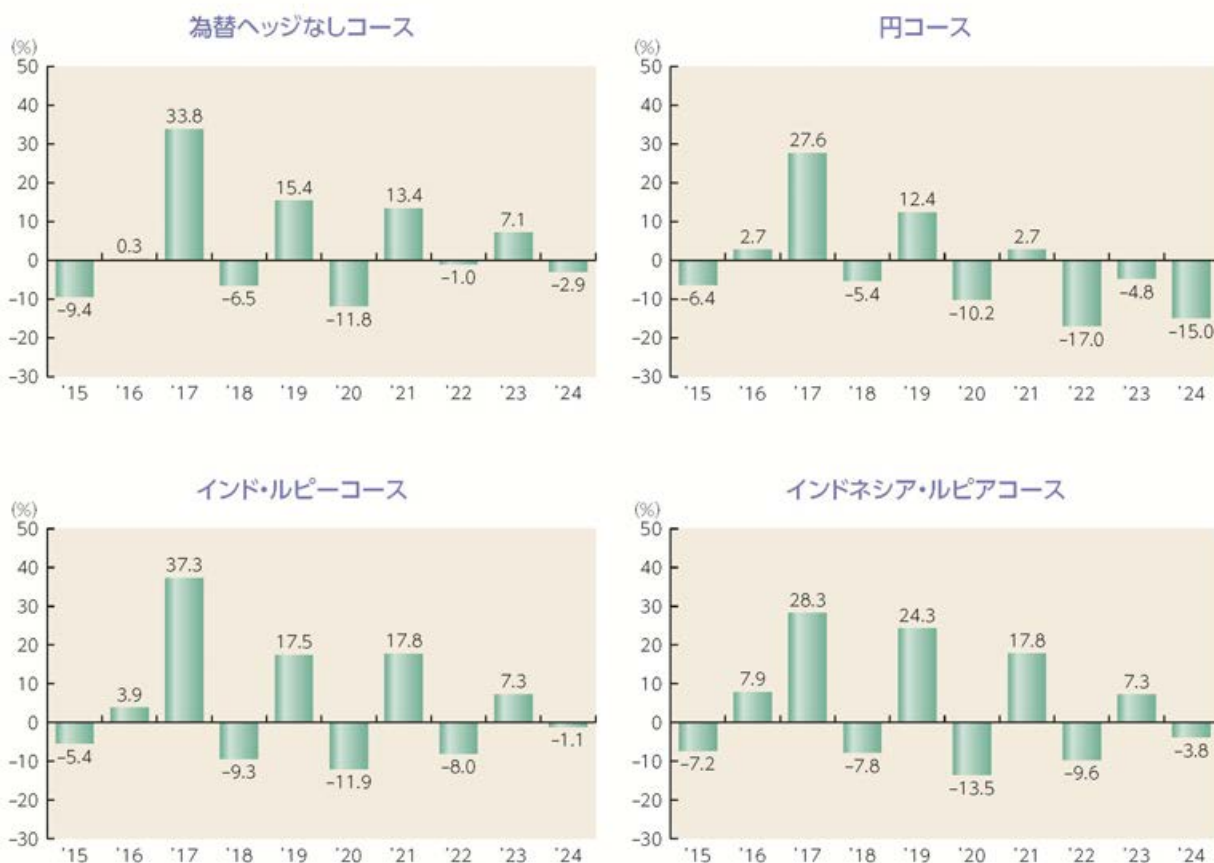
・外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。

・用途分類および国・地域分類はイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドによります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 年間収益率の推移



・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
 ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、主要投資対象とする外国投資信託の運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

⑩その他

- ・ スイッチングを行う場合の取得申込みに関する取扱いも同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。
- ・ 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社にご確認ください。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または

流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

⑩その他

販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取扱いも同様とします。くわしくは販売会社にご確認ください。

なお、スイッチングにより解約をする場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2028年6月13日まで(2013年9月20日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎月14日から翌月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

第1計算期間は信託契約締結日から2013年12月13日までとなります。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・各ファンドの受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合
- ・各ファンドのそれぞれの受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更するこ

とまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年6月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または

受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2024 年 6 月 14 日から 2024 年 12 月 13 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）の2024年6月14日から2024年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）の2024年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	122,339,596	125,815,818
投資信託受益証券	6,171,803,682	5,346,975,174
親投資信託受益証券	99,970	100,060
未収入金	-	50,170,000
未収利息	212	739
流動資産合計	6,294,243,460	5,523,061,791
資産合計	6,294,243,460	5,523,061,791
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	41,271,303	21,979,929
未払解約金	26,665,180	62,473,435
未払受託者報酬	184,478	154,836
未払委託者報酬	6,764,066	5,677,352
その他未払費用	61,478	51,601
流動負債合計	74,946,505	90,337,153
負債合計	74,946,505	90,337,153
純資産の部		
元本等		
元本	8,254,260,777	7,326,643,324
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,034,963,822	△1,893,918,686
（分配準備積立金）	-	2,442,403
元本等合計	6,219,296,955	5,432,724,638
純資産合計	6,219,296,955	5,432,724,638
負債純資産合計	6,294,243,460	5,523,061,791

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2023 年 12 月 14 日 至 2024 年 6 月 13 日	当期 自 2024 年 6 月 14 日 至 2024 年 12 月 13 日
営業収益		
配当株式	214,807,293	182,396,524
受取利息	15,554	75,984
有価証券売買等損益	△314,126,711	△21,244,942
営業収益合計	△99,303,864	161,227,566

営業費用

支払利息	2, 525	-
受託者報酬	1, 237, 448	1, 019, 356
委託者報酬	45, 372, 907	37, 376, 363
その他費用	412, 419	339, 724
営業費用合計	47, 025, 299	38, 735, 443
営業利益又は営業損失（△）	△146, 329, 163	122, 492, 123
経常利益又は経常損失（△）	△146, 329, 163	122, 492, 123
当期純利益又は当期純損失（△）	△146, 329, 163	122, 492, 123
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2, 428, 361	△1, 041, 608
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2, 035, 704, 253	△2, 034, 963, 822
剰余金増加額又は欠損金減少額	481, 678, 405	309, 904, 225
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	481, 678, 405	309, 904, 225
剰余金減少額又は欠損金増加額	62, 231, 794	104, 720, 398
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62, 231, 794	104, 720, 398
分配金	274, 805, 378	187, 672, 422
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2, 034, 963, 822	△1, 893, 918, 686

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2024年 6月 13日現在]	当期 [2024年 12月 13日現在]
1. 期首元本額	10, 282, 674, 597 円	8, 254, 260, 777 円
期中追加設定元本額	301, 865, 481 円	483, 103, 821 円
期中一部解約元本額	2, 330, 279, 301 円	1, 410, 721, 274 円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2, 034, 963, 822 円	1, 893, 918, 686 円
3. 受益権の総数	8, 254, 260, 777 口	7, 326, 643, 324 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年 12月 14日 至 2024年 6月 13日	当期 自 2024年 6月 14日 至 2024年 12月 13日
1. 分配金の計算過程 第 122 期 2023年 12月 14日 2024年 1月 15日	1. 分配金の計算過程 第 128 期 2024年 6月 14日 2024年 7月 16日
項目	項目

費用控除後の配当等収益額	A	41,735,249 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,152,250,836 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,193,986,085 円
当ファンドの期末残存口数	F	10,146,245,554 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,147 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	50,731,227 円

第 123 期

2024 年 1 月 16 日

2024 年 2 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27,438,815 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,009,281,160 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,036,719,975 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,713,657,099 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,126 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	48,568,285 円

第 124 期

2024 年 2 月 14 日

2024 年 3 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,771,679 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,909,977,148 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,935,748,827 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,459,530,265 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,103 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	47,297,651 円

第 125 期

2024 年 3 月 14 日

2024 年 4 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,380,613 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,729,862,623 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,756,243,236 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,940,164,927 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,082 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	44,700,824 円

第 126 期

2024 年 4 月 16 日

2024 年 5 月 13 日

費用控除後の配当等収益額	A	31,251,277 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,392,404,709 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,423,655,986 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,970,082,419 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,040 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	39,850,412 円

第 129 期

2024 年 7 月 17 日

2024 年 8 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,556,191 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,377,421,763 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,403,977,954 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,948,725,360 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,024 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	39,743,626 円

第 130 期

2024 年 8 月 14 日

2024 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,645,409 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,374,789,772 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,406,435,181 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,984,202,255 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,014 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	39,921,011 円

第 131 期

2024 年 9 月 14 日

2024 年 10 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,463,316 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,304,160,890 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,332,624,206 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,773,691,995 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,000 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,321,075 円

第 132 期

2024 年 10 月 16 日

2024 年 11 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,710,056 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,562,033,475 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,592,743,531 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,447,217,645 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,069 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	42,236,088 円

第 127 期

2024 年 5 月 14 日

2024 年 6 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,726,267 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,492,247,475 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,518,973,742 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,254,260,777 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,051 円
1 万口当たり分配金額	H	50 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	41,271,303 円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,886,396 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,258,381,268 円
分配準備積立金額	D	4,976,459 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,285,244,123 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,618,789,901 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,999 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	22,856,369 円

第 133 期

2024 年 11 月 14 日

2024 年 12 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,606,089 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	2,171,898,728 円
分配準備積立金額	D	3,816,243 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,196,321,060 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,326,643,324 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,997 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,979,929 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2023 年 12 月 14 日 至 2024 年 6 月 13 日	当期 自 2024 年 6 月 14 日 至 2024 年 12 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果	同左

	はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	
--	---------------------------------	--

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあり ません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に 係る事項に関する注記)に記載して おります。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はあり ません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、 短期間で決済され、時価は帳簿価額と 近似していることから、当該金融商品 の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異 なる前提条件等によった場合、当該価 額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△122,618,616	△150,649,187
親投資信託受益証券	—	20
合計	△122,618,616	△150,649,167

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
1 口当たり純資産額	0.7535 円	0.7415 円
(1 万口当たり純資産額)	(7,535 円)	(7,415 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド (Local Currency クラス)	7,139,771,898	5,346,975,174	
投資信託受益証券 合計		7,139,771,898	5,346,975,174	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	100,060	
親投資信託受益証券 合計		99,602	100,060	
合計		7,139,871,500	5,347,075,234	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の2024年6月14日から2024年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の2024年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,013,970	11,273,215
投資信託受益証券	1,200,579,988	1,112,057,103
親投資信託受益証券	99,970	100,060
未収入金	-	8,470,000
未収利息	43	66
流動資産合計	1,225,693,971	1,131,900,444
資産合計	1,225,693,971	1,131,900,444
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,460,689	4,465,599
未払解約金	1,870,035	2,906,664
未払受託者報酬	35,885	31,279
未払委託者報酬	1,315,833	1,146,979
その他未払費用	11,952	10,416
流動負債合計	12,694,394	8,560,937
負債合計	12,694,394	8,560,937
純資産の部		
元本等		
元本	2,365,172,324	2,232,799,951
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,152,172,747	△1,109,460,444
元本等合計	1,212,999,577	1,123,339,507
純資産合計	1,212,999,577	1,123,339,507
負債純資産合計	1,225,693,971	1,131,900,444

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2023 年 12 月 14 日 至 2024 年 6 月 13 日	当期 自 2024 年 6 月 14 日 至 2024 年 12 月 13 日
営業収益		
配当株式	10,739,786	13,811,635
受取利息	3,872	14,831
有価証券売買等損益	△158,381,520	10,625,570
営業収益合計	△147,637,862	24,452,036
営業費用		
支払利息	527	-
受託者報酬	242,019	204,945

委託者報酬	8,874,027	7,514,369
その他費用	80,616	68,245
営業費用合計	9,197,189	7,787,559
営業利益又は営業損失（△）	△156,835,051	16,664,477
経常利益又は経常損失（△）	△156,835,051	16,664,477
当期純利益又は当期純損失（△）	△156,835,051	16,664,477
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△6,631,546	△1,314,269
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,100,592,483	△1,152,172,747
剰余金増加額又は欠損金減少額	290,448,085	152,944,171
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	290,448,085	152,944,171
剰余金減少額又は欠損金増加額	131,382,590	86,658,765
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	131,382,590	86,658,765
分配金	60,442,254	41,551,849
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,152,172,747	△1,109,460,444

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [2024年 6月13日現在]	当期 [2024年 12月13日現在]
1. 期首元本額	2,744,577,459 円	2,365,172,324 円
期中追加設定元本額	300,416,691 円	192,301,062 円
期中一部解約元本額	679,821,826 円	324,673,435 円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,152,172,747 円	1,109,460,444 円
3. 受益権の総数	2,365,172,324 口	2,232,799,951 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2023 年 12 月 14 日 至 2024 年 6 月 13 日			当期 自 2024 年 6 月 14 日 至 2024 年 12 月 13 日		
1. 分配金の計算過程 第 122 期 2023 年 12 月 14 日 2024 年 1 月 15 日			1. 分配金の計算過程 第 128 期 2024 年 6 月 14 日 2024 年 7 月 16 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2, 145, 023 円	費用控除後の配当等収益額	A	2, 172, 411 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1, 044, 570, 455 円	収益調整金額	C	810, 186, 891 円

分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,046,715,478 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,785,483,915 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,757 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,141,935 円

第 123 期

2024 年 1 月 16 日

2024 年 2 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	995,820,752 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	995,820,752 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,678,560,147 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,717 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,714,240 円

第 124 期

2024 年 2 月 14 日

2024 年 3 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	193,160 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	941,165,825 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	941,358,985 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,559,075,039 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,678 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,236,300 円

第 125 期

2024 年 3 月 14 日

2024 年 4 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	189,123 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	850,350,300 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	850,539,423 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,337,083,739 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,639 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,348,334 円

第 126 期

2024 年 4 月 16 日

2024 年 5 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	747,451 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	812,359,302 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,297,041,333 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,536 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,188,165 円

第 129 期

2024 年 7 月 17 日

2024 年 8 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,168,918 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	791,617,518 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	792,786,436 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,264,000,435 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,501 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,056,001 円

第 130 期

2024 年 8 月 14 日

2024 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,234,061 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	819,538,981 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	821,773,042 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,367,432,916 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,471 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,469,731 円

第 131 期

2024 年 9 月 14 日

2024 年 10 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	778,847 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	812,756,209 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	813,535,056 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,368,752,065 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,434 円
1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,737,504 円

第 132 期

2024 年 10 月 16 日

2024 年 11 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	971,769 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

収益調整金額	C	858,508,028 円	収益調整金額	C	791,274,231 円
分配準備積立金額	D	—円	分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	859,255,479 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	792,246,000 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,385,189,118 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,317,424,674 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,602 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,418 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円	1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,540,756 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,634,849 円
第 127 期 2024 年 5 月 14 日 2024 年 6 月 13 日			第 133 期 2024 年 11 月 14 日 2024 年 12 月 13 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,094,087 円	費用控除後の配当等収益額	A	1,256,960 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	842,583,064 円	収益調整金額	C	758,849,784 円
分配準備積立金額	D	—円	分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	843,677,151 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	760,106,744 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,365,172,324 口	当ファンドの期末残存口数	F	2,232,799,951 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,567 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,404 円
1 万口当たり分配金額	H	40 円	1 万口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,460,689 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,465,599 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2023 年 12 月 14 日 至 2024 年 6 月 13 日	当期 自 2024 年 6 月 14 日 至 2024 年 12 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあり ません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に 係る事項に関する注記)に記載して おります。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はあり ません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン 等)は、短期間で決済され、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該金融 商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異 なる前提条件等によった場合、当該価額が 異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△27,415,718	△13,612,751
親投資信託受益証券	—	20
合計	△27,415,718	△13,612,731

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
1口当たり純資産額	0.5129 円	0.5031 円
(1万口当たり純資産額)	(5,129 円)	(5,031 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド（J P Yクラス）	2,617,836,872	1,112,057,103	
投資信託受益証券 合計		2,617,836,872	1,112,057,103	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	100,060	
親投資信託受益証券 合計		99,602	100,060	
合計		2,617,936,474	1,112,157,163	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）の2024年6月14日から2024年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）の2024年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	538,781,475	391,929,620
投資信託受益証券	19,863,692,877	16,267,613,845
親投資信託受益証券	99,970	100,060
未収利息	935	2,303
流動資産合計	20,402,575,257	16,659,645,828
資産合計	20,402,575,257	16,659,645,828
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	284,290,790	136,120,800
未払解約金	46,585,140	123,393,364
未払受託者報酬	597,545	466,997
未払委託者報酬	21,910,001	17,123,137
その他未払費用	199,170	155,653
流動負債合計	353,582,646	277,259,951
負債合計	353,582,646	277,259,951
純資産の部		
元本等		
元本	63,175,731,317	54,448,320,031
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△43,126,738,706	△38,065,934,154
元本等合計	20,048,992,611	16,382,385,877
純資産合計	20,048,992,611	16,382,385,877
負債純資産合計	20,402,575,257	16,659,645,828

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2023 年 12 月 14 日 至 2024 年 6 月 13 日	当期 自 2024 年 6 月 14 日 至 2024 年 12 月 13 日
営業収益		
配当株式	930,599,361	798,091,269
受取利息	44,474	222,302
有価証券売買等損益	△975,875,164	△298,530,211
営業収益合計	△45,231,329	499,783,360
営業費用		
支払利息	8,458	-
受託者報酬	3,864,408	3,176,237
委託者報酬	141,694,986	116,461,813

その他費用	1, 288, 078	1, 058, 681
営業費用合計	146, 855, 930	120, 696, 731
営業利益又は営業損失（△）	△192, 087, 259	379, 086, 629
経常利益又は経常損失（△）	△192, 087, 259	379, 086, 629
当期純利益又は当期純損失（△）	△192, 087, 259	379, 086, 629
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4, 728, 803	△5, 661, 185
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△47, 275, 369, 192	△43, 126, 738, 706
剰余金増加額又は欠損金減少額	8, 065, 802, 593	7, 399, 917, 733
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8, 065, 802, 593	7, 399, 917, 733
剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 905, 811, 409	1, 469, 707, 374
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 905, 811, 409	1, 469, 707, 374
分配金	1, 814, 544, 636	1, 254, 153, 621
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△43, 126, 738, 706	△38, 065, 934, 154

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
1. 期首元本額	72, 544, 320, 691 円	63, 175, 731, 317 円
期中追加設定元本額	2, 895, 862, 135 円	2, 164, 036, 088 円
期中一部解約元本額	12, 264, 451, 509 円	10, 891, 447, 374 円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	43, 126, 738, 706 円	38, 065, 934, 154 円
3. 受益権の総数	63, 175, 731, 317 口	54, 448, 320, 031 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023 年 12 月 14 日 至 2024 年 6 月 13 日			当期 自 2024 年 6 月 14 日 至 2024 年 12 月 13 日		
1. 分配金の計算過程 第 122 期 2023 年 12 月 14 日 2024 年 1 月 15 日			1. 分配金の計算過程 第 128 期 2024 年 6 月 14 日 2024 年 7 月 16 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	169, 511, 381 円	費用控除後の配当等収益額	A	138, 441, 971 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6, 305, 595, 316 円	収益調整金額	C	4, 565, 154, 091 円
分配準備積立金額	D	—円	分配準備積立金額	D	—円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,475,106,697 円
当ファンドの期末残存口数	F	71,174,274,722 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	909 円
1 万円当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	320,284,236 円

第 123 期

2024 年 1 月 16 日

2024 年 2 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	132,061,396 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	6,006,195,854 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,138,257,250 円
当ファンドの期末残存口数	F	69,453,638,160 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	883 円
1 万円当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	312,541,371 円

第 124 期

2024 年 2 月 14 日

2024 年 3 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	122,466,246 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	5,719,517,124 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,841,983,370 円
当ファンドの期末残存口数	F	68,182,140,821 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	856 円
1 万円当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	306,819,633 円

第 125 期

2024 年 3 月 14 日

2024 年 4 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	134,718,514 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	5,383,310,445 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,518,028,959 円
当ファンドの期末残存口数	F	66,310,898,068 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	832 円
1 万円当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	298,399,041 円

第 126 期

2024 年 4 月 16 日

2024 年 5 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	129,978,116 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	5,111,421,239 円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,703,596,062 円
当ファンドの期末残存口数	F	61,904,844,473 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	759 円
1 万円当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	278,571,800 円

第 129 期

2024 年 7 月 17 日

2024 年 8 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	119,767,782 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,347,667,034 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,467,434,816 円
当ファンドの期末残存口数	F	60,821,106,467 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	734 円
1 万円当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	273,694,979 円

第 130 期

2024 年 8 月 14 日

2024 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	132,546,084 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,179,995,441 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,312,541,525 円
当ファンドの期末残存口数	F	60,612,220,528 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	711 円
1 万円当たり分配金額	H	45 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	272,754,992 円

第 131 期

2024 年 9 月 14 日

2024 年 10 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	126,440,021 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,979,074,808 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,105,514,829 円
当ファンドの期末残存口数	F	59,699,897,562 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	687 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	149,249,743 円

第 132 期

2024 年 10 月 16 日

2024 年 11 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	113,010,223 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	3,810,787,588 円

分配準備積立金額	D	—円	分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,241,399,355 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,923,797,811 円
当ファンドの期末残存口数	F	64,935,459,017 口	当ファンドの期末残存口数	F	57,504,523,086 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	807 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	682 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円	1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	292,209,565 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	143,761,307 円
第 127 期 2024 年 5 月 14 日 2024 年 6 月 13 日			第 133 期 2024 年 11 月 14 日 2024 年 12 月 13 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	127,249,450 円	費用控除後の配当等収益額	A	97,927,235 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	4,815,320,252 円	収益調整金額	C	3,579,155,336 円
分配準備積立金額	D	—円	分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,942,569,702 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,677,082,571 円
当ファンドの期末残存口数	F	63,175,731,317 口	当ファンドの期末残存口数	F	54,448,320,031 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	782 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	675 円
1 万口当たり分配金額	H	45 円	1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	284,290,790 円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	136,120,800 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2023 年 12 月 14 日 至 2024 年 6 月 13 日	当期 自 2024 年 6 月 14 日 至 2024 年 12 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
----	----	----

	[2024 年 6 月 13 日現在]	[2024 年 12 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△230,873,744	△196,857,814
親投資信託受益証券	—	20
合計	△230,873,744	△196,857,794

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
1口当たり純資産額	0.3174 円	0.3009 円
(1万口当たり純資産額)	(3,174 円)	(3,009 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド（I N Rクラス）	35,792,329,694	16,267,613,845	
投資信託受益証券 合計		35,792,329,694	16,267,613,845	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99,602	100,060	
親投資信託受益証券 合計		99,602	100,060	
合計		35,792,429,296	16,267,713,905	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の2024年6月14日から2024年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の2024年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する

ことにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,632,826	10,465,464
投資信託受益証券	617,629,134	590,572,321
親投資信託受益証券	99,970	100,060
未収入金	-	5,410,000
未収利息	28	61
流動資産合計	634,361,958	606,547,906
資産合計	634,361,958	606,547,906
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,065,141	3,880,450
未払解約金	4,426	2,842,181
未払受託者報酬	18,721	16,984
未払委託者報酬	686,375	622,756
その他未払費用	6,228	5,650
流動負債合計	8,780,891	7,368,021
負債合計	8,780,891	7,368,021
純資産の部		
元本等		
元本	1,344,190,223	1,293,483,400
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△718,609,156	△694,303,515
（分配準備積立金）	-	115,121
元本等合計	625,581,067	599,179,885
純資産合計	625,581,067	599,179,885
負債純資産合計	634,361,958	606,547,906

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2023 年 12 月 14 日 至 2024 年 6 月 13 日	当期 自 2024 年 6 月 14 日 至 2024 年 12 月 13 日
営業収益		
配当株式	27,110,219	26,843,009
受取利息	1,498	7,937
有価証券売買等損益	△62,477,331	11,660,268
営業収益合計	△35,365,614	38,511,214
営業費用		
支払利息	301	-

受託者報酬	125, 225	109, 002
委託者報酬	4, 591, 320	3, 996, 514
その他費用	41, 680	36, 269
営業費用合計	4, 758, 526	4, 141, 785
営業利益又は営業損失（△）	△40, 124, 140	34, 369, 429
経常利益又は経常損失（△）	△40, 124, 140	34, 369, 429
当期純利益又は当期純損失（△）	△40, 124, 140	34, 369, 429
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1, 954, 836	406, 597
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△737, 591, 944	△718, 609, 156
剰余金増加額又は欠損金減少額	148, 315, 693	85, 844, 182
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	148, 315, 693	85, 844, 182
剰余金減少額又は欠損金増加額	39, 228, 669	59, 156, 583
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	39, 228, 669	59, 156, 583
分配金	51, 934, 932	36, 344, 790
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△718, 609, 156	△694, 303, 515

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2024年 6月 13日現在]	当期 [2024年 12月 13日現在]
1. 期首元本額	1, 571, 211, 280 円	1, 344, 190, 223 円
期中追加設定元本額	80, 778, 599 円	116, 482, 595 円
期中一部解約元本額	307, 799, 656 円	167, 189, 418 円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	718, 609, 156 円	694, 303, 515 円
3. 受益権の総数	1, 344, 190, 223 口	1, 293, 483, 400 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023 年 12 月 14 日 至 2024 年 6 月 13 日			当期 自 2024 年 6 月 14 日 至 2024 年 12 月 13 日		
1. 分配金の計算過程 第 122 期 2023 年 12 月 14 日 2024 年 1 月 15 日			1. 分配金の計算過程 第 128 期 2024 年 6 月 14 日 2024 年 7 月 16 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,890,006 円	費用控除後の配当等収益額	A	4,173,873 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円

収益調整金額	C	370,893,927 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	375,783,933 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,543,957,124 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,433 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,263,742 円

第 123 期

2024 年 1 月 16 日

2024 年 2 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,176,361 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	363,061,776 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	366,238,137 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,529,363,908 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,394 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,176,183 円

第 124 期

2024 年 2 月 14 日

2024 年 3 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,375,811 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	333,671,969 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	337,047,780 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,429,145,255 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,358 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,574,871 円

第 125 期

2024 年 3 月 14 日

2024 年 4 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,789,670 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	328,585,224 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	332,374,894 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,429,624,411 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,324 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,577,746 円

第 126 期

2024 年 4 月 16 日

2024 年 5 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,891,774 円

収益調整金額	C	295,762,430 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	299,936,303 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,342,809,061 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,233 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,056,854 円

第 129 期

2024 年 7 月 17 日

2024 年 8 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,700,512 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	294,560,008 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	298,260,520 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,355,049,619 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,201 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,130,297 円

第 130 期

2024 年 8 月 14 日

2024 年 9 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,455,575 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	292,446,888 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	296,902,463 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,365,642,979 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,174 円
1 万口当たり分配金額	H	60 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,193,857 円

第 131 期

2024 年 9 月 14 日

2024 年 10 月 15 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,446,758 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	285,483,066 円
分配準備積立金額	D	—円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	289,929,824 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,350,247,297 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,147 円
1 万口当たり分配金額	H	30 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,050,741 円

第 132 期

2024 年 10 月 16 日

2024 年 11 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,924,351 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	312,457,002円	収益調整金額	C	284,209,628円
分配準備積立金額	D	—円	分配準備積立金額	D	388,727円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	316,348,776円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	288,522,706円
当ファンドの期末残存口数	F	1,379,541,597口	当ファンドの期末残存口数	F	1,344,197,193口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,293円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,146円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,277,249円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,032,591円
第127期 2024年5月14日 2024年6月13日			第133期 2024年11月14日 2024年12月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,924,658円	費用控除後の配当等収益額	A	3,726,822円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	300,200,772円	収益調整金額	C	273,488,722円
分配準備積立金額	D	—円	分配準備積立金額	D	268,749円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	304,125,430円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	277,484,293円
当ファンドの期末残存口数	F	1,344,190,223口	当ファンドの期末残存口数	F	1,293,483,400口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,262円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,145円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,065,141円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,880,450円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2023 年 12 月 14 日 至 2024 年 6 月 13 日	当期 自 2024 年 6 月 14 日 至 2024 年 12 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△13,656,380	△14,646,290
親投資信託受益証券	—	20
合計	△13,656,380	△14,646,270

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2024 年 6 月 13 日現在]	当期 [2024 年 12 月 13 日現在]
1口当たり純資産額	0.4654 円	0.4632 円
(1万口当たり純資産額)	(4,654 円)	(4,632 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	アジア・リート・マスター・ファンド（I D R クラス）	1, 210, 437, 223	590, 572, 321	
投資信託受益証券 合計		1, 210, 437, 223	590, 572, 321	
親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	99, 602	100, 060	
親投資信託受益証券 合計		99, 602	100, 060	
合計		1, 210, 536, 825	590, 672, 381	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・プール マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2024 年 12 月 13 日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5, 516, 217
現先取引勘定	9, 985, 200
未収利息	32
流動資産合計	15, 501, 449
資産合計	15, 501, 449
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2
流動負債合計	2
負債合計	2
純資産の部	
元本等	
元本	15, 430, 566

剰余金

剰余金又は欠損金（△）	70,881
元本等合計	15,501,447
純資産合計	15,501,447
負債純資産合計	15,501,449

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2024 年 12 月 13 日現在]
1. 期首	2024 年 6 月 14 日
期首元本額	26,010,688 円
期中追加設定元本額	5,137,538 円
期中一部解約元本額	15,717,660 円
元本の内訳※	
世界投資適格債オープン（為替ヘッジあり）（毎月決算型）	99,661 円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	125,062 円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	119,857 円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	769,078 円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	220,146 円
マネー・プール・ファンドⅥ	10,688,655 円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）トルコ・リラコース（毎月決算型）	19,961 円
トレンド・アロケーション・オープン	997,308 円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	996,215 円
米国エネルギーMLPオープン（毎月決算型）為替ヘッジなし	996,215 円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）	99,602 円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	99,602 円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）	99,602 円
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	99,602 円
合計	15,430,566 円
2. 受益権の総数	15,430,566 口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024 年 6 月 14 日 至 2024 年 12 月 13 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2024 年 12 月 13 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませ
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	[2024 年 12 月 13 日現在]
1 口当たり純資産額	1. 0046 円
(1 万口当たり純資産額)	(10, 046 円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

2024年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	5,512,391,400
II 負債総額	77,719,750
III 純資産総額（I－II）	5,434,671,650
IV 発行済口数	7,170,306,711口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.7579
（10,000口当たり）	（7,579）

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

2024年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	1,087,041,163
II 負債総額	19,514,886
III 純資産総額（I－II）	1,067,526,277
IV 発行済口数	2,137,563,392口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.4994
（10,000口当たり）	（4,994）

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

2024年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	16,184,662,516
II 負債総額	48,866,783
III 純資産総額（I－II）	16,135,795,733
IV 発行済口数	52,523,586,322口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.3072
（10,000口当たり）	（3,072）

【国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

2024 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

I 資産総額	588,639,068
II 負債総額	554,428
III 純資産総額（I－II）	588,084,640
IV 発行済口数	1,256,718,641口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.4680
（10,000口当たり）	（4,680）

（参考）

マネー・プール マザーファンド

純資産額計算書

2024 年 12 月 30 日現在

（単位：円）

I 資産総額	24,659,672
II 負債総額	—
III 純資産総額（I－II）	24,659,672
IV 発行済口数	24,544,178口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0047
（10,000口当たり）	（10,047）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2024年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2024 年 12 月 30 日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	809	40,305,480
追加型公社債投資信託	16	1,556,148
単位型株式投資信託	86	389,252
単位型公社債投資信託	45	113,323
合 計	956	42,364,203

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第 282 条及び第 306 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当中間会計期間より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 39 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 40 期事業年度に係る中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024 年 6 月 7 日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 39 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024 年 12 月 3 日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴	見	将	史
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	嶋	大	士
--------------------	-------	---	---	---	---

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成す

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)		第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	51,733,041	※2	58,206,340
有価証券		1,579,691		15,283
前払費用		770,747		679,199
未収入金		81,854		138,388
未収委託者報酬		16,753,855		21,064,747
未収収益	※2	688,142	※2	1,485,701
金銭の信託		10,400,000		10,500,500
その他		745,576		371,400
流動資産合計		82,752,908		92,461,561
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	181,551	※1	2,936,036
器具備品	※1	730,357	※1	1,531,857
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		1,111,177		45,140
有形固定資産合計		2,651,520		5,141,467
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,183,644		5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739		1,587,548
無形固定資産合計		6,107,206		6,612,357
投資その他の資産				
投資有価証券		12,022,365		13,788,071
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	807,066	※1	1,788,120
長期差入保証金		689,492		689,867
前払年金費用		118,832		47,573
繰延税金資産		1,675,132		1,088,836
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		15,494,056		17,583,636
固定資産合計		24,252,782		29,337,461
資産合計		107,005,691		121,799,022

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	507,559	807,451
未払金		
未払収益分配金	114,094	105,550
未払償還金	7,418	43,553
未払手数料	※2 6,139,595	※2 7,523,485
その他未払金	※2 955,697	※2 885,002
未払費用	※2 5,778,896	※2 8,611,140
未払消費税等	439,657	623,219
未払法人税等	2,375,281	2,235,007
賞与引当金	849,840	1,182,242
役員賞与引当金	154,872	175,992
その他	5,517	12,303
流動負債合計	17,328,431	22,204,949
固定負債		
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
役員退職慰労引当金	75,667	30,105
時効後支払損引当金	254,296	250,350
資産除去債務	-	1,428,586
その他	-	29,109
固定負債合計	1,663,846	3,346,253
負債合計	18,992,277	25,551,202
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	33,267,700	40,236,787
利益剰余金合計	40,608,289	47,577,377
株主資本合計	87,341,133	94,310,221

(単位：千円)

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672, 279	1, 937, 598
評価・換算差額等合計	672, 279	1, 937, 598
純資産合計	88, 013, 413	96, 247, 820
負債純資産合計	107, 005, 691	121, 799, 022

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	84,121,445	98,635,342
投資顧問料	2,750,601	3,117,320
その他営業収益	10,412	148,442
営業収益合計	86,882,459	101,901,104
営業費用		
支払手数料	※4 31,461,274	※4 34,494,219
広告宣伝費	798,894	593,586
公告費	375	1,017
調査費		
調査費	2,849,042	3,537,103
委託調査費	19,236,505	27,296,058
事務委託費	1,751,807	1,861,577
営業雑経費		
通信費	113,480	137,737
印刷費	367,379	390,143
協会費	58,128	68,869
諸会費	18,447	20,108
事務機器関連費	2,238,382	2,531,009
その他営業雑経費	-	139,012
営業費用合計	58,893,717	71,070,444
一般管理費		
給料		
役員報酬	416,461	400,592
給料・手当	6,565,766	7,202,711
賞与引当金繰入	849,840	1,182,242
役員賞与引当金繰入	154,872	175,992
福利厚生費	1,279,885	1,424,215
交際費	8,942	10,054
旅費交通費	75,274	108,782
租税公課	403,955	397,138
不動産賃借料	719,707	728,550
退職給付費用	388,176	381,449
固定資産減価償却費	2,418,341	2,469,755
諸経費	444,313	490,104
一般管理費合計	13,725,534	14,971,590
営業利益	14,263,207	15,859,070

(単位：千円)

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	47,353	54,618
受取利息	※4 10,279	※4 12,836
投資有価証券償還益	609,102	204,527
収益分配金等時効完成分	94,351	17,722
受取賃貸料	※4 65,808	※4 162,111
その他	36,894	44,734
営業外収益合計	863,788	496,550
営業外費用		
投資有価証券償還損	32,995	234,700
時効後支払損引当金繰入	31,951	-
事務過誤費	2,680	10,822
賃貸関連費用	14,262	108,773
その他	32,394	25,903
営業外費用合計	114,284	380,199
経常利益	15,012,711	15,975,421
特別利益		
投資有価証券売却益	387,113	464,927
固定資産売却益	-	※1 16,229
資産除去債務履行差額	-	87,050
特別利益合計	387,113	568,207
特別損失		
投資有価証券売却損	15,828	57,011
投資有価証券評価損	104,554	31,651
固定資産除却損	※3 32,791	※3 20,246
固定資産売却損	-	※2 65,427
減損損失	※5 315,350	-
企業結合関連費用	-	※6 1,187,136
特別損失合計	468,524	1,361,473
税引前当期純利益	14,931,300	15,182,154
法人税、住民税及び事業税	※4 4,860,444	※4 4,542,085
法人税等調整額	△271,471	102,468
法人税等合計	4,588,973	4,644,553
当期純利益	10,342,327	10,537,601

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途 積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	342, 589	6, 998, 000	29, 000, 498	36, 341, 088	83, 073, 932
当期変動額					
剰余金の配当			△6, 075, 125	△6, 075, 125	△6, 075, 125
当期純利益			10, 342, 327	10, 342, 327	10, 342, 327
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4, 267, 201	4, 267, 201	4, 267, 201
当期末残高	342, 589	6, 998, 000	33, 267, 700	40, 608, 289	87, 341, 133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2, 000, 131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2, 000, 131	3, 572, 096	41, 160, 616	44, 732, 712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途 積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	342, 589	6, 998, 000	33, 267, 700	40, 608, 289	87, 341, 133
当期変動額					
企業結合による増加			1, 602, 526	1, 602, 526	1, 602, 526
剰余金の配当			△5, 171, 039	△5, 171, 039	△5, 171, 039
当期純利益			10, 537, 601	10, 537, 601	10, 537, 601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6, 969, 087	6, 969, 087	6, 969, 087
当期末残高	342, 589	6, 998, 000	40, 236, 787	47, 577, 377	94, 310, 221

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672, 279	672, 279	88, 013, 413
当期変動額			
企業結合による増加			1, 602, 526
剰余金の配当			△5, 171, 039
当期純利益			10, 537, 601
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1, 265, 319	1, 265, 319	1, 265, 319
当期変動額合計	1, 265, 319	1, 265, 319	8, 234, 406
当期末残高	1, 937, 598	1, 937, 598	96, 247, 820

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
建物	1,006,606 千円	498,805 千円
器具備品	1,985,072 千円	1,643,689 千円
投資不動産	163,978 千円	211,090 千円

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
預金	40,165,058 千円	39,776,992 千円
未収収益	15,046 千円	12,312 千円
未払手数料	790,279 千円	886,173 千円
その他未払金	77,007 千円	105,407 千円
未払費用	277,358 千円	599,493 千円

(損益計算書関係)

※1. 固定資産売却益の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	16,229 千円
計	-	16,229 千円

※2. 固定資産売却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
器具備品	-	65,427 千円
計	-	65,427 千円

※3. 固定資産除却損の内訳

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
建物	1,047 千円	15,825 千円
器具備品	29,762 千円	3,986 千円
ソフトウェア	1,981 千円	434 千円
計	32,791 千円	20,246 千円

※4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
支払手数料	4,893,312 千円	5,006,309 千円
受取利息	10,236 千円	12,747 千円
受取賃貸料	68,168 千円	152,876 千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200 千円	132,303 千円

※5. 減損損失

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区 (本社)	ホームページ	ソフトウェア	315,350 千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当事業年度については、該当事項はありません。

※6. 企業結合関連費用

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

前事業年度については、該当事項はありません。

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 1 株当たり配当額 28,713 円
- ③ 基準日 2022 年 3 月 31 日
- ④ 効力発生日 2022 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 24,440 円
- ④ 基準日 2023 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 2023 年 6 月 29 日

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039 千円
- ② 1 株当たり配当額 24,440 円
- ③ 基準日 2023 年 3 月 31 日
- ④ 効力発生日 2023 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 6 月 26 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 45,747,620 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 216,218 円
- ④ 基準日 2024 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 2024 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
1 年内	962,809 千円	681,212 千円
1 年超	1,532,728 千円	851,515 千円
合計	2,495,537 千円	1,532,728 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2) 参照）。

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	—
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	—
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	—
資産計	24,002,056	24,002,056	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,733,041	—	—	—
金銭の信託	10,400,000	—	—	—
未収委託者報酬	16,753,855	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	—
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	—

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	15,283	15,283	—
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	—
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	—
資産計	24,303,855	24,303,855	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	58,206,340	—	—	—
金銭の信託	10,500,500	—	—	—
未収委託者報酬	21,064,747	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

- レベル 1 の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル 2 の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル 3 の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
第 38 期(2023 年 3 月 31 日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	1, 579, 691	—	1, 579, 691
金銭の信託	—	10, 400, 000	—	10, 400, 000
投資有価証券	1, 794, 704	10, 227, 661	—	12, 022, 365
資産計	1, 794, 704	22, 207, 352	—	24, 002, 056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF (上場投資信託) は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF (上場投資信託) 以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

第 39 期(2024 年 3 月 31 日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	15, 283	—	15, 283
金銭の信託	—	10, 500, 500	—	10, 500, 500
投資有価証券	2, 014, 968	11, 773, 103	—	13, 788, 071
資産計	2, 014, 968	22, 288, 887	—	24, 303, 855

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF (上場投資信託) は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF (上場投資信託) 以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在) 及び第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)

関連会社株式 (貸借対照表計上額は 159, 536 千円) は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は 10,400,000 千円、取得原価は 10,400,000 千円)を含めております。

第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,939,577	7,241,136	△301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	△301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は 10,500,500 千円、取得原価は 10,500,000 千円)を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	17,240	—	14,120
債券	—	—	—
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 31,651 千円（その他有価証券のその他 31,651 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,723,521 千円	3,582,778 千円
勤務費用	196,190	182,947
利息費用	25,925	39,626
数理計算上の差異の 発生額	△186,130	△79,379
退職給付の支払額	△176,727	△300,286
過去勤務費用の発生額	—	—
企業結合による影響額	—	226,499
退職給付債務の期末残高	3,582,778	3,652,185

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,583,927 千円	2,425,752 千円
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の 発生額	△103,934	227,699
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△100,694	△204,536
年金資産の期末残高	2,425,752	2,492,542

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,468,195 千円	2,250,427 千円
年金資産	△2,425,752	△2,492,542
	42,442	△242,114
非積立型制度の退職給付債務	1,114,583	1,401,758
未積立退職給付債務	1,157,025	1,159,643
未認識数理計算上の差異	281,343	558,841
未認識過去勤務費用	△223,319	△157,957
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,215,049	1,560,527
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
前払年金費用	△118,832	△47,573
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,215,049	1,560,527

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
勤務費用	196,190 千円	182,947 千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	△46,453	△43,626
数理計算上の差異の 費用処理額	△6,532	△29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る 調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る 退職給付費用	236,091	251,429

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.066～1.13%	1.39～1.41%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 152,084 千円、当事業年度 164,524 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	—
資産除去債務	—	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
繰延税金資産 小計	2,009,420	1,963,847
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,009,420	1,963,847
繰延税金負債		
前払年金費用	△36,386	△14,567
その他有価証券評価差額金	△296,702	△855,135
その他	△1,199	△5,308
繰延税金負債 合計	△334,288	△875,010
繰延税金資産の純額	1,675,132	1,088,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）及び第 39 期（2024 年 3 月 31 日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため
注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び
開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処
理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（企業結合等関係）

当社は、2023 年 7 月 31 日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投
資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を 2023 年 10 月 1 日
とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株
式会社は、2023 年 10 月 1 日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023 年 10 月 1 日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2) 企業結合日

2023 年 10 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とす
る無対価吸収分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運
用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハ
ウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日）」及び「企業結合会計基準及び事
業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日）」に基づき、共通支
配下の取引として処理いたしました。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 39 期 (2024 年 3 月 31 日現在)
期首残高	—	—
有形固定資産の取得に伴う増加	—	1,420,750 千円
時の経過による調整額	—	7,835 千円
期末残高	—	1,428,586 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) の 6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日) 及び第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日) 及び第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 5)	科目	期末残高 (注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等に 伴う支払 (注 1)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	4,893,312 千円	未払手数料	790,279 千円
						投資の助言	投資助言料 (注 3)	463,416 千円	未払費用	253,093 千円
						役員の兼任				

第 39 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 5)	科目	期末残高 (注 5)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算 制度に伴う通 算税効果額 (注 4)	132,303 千円	その他未払金	105,407 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,006,309 千円	未払手数料	886,173 千円
						投資の助言	投資助言料 (注 3)	463,831 千円	未払費用	260,800 千円
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 2)	科目	期末残高 (注 2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

第 39 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 2)	科目	期末残高 (注 2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	4,354,007 千円	未払手数料	1,028,586 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注 1)	7,493,449 千円	未払手数料	1,449,414 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	415,979.76 円	454,898.22 円
1株当たり当期純利益金額	48,881.17 円	49,804.10 円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日現在)			
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金			28,443
有価証券			7
前払費用			812
未収入金			145
未収委託者報酬			23,384
未収収益			1,003
金銭の信託			1,999
その他			324
流動資産合計			56,120
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1		2,853
器具備品	※1		1,306
土地			628
建設仮勘定			193
有形固定資産合計			4,981
無形固定資産			
ソフトウェア			3,983
ソフトウェア仮勘定			1,356
無形固定資産合計			5,340
投資その他の資産			
投資有価証券			12,099
関係会社株式			159
投資不動産	※1		1,750
長期差入保証金			690
前払年金費用			14
繰延税金資産			1,692
その他			45
貸倒引当金			△23
投資その他の資産合計			16,428
固定資産合計			26,750
資産合計			82,871

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間
(2024 年 9 月 30 日現在)

(負債の部)		
流動負債		
預り金		943
未払金		
未払収益分配金		114
未払償還金		151
未払手数料		8,340
その他未払金		679
未払費用		8,675
未払消費税等	※2	845
未払法人税等		2,907
賞与引当金		1,176
役員賞与引当金		115
その他		9
流動負債合計		23,958
固定負債		
退職給付引当金		1,644
役員退職慰労引当金		25
時効後支払損引当金		249
資産除去債務		1,436
その他		29
固定負債合計		3,384
負債合計		27,343
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000
資本剰余金		
資本準備金		3,572
その他資本剰余金		41,160
資本剰余金合計		44,732
利益剰余金		
利益準備金		342
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		6,910
利益剰余金合計		7,253
株主資本合計		53,986

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間
(2024 年 9 月 30 日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1, 542
評価・換算差額等合計	1, 542
純資産合計	55, 528
負債純資産合計	82, 871

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
営業収益	
委託者報酬	56,145
投資顧問料	1,713
その他営業収益	2
営業収益合計	57,862
営業費用	
支払手数料	19,522
広告宣伝費	203
公告費	0
調査費	
調査費	2,206
委託調査費	15,946
事務委託費	1,042
営業雑経費	
通信費	80
印刷費	215
協会費	41
諸会費	11
事務機器関連費	1,405
営業費用合計	40,676
一般管理費	
給料	
役員報酬	232
給料・手当	3,459
賞与引当金繰入	1,089
役員賞与引当金繰入	115
福利厚生費	725
交際費	4
旅費交通費	60
租税公課	281
不動産賃借料	325
退職給付費用	189
固定資産減価償却費	※1 1,218
諸経費	524
一般管理費合計	8,224
営業利益	8,960

(単位：百万円)

第 40 期中間会計期間

(自 2024 年 4 月 1 日

至 2024 年 9 月 30 日)

営業外収益		
受取配当金		49
受取利息		4
投資有価証券償還益		22
収益分配金等時効完成分		3
受取賃貸料		112
その他		3
営業外収益合計		195
営業外費用		
投資有価証券償却損		6
時効後支払損引当金繰入		19
事務過誤費		7
賃貸関連費用	※1	94
その他		10
営業外費用合計		137
経常利益		9,017
特別利益		
投資有価証券売却益		497
特別利益合計		497
特別損失		
投資有価証券売却損		58
固定資産除却損		18
固定資産売却損		3
減損損失	※2	1,306
事業譲渡関連損失		285
特別損失合計		1,672
税引前中間純利益		7,842
法人税、住民税及び事業税		2,847
法人税等調整額		△428
法人税等合計		2,418
中間純利益		5,423

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 40 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6, 998	40, 236	47, 577	94, 310
当中間期変動額					
剰余金の配当			△45, 747	△45, 747	△45, 747
中間純利益			5, 423	5, 423	5, 423
別途積立金の取崩		△6, 998	6, 998	—	—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	△6, 998	△33, 326	△40, 324	△40, 324
当中間期末残高	342	—	6, 910	7, 253	53, 986

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当中間期変動額			
剰余金の配当			△45,747
中間純利益			5,423
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△395	△395	△395
当中間期変動額合計	△395	△395	△40,719
当中間期末残高	1,542	1,542	55,528

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - (6) 時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

第 40 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日現在)	
建物	590 百万円
器具備品	1,894 百万円
投資不動産	249 百万円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
有形固定資産	331 百万円
無形固定資産	886 百万円
投資不動産	38 百万円

※2 減損損失

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区 (本社)	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306 百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて将来の利用終了が見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

2024 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 配当金の総額 | 45,747 百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1 株当たり配当額 | 216,218 円 |
| ④ 基準日 | 2024 年 3 月 31 日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2024 年 6 月 27 日 |

(リース取引関係)

第 40 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年以内	681 百万円
1 年超	510 百万円
合 計	1,192 百万円

(金融商品関係)

第 40 期中間会計期間(2024 年 9 月 30 日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	7	7	—
(2) 金銭の信託	1,999	1,999	—
(3) 投資有価証券	12,099	12,099	—
資産計	14,106	14,106	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	7	—	7
金銭の信託	—	1,999	—	1,999
投資有価証券	2,686	9,412	—	12,099
資産計	2,686	11,419	—	14,106

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第40期中間会計期間（2024年9月30日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	10,113	7,534	2,578
	小 計	10,113	7,534	2,578
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,993	4,349	△355
	小 計	3,993	4,349	△355
合 計		14,106	11,883	2,222

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額 1,999 百万円、取得価額 2,000 百万円）を含めております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
期首残高	1,428 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	—
時の経過による調整額	7 百万円
中間期末残高	1,436 百万円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 40 期中間会計期間 (2024 年 9 月 30 日現在)
1 株当たり純資産額	262,445.12 円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (百万円)	55,528
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)	55,528
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株)	211,581

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 40 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益金額	25,633.62 円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (百万円)	5,423
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (百万円)	5,423
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。) または子法人等 (委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。) と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）
為替ヘッジなしコース（毎月決算型）

信託約款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）
ー運用の基本方針ー

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（Local Currency クラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

（2）投資態度

①円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（Local Currency クラス）への投資を通じて、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等を実質的な主要投資対象とします。

②投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

（1）投資信託証券（2.（1）の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

（2）株式への直接投資は行いません。

（3）外貨建資産への直接投資は行いません。

（4）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

（5）一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、25%以内とします。

4. 収益分配方針

毎月 13 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2013 年 12 月 13 日とします。

（1）分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（2）分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

（3）留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,800 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年 6 月 13 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第 4 項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第 1 項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第 4 項および第 5 項の規定にかかわらず、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の

取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（Local Currency クラス）の受益証券のほか、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 21 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条および第 24 条ないし第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条および第 24 条ないし第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第 20 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 20 条の 2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、100 分の 25 を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、原則として、超えることとなった日から 1 ヶ月以内に

当該比率以内となるよう調整を行うものとします。なお、この信託の設定当初、解約および償還への対応ならびに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合を除きます。

（信託業務の委託等）

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支

払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 14 日から翌月 13 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2013 年 12 月 13 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 113 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業

所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第36条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する委託者の指定する日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第35条第3項に規定する委託者の指定する日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第1項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第17条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第1項または第3項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決

議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第4項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑦ 第4項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって第4項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいま

す。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、こ

の信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条 第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013 年 9 月 20 日

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項および第 39 条第 3 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）
円コース（毎月決算型）

信託約款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（J P Yクラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

（2）投資態度

①円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（J P Yクラス）への投資を通じて、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等を実質的な主要投資対象とします（以下、当該外国投資信託が投資を行う不動産投資信託（リート）等の通貨のことを「原資産通貨」といいます。）。なお、当該外国投資信託において、原則として原資産通貨の売り、円の買いの為替ヘッジを行います。

②投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

（1）投資信託証券（2.（1）の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

（2）株式への直接投資は行いません。

（3）外貨建資産への直接投資は行いません。

（4）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

（5）一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、**25%**以内とします。

4. 収益分配方針

毎月 13 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2013 年 12 月 13 日とします。

（1）分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（2）分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

（3）留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託
国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,800 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年 6 月 13 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第 4 項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第 1 項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第 4 項および第 5 項の規定にかかわらず、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の

取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（JPYクラス）の受益証券のほか、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 21 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条および第 24 条ないし第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条および第 24 条ないし第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第 20 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 20 条の 2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、100 分の 25 を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、原則として、超えることとなった日から 1 ヶ月以内に

当該比率以内となるよう調整を行うものとします。なお、この信託の設定当初、解約および償還への対応ならびに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合を除きます。

（信託業務の委託等）

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支

払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 14 日から翌月 13 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2013 年 12 月 13 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 113 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業

所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第36条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する委託者の指定する日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第35条第3項に規定する委託者の指定する日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第1項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第17条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第1項または第3項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決

議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第4項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑦ 第4項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて第4項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいま

す。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、こ

の信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第37条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または第44条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第47条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第47条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条 第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013年9月20日
(付表)

I. 別に定める日

約款第13条第2項および約款第37条第2項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

II. 別に定める各信託

約款第13条第5項および第39条第3項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）
インド・ルピーコース（毎月決算型）

信託約款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）
ー運用の基本方針ー

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（I NR クラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

（2）投資態度

①円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（I NR クラス）への投資を通じて、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等を実質的な主要投資対象とします（以下、当該外国投資信託が投資を行う不動産投資信託（リート）等の通貨のことを「原資産通貨」といいます。）。なお、当該外国投資信託において、原則として原資産通貨の売り、インド・ルピーの買いの為替取引を行います。

②投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

（1）投資信託証券（2.（1）の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

（2）株式への直接投資は行いません。

（3）外貨建資産への直接投資は行いません。

（4）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

（5）一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、**25%**以内とします。

4. 収益分配方針

毎月 13 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2013 年 12 月 13 日とします。

（1）分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（2）分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

（3）留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型） インド・ルピーコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,800 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年 6 月 13 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第 4 項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第 1 項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第 4 項および第 5 項の規定にかかわらず、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の

取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（I NRクラス）の受益証券のほか、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 21 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条および第 24 条ないし第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条および第 24 条ないし第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第 20 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 20 条の 2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、100 分の 25 を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、原則として、超えることとなった日から 1 ヶ月以内に

当該比率以内となるよう調整を行うものとします。なお、この信託の設定当初、解約および償還への対応ならびに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合を除きます。

（信託業務の委託等）

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支

払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 14 日から翌月 13 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2013 年 12 月 13 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 113 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業

所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第36条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する委託者の指定する日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第35条第3項に規定する委託者の指定する日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第1項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第17条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第1項または第3項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決

議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第4項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑦ 第4項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて第4項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいま

す。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、こ

の信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第 46 条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 39 条に規定する信託契約の解約または第 44 条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第 47 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第 47 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条 第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013年9月20日

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項および第 39 条第 3 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）
インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）

信託約款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）
ー運用の基本方針ー

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（IDR クラス）の受益証券を主要投資対象とします。

また、マネー・プール マザーファンドの受益証券へも投資を行います。

(2) 投資態度

①円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（IDR クラス）への投資を通じて、シンガポール・ドルや香港ドルなど複数の通貨建の日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託（リート）等を実質的な主要投資対象とします（以下、当該外国投資信託が投資を行う不動産投資信託（リート）等の通貨のことを「原資産通貨」といいます。）。なお、当該外国投資信託において、原則として原資産通貨の売り、インドネシア・ルピアの買いの為替取引を行います。

②投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 投資信託証券（2. (1) の受益証券をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

(2) 株式への直接投資は行いません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行いません。

(4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(5) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、**25%**以内とします。

4. 収益分配方針

毎月 13 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 2013 年 12 月 13 日とします。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

追加型証券投資信託

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条第 1 項および第 2 項ならびに第 21 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,800 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2028 年 6 月 13 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については、500 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者との協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 20 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、第 3 条の規定により生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位の販売会社が定める単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社は、同項の取得申込日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。ただし、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

③ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの総金額（第 4 項の受益権の取得価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

④ 第 1 項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1 口につき 1 円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益者が当該別に定める各信託（この信託を除きます。）の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 第 4 項および第 5 項の規定にかかわらず、第 35 条第 2 項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の

取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。第19条に定める運用の基本方針および以下において同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、同項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、同項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるアジア・リート・マスター・ファンド（IDRクラス）の受益証券のほか、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券および第3号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

また、投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第 21 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条および第 24 条ないし第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 16 条ならびに前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条および第 24 条ないし第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等、当該取引および当該行為を行うことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

（公社債の借入れ）

第 20 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第 20 条の 2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に係るエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、100 分の 25 を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、原則として、超えることとなった日から 1 ヶ月以内に

当該比率以内となるよう調整を行うものとします。なお、この信託の設定当初、解約および償還への対応ならびに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合を除きます。

（信託業務の委託等）

第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が同項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 25 条 委託者は、前条の規定による投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支

払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 29 条 この信託の計算期間は、毎月 14 日から翌月 13 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2013 年 12 月 13 日までとします。

② 前項にかかわらず、同項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第 31 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 113 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 33 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬およびこれらに係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日および第 35 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第 35 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業

所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第36条 受益者が、収益分配金については第35条第1項に規定する委託者の指定する日から5年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第35条第3項に規定する委託者の指定する日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託の一部解約）

第37条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日のいずれかに該当する場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第1項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、同項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第38条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託期間中において、この信託が主要投資対象とする第17条に規定する外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合、または別に定める各信託の受益権の総口数を合計した口数が50億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

④ 委託者は、第1項または第3項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決

議の通知を發します。

⑤ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑥ 第4項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑦ 第4項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて第4項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいま

す。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（同項の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、同項の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、こ

の信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が自己に帰属する受益権につき、第37条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または第44条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

（信託期間の延長）

第47条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（運用報告書に記載すべき事項の提供）

第47条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

（公告）

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条 第35条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2013年9月20日

(付表)

I. 別に定める日

約款第 13 条第 2 項および約款第 37 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次に掲げるものをいいます。

シンガポールの銀行の休業日

シンガポール取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

II. 別に定める各信託

約款第 13 条第 5 項および第 39 条第 3 項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）為替ヘッジなしコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インド・ルピーコース（毎月決算型）

国際 アジア・リート・ファンド（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）

